

No	部	章	節	項	目	旧	新
1	1	1	1	2		○ この計画は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民・都議会の提言などを可能な限り反映し策定した。	○ この計画は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民・都議会の提言などを可能な限り反映してきた。
2	1	1	1	2		(新規)	○ 一方、国は、令和3年5月、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法や災害救助法等を改正した。 ○ また、東京都防災会議は、令和4年5月、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
3	1	1	1	2		○ 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。	○ 被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。
4	1	1	1	2		○ 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。	○ 今回の令和5年修正に当たっては、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、男女平等参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行った。
5	1	1	1	2		首都直下地震等の被害想定、減災目標 等	計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
6	1	1	1	2		災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。	災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災体制を整備していく。
7	1	2	1	2		○ 平成27年国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回平成22年の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。	○ 総務省「令和2年国勢調査」による東京都の人口は、1,404万7,594人となり、前回平成27年の1,351万5,272人に比べ、53万2,322人(3.9%)の増加となっている。
8	1	2	1	2		○ 人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で平成22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。また、平成22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。 多摩市町村の人口は、421万6,040人で平成22年に比べ3万133人(0.7%)増加している。 島しょの人口は、2万6,491人で平成22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっている。	○ 人口を地域別にみると、区部は、973万3,276人で平成27年に比べ46万536人(5.0%)増加し、総人口に占める区部の割合は69.3%である。また、平成27年からの人口増加数の86.5%が区部における増加となっている。 多摩市町村の人口は、428万9,857人で平成27年に比べ7万3,816人(1.8%)増加している。 島しょの人口は、2万4,461人で平成27年に比べ2,030人(7.7%)の減少となっている。
9	1	2	1	2		○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は151万8,130人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)は873万4,155人(65.9%)、老年人口(65歳以上)は300万5,516人(22.7%)となっている。平成22年と比べると、年少人口が40,759人(2.8%)の増加、生産年齢人口は11万6,070人(1.3%)の減少となり、老年人口は36万3,285人(13.8%)と大幅に増加している。	○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は158万8,415人(11.2%)、生産年齢人口(15～64歳)は928万4,428人(66.1%)、老年人口(65歳以上)は319万4,751人(22.7%)となっている。平成27年と比べると、年少人口が45,118人(3.0%)の増加、生産年齢人口は35万7,000人(4.0%)の増加となり、老年人口は13万205人(4.3%)の増加となっている。
10	1	2	1	2		○ 都内に在住する外国人は、37万8,564人で、平成22年の31万8,829人と比べ、5万9,735人(18.7%)増加しており、総人口に占める割合は2.8%と平成22年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍で外国人全体の61.1%を占めている。	○ 都内に在住する外国人は、48万3,372人で、平成27年の37万8,564人と比べ、10万4,808人(27.7%)増加しており、総人口に占める割合は3.4%と平成27年に比べ0.6ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパールの順で多く、これらの国籍で外国人全体の71.5%を占めている。

No	部	章	節	項	目	旧	新
11	1	2	1	2		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年の東京都の事業所数は62万1,671事業所、従業者数は900万5,511人となっている。 ○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の74.0%を占めている。 ○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.2%、宿泊業、飲食サービス業14.3%、不動産業、物品賃貸業9.0%である。 ○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービスが18.4%、不動産業、物品賃貸業が15.8%となっている。 ○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の51.7%を占めている。 ○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の81.5%を占めている（以上、平成28年「経済センサス-活動調査」）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省「令和3年経済センサス-活動調査（速報値）」による東京都の事業所数（民営のみ）は62万3,895事業所、従業者数は993万5,188人となっている。 ○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の73.2%を占めている。 ○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業22.3%、宿泊業、飲食サービス業11.9%、不動産業、物品賃貸業10.4%である。 ○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が37.0%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービスが20.2%、不動産業、物品賃貸業が17.1%となっている。 ○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の54.3%を占めている。 ○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の83.3%を占めている。
12	1	2	1	2		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年に東京を訪れた観光客数（推計値）は537,085千人（対前年比1.8%増）で、そのうち国内旅行者は523,311千人（同1.8%増）、海外からの旅行者は13,774千人（同5.1%増）である（以上、平成29年「東京都観光客数等実態調査」）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都「令和2年東京都観光客数等実態調査」による東京を訪れた観光客数（推計値）は339,577千人（対前年比39.2%減）で、そのうち国内旅行者は337,054千人（同37.9%減）、海外からの旅行者は2,523千人（同83.4%減）である。
13	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を決定した。
14	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。 ○ 前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。
15	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。 （資料第1「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日東京都防災会議公表）別冊①資料P2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。 （資料第1「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日東京都防災会議公表）別冊①資料P2）
16	1	2	2			（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。 また、現状において想定し得る被害量だけでなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。
17	1	2	2			（図表の差し替え）	（図表の差し替え）
18	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。大正関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
19	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡は揺れを原因とするものが多く、負傷は建物を原因とするものが多く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物を原因とするものが多く。
20	1	2	2			<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインは、東京湾北部地震及び多摩直下地震では、区部東部に被害が多い。元禄型関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。立川断層帯地震では、震源域を中心に被害が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。
21	1	2	2			避難者は、東京湾北部地震が最大となり、約339万人の避難者が発生する。	避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。
22	1	2	2			（図表の差し替え）	（図表の差し替え）

No	部	章	節	項	目	旧	新
23	1	2	2			(新規)	<p>カ 身の回りで起こり得る被害の様相</p> <p>○ 今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。</p> <p>○ なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。</p>
24	1	2	2			(新規)	<p>«インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き»</p> <p>発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。</p>
25	1	2	2			(新規)	<p>«救出救助機関等による応急対策活動の展開»</p> <p>建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。</p>
26	1	2	2			(新規)	<p>«避難所での避難»</p> <p>避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。</p>
27	1	2	2			(新規)	<p>«住み慣れた自宅等での避難生活»</p> <p>建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。</p>
28	1	2	2			(新規)	<p>«帰宅困難者を取り巻く状況»</p> <p>携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。</p>
29	1	2	2			(新規)	<p>キ 被害軽減効果の推計</p> <p>○ 今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果を推計した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化率の向上による、揺れによる建物被害や人的被害の軽減効果 <p>今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少</p>
30	1	2	2			(新規)	(図表の追加)
31	1	2	2			(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果 <p>今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少</p>
32	1	2	2			(新規)	(図表の追加)
33	1	2	2			(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火抑制対策による、火災被害の軽減効果 <p>今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少</p>
34	1	2	2			(新規)	(図表の追加)

No	部	章	節	項	目	旧	新
35	1	2	2			(新規)	・津波に対する避難意識の向上による被害軽減効果 今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少し、最終的には、人的被害をゼロとすることが可能
36	1	2	2			(新規)	(図表の追加)
37	1	3	1	1		(新規)	○ 前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
38	1	3	1	2		(新規)	第9回 区部・多摩 平成29～令和4年 令和4年9月
39	1	3	2	1		また、震災時の出火防止、危険物対策等に係る調査・検証及び消防活動等に係る調査・検証を、年度ごとに課題を設定して実施している。	また、震災時の出火防止対策に資する調査研究、消防活動での安全対策等に資する調査研究等を、必要に応じて実施している。
40	1	3	2	2		○ 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年4月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」(東京都土木技術研究所(当時))を公表した。 ○ 都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、新たな「東京の液状化予測図」を作成し、(平成25年3月完成)、公表している。	○ 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」(東京都土木技術研究所(当時))の公表を行い、令和4年には地盤の有識者からなる「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会の助言を踏まえ、新たな「東京の液状化予測図」を作成し、公表している。
41	1	3	2	2		○ 新たに得られた地盤データを活用し、「東京の液状化予測図」の更新に着手する。	(削除)
42	1	3	2	2		○ 都市防災については、本庁・事務所間の効率的な情報の共有化と道路障害物除去方針などを支援するため、GPS機能付携帯電話を用いて道路被害情報を迅速に収集し、インターネットを活用して早期に被害状況を把握するとともに、迂回路検索が図れる「レスキュー・ナビゲーション」を開発した。	(削除)
43	1	3	2	3		○ 都は、地震に対する安全性を確認する基礎資料として、大規模構造物である東京港第二航路海底トンネル、臨海トンネル及びレインボーブリッジに加えて、埋立地である品川、夢の島、有明ふ頭及び中央防波堤外側埋立地の計12か所で地震動の観測を行っている。	○ 都は、地震に対する安全性を確認する基礎資料として、大規模構造物である東京港第二航路海底トンネル、臨海トンネル及びレインボーブリッジに加えて、埋立地である品川、夢の島、有明ふ頭及び中央防波堤内側埋立地等の計12か所で地震動の観測を行っている。
44	1	3	2	5		○ 国は、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげて行くことを目的として、平成19年度から平成23年度に「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施した。	○ 国は、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげて行くことを目的として、首都直下地震防災・減災特別プロジェクトを実施した。 この研究の成果として、フィリピン海プレートの上面が、従来の想定よりも10kmから15km程度浅いことなどが明らかにされており、都は、こうした新たな知見を反映して、首都直下地震等による東京の被害想定を作成した。
45	1	3	2	5		(新規)	○ また、国等は、都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト（都市災害プロジェクト）（平成24～28年度）や官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備することを目的とした「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト」（平成29年～令和3年度）を実施した。 ○ 都は、これらのプロジェクトに参加するなど、地震に関する情報の収集・分析に努めてきた。
46	1	3	2	5		○ 都は、引き続き、国の「都市災害プロジェクト」に参加するなど、地震に関する調査研究について可能な限り協力し、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努める。	○ 都は、引き続き、国のプロジェクト等に参加するなど、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努めていく。

No	部	章	節	項	目	旧	新
47	1	3	2	5		○ 都は、地元市町との連携を図りつつ、立川断層帯を対象とした国の重点的調査観測に参画していく。	○ 都は、地元市町との連携を図るとともに、調査結果を踏まえた国の動向等に注視していく。
48	1	3	2	7		(新規)	○ また、国において、平成27年度には「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」がなされ、その後「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」で大正関東地震をモデルとした長周期地震動の影響等について検討を進めている。
49	1	3	2	7		○ なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらし得る高層ビル内滞留者への心理的影響や起こり得る事象について、東北地方太平洋沖地震における実態と元禄型大正関東地震による長周期地震動想定結果を比較し、都民への防災意識の啓発・対策促進につなげるため検討材料を整理するとの基本的考え方の下、元禄型関東大正地震における長周期地震動による影響を明らかにした。	○ なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価するとともに、過去災害における特徴的な事象として長周期地震動による被害をまとめた。
50	1	4	1			(新規)	○ 都は、平成19年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。 ○ また、災害による人的・物的被害の軽減に加え、都民生活や都市活動の早期復旧・復興が重要であることから、平成24年に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、同年に修正した地域防災計画修正の際に、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で目標を定め、その達成に向けて、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進してきた。
51	1	4	2	1		(新規)	○ 前回の減災目標の設定から10年が経過しており、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題は、以下のとおりである。
52	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等①】 耐震化・不燃化等の取組の着実な進展により、被害は一定程度減少したが、なおも阪神・淡路大震災と同規模である6千人以上の死者が発生する見込み
53	1	4	2	1		(新規)	◆ 耐震化・不燃化の取組と被害想定の変化
54	1	4	2	1		(新規)	(◆ 耐震化・不燃化の取組と被害想定の変化の図)
55	1	4	2	1		(新規)	・耐震改修の助成等により耐震化を促進するとともに、老朽建築物の除却助成や都税の減免措置等による不燃化の取組を着実に進めるなど、災害に強い都市づくりを着実に進めてきたことなどにより、前回の被害想定と比べ、人的・物的被害が3割から4割程度減少することとなった。
56	1	4	2	1		(新規)	◆ 戦後の我が国の自然災害における死者・行方不明者数の比較
57	1	4	2	1		(新規)	(◆ 戦後の我が国の自然災害における死者・行方不明者数の比較の図)
58	1	4	2	1		(新規)	・都市づくりの進展により、着実に被害は減少する一方で、都内で最大の被害をもたらす都心南部直下地震では、いまだ、6千人を超える死者数が想定されており、阪神淡路大震災と同規模である。 ・これは、戦後の日本における自然災害と比べても、3位相当の甚大な被害が想定されている。
59	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等②】 東日本大震災から10年が経過し、自助・共助を支える家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、テレワークの普及により働く世代の地域定着が促進

No	部	章	節	項	目	旧	新
60	1	4	2	1		(新規)	◆ 都内における自主防災組織 1 団体における活動数（防災訓練）
61	1	4	2	1		(新規)	（◆ 都内における自主防災組織 1 団体における活動数（防災訓練）の図）
62	1	4	2	1		(新規)	◆ 消防団員数
63	1	4	2	1		(新規)	（◆ 消防団員数の図）
64	1	4	2	1		(新規)	・都内における自主防災組織の 1 団体当たりの活動回数は、例えば、平常時の任務としている防災訓練の実施状況が、この 10 年で半分以上となるなど、地域での防災行動が鈍化傾向になっている。 ・また、地域防災の重要な役割を担う消防団員も減少傾向が続いている。
65	1	4	2	1		(新規)	◆ テレワークの導入状況
66	1	4	2	1		(新規)	（◆ テレワークの導入状況の図）
67	1	4	2	1		(新規)	・一方で、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークを導入している企業が増えており、働く世代の地域定着が進んでいる。
68	1	4	2	1		(新規)	◆ 自助・共助の取組促進による被害軽減効果の事例
69	1	4	2	1		(新規)	（◆ 自助・共助の取組促進による被害軽減効果の事例の図）
70	1	4	2	1		(新規)	・感震ブレーカー設置などの出火防止対策や、消火器設置・消火訓練実施などの初期消火対策を推進することで、火災による人的・物的被害が 7 割から 9 割程度減少すると推計されている。 ・また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進することで、4 割から 8 割程度減少すると推計されるなど、家庭や地域における自助・共助の取組推進が、被害減少に大きく寄与することが期待される。
71	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等③】 首都中枢機能を支える行政施設や主要道路沿道建築物等の耐震化は一定程度進展も、すべての応急対策の「生命線」となる緊急輸送道路には、なお閉塞リスクの高い地域が存在
72	1	4	2	1		(新規)	◆ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・被害想定における閉塞リスク
73	1	4	2	1		(新規)	（◆ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・被害想定における閉塞リスクの図）
74	1	4	2	1		(新規)	建物の倒壊等による道路閉塞等に伴い、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれ
75	1	4	2	1		(新規)	（◆ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・被害想定における閉塞リスクの図）
76	1	4	2	1		(新規)	◆ 過去の大規模災害における閉塞事例

No	部	章	節	項	目	旧	新
77	1	4	2	1		(新規)	(◆ 過去の大規模災害における閉塞事例の図)
78	1	4	2	1		(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な公共建築物の耐震化はこの10年で大きく進展している。 ・一方、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化も着実に進展しているものの道半ばであり、新たな被害想定では、特定沿道の全壊棟数は最大81棟と見込まれており、緊急輸送ルートが確保できず、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれも想定される。 ・阪神淡路大震災では、高速道路の倒壊等により、並走する国道も長期にわたり寸断し、救援救急活動に大きな制約が生じた。
79	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等④】 管路等の耐震化が進展等したものの、基幹施設の被災などによる復旧日数の長期化が懸念
80	1	4	2	1		(新規)	◆ 既往大震災におけるライフラインの復旧状況
81	1	4	2	1		(新規)	(◆ 既往大震災におけるライフラインの復旧状況の図)
82	1	4	2	1		(新規)	・過去の大規模災害においても、各ライフラインの復旧完了までに、長期間を要した事例もある。
83	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑤】 災害の教訓を踏まえた備蓄物資の拡充や、民間事業者との協定拡充による被災者支援体制の充実強化、区市町村への被災者生活再建支援システムの導入促進など、早期復旧を支える基盤の整備が一定程度進展
84	1	4	2	1		(新規)	◆ これまで追加してきた主な備蓄物資
85	1	4	2	1		(新規)	(◆ これまで追加してきた主な備蓄物資の図)
86	1	4	2	1		(新規)	・過去の災害の教訓等も踏まえ、被災者の多様なニーズに的確に対応するため、都の備蓄物資の品目を随時追加するなど、被災者の生活環境のQOLの向上に努めてきた。
87	1	4	2	1		(新規)	◆ 民間応援協定締結数
88	1	4	2	1		(新規)	(◆ 民間応援協定締結数の図)
89	1	4	2	1		(新規)	・災害時における各種応急・復旧業務の協力を依頼する民間団体等との協定締結は大幅に増加している。
90	1	4	2	1		(新規)	◆ 被災者生活再建支援システムの導入状況
91	1	4	2	1		(新規)	(◆ 被災者生活再建支援システムの導入状況の図)
92	1	4	2	1		(新規)	・区市町村が住家被害認定調査や罹災証明書発行が効率的に実施できるよう導入した被災者生活再建支援システムについても、導入自治体が大きく増加している。

No	部	章	節	項	目	旧	新
93	1	4	2	1		(新規)	【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑥】 通信依存の増大やマンション居住者の更なる増加など、都民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要
94	1	4	2	1		(新規)	◆ スマートフォン保有世帯率
95	1	4	2	1		(新規)	(◆ スマートフォン保有世帯率の図)
96	1	4	2	1		(新規)	・災害時の情報収集のツールとしても欠かせないスマートフォンを保有する世帯率は、都内において、この10年で約6倍増加している。
97	1	4	2	1		(新規)	◆ キャッシュレス決済の利用状況
98	1	4	2	1		(新規)	(◆ キャッシュレス決済の利用状況の図)
99	1	4	2	1		(新規)	・電子マネー利用額が倍増するなど、消費支出のキャッシュレス決済が増加している。
100	1	4	2	1		(新規)	◆ 在宅避難が可能な耐震性の高いマンションの増加
101	1	4	2	1		(新規)	(◆ 在宅避難が可能な耐震性の高いマンションの増加の図)
102	1	4	2	1		(新規)	・都内におけるタワーマンション等の超高層建築物は約4割増加している。 ・耐震性が高く、自宅に留まることができる住民が増える一方、エレベーターの停止等により陸の孤島化のおそれ。
103	1	4	2	1		(新規)	◆ 複合災害の事例 ・平成28年の熊本地震では、震度7の地震が立て続けに発生し、余震への不安などから避難生活が長期化したことなどにより、災害関連死が直接死のおよそ4倍にのぼった。 ・令和2年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後の3週目から感染者が急増。
104	1	4	2	2		(新規)	2 今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識 ○ これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、社会環境等の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、以下の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図っていく。 ① ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要 ② 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要 ③ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要
105	1	4	2	3		(新規)	3 基本認識に基づく今後の取組の方向性 ○ 基本認識を踏まえ、今回の令和5年修正では、以下の3つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っている。
106	1	4	2	3		(新規)	(【3つの視点】の表)
107	1	4	2	3		(新規)	(【分野横断的な視点】の表)

No	部	章	節	項	目	旧	新
108	1	4	2	3		(新規)	○ また、これらの視点に基づき、区市町村や関係機関など、各主体との一層の連携強化により、各防災施策の重層化を図っている。
109	1	4	3			(新規)	<p>第3節 減災目標の設定</p> <p>○ 都は2022年（令和4年）12月、「強靱化された首都東京」の実現を目指し、TOKYO強靱化プロジェクトを策定し、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示している。また、都の総合計画である「未来の東京戦略」においても、目指す2040年代の姿とその実現に向けた2030年への戦略を示している。</p> <p>○ 今回の令和5年修正においては、3つの視点に、分野横断的な視点も加え、2040年代までの概ね中間地点となる2030年度までに達成すべき減災目標を以下のとおり定める。</p> <p>○ なお、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、今回の令和5年修正においては、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定することとした。</p> <p>【減災目標】 2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。</p> <p>○ 減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標は、以下のとおりである。</p> <p>○ なお、南海トラフ巨大地震等対策の減災目標については、第4部で定める。</p>
110	1	4	3			(新規)	（【指標一覧】の表）
111	1	4	4			(新規)	<p>第4節 減災目標の達成に向けた取組</p> <p>○ 10年間の主な取組状況や社会環境の変化等を踏まえた対策を「東京都地域防災計画（震災編）改定に向け今後具体化を図るべき重点事項（以下「重点事項」という。）」として位置付けた。</p> <p>○ 令和5年修正に向けた検討において、各主体の役割や取組が整理できたものは、第2部等にその内容を記載している。</p> <p>○ 一方、減災目標の確実な達成のため、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組もあることから、引き続き、各局・関係機関で構成する「東京都防災対策推進ワーキンググループ」等において、検討を深めていくこととする（「重点事項一覧」参照）。</p>
112	1	4	4			(新規)	（【重点事項一覧】の表）
113	1	4				<p>第1節 計画の特徴</p> <p>○ 都は、国の被害想定を踏まえて、平成25年5月、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表し、特に、島しょにおける建物・人的被害等の詳細について明らかにした。</p>	(削除)
114	1	4				○ 国は、平成25年12月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）を施行し、平成26年3月、南海トラフ地震防災対策推進地域として、島しょの9町村を指定するとともに、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として、小笠原村を除く島しょの8町村を指定した。	(削除)
115	1	4				○ また、国は、平成24年6月、東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、国等が自らの判断で物資等を供給することで、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設するなど、緊急を要するものについて対応するため、災害対策基本法を改正した。	(削除)
116	1	4				○ その際、引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）も踏まえ、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成する際、必要な個人情報を利用できるようにするなど、平成25年6月、更なる改正を実施した。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
117	1	4				○ 平成26年修正では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等を踏まえた修正（第4部）のほか、第1部から第3部については、災害対策基本法の改正、都や各防災機関などの防災対策の進捗状況等を踏まえた時点修正を行った。	(削除)
118	1	4				○ 令和元年修正では、平成28年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、所要の修正を行った。	(削除)
119	1	4				第2節 対策の視点 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。人的被害が最大となるのは、東京湾北部地震で、死者が約9,700人、避難者が約339万人、帰宅困難者が517万人発生すると見込まれている。 また、都民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は約30万棟、ライフライン被害としては、断水率約35%、停電率約18%などといった被害が想定されている。 こうした被害を抑制し、都民の生命、身体及び財産を保護するとともに、首都東京の機能を維持するため、以下の3つの視点の下、対策を推進していく。 なお、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」における対策の視点については、第4部に記載する。	(削除)
120	1	4				<視点1> 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり 防災対策は、家具の転倒防止や避難経路の確認といった身近なソフト対策から、道路ネットワークの整備や都市の再開発といった大規模なハード対策まで、多岐にわたる。 また、東京は、区部、多摩地域、島しょ地域とそれぞれ異なった地域特性を有しており、それぞれの地域ごとに異なった災害のリスクを抱えている。 防災対策を確実に進め、各地域が直面するリスクを低減するため、自助・共助・公助の力を束ねて、地震に強いまちづくりを推進していく。 (主な取組) ○ 都内全域に共通する対策 ・防災隣組など自助・共助の推進（第2部第2章） ・道路等の都市基盤の防災性の向上（第2部第3章・第4章） ・エネルギー・ライフラインの確保（第2部第4章） など ○ 地域特有の災害リスクを低減する対策 ・木造住宅密集地域における対策（第2部第3章） ・山間部における土砂災害対策（第2部第3章） ・長周期地震動への備えなど高層ビルにおける対策（第2部第3章） ・区部東部低地帯、島しょ地域における津波・高潮対策（第2部第5章） など	(削除)
121	1	4				<視点2> 都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり 大規模な災害の発生時に、一人でも多くの命を救うためには、都が、国や区市町村はもとより、首都圏内の近隣自治体や他地域からの応援部隊と一体となって、発災後のオペレーションを円滑に実施する必要がある。 とりわけ、発災直後の救出・救助活動において重要な役割を担う自衛隊や警察、消防といった部隊との緊密な連携が欠かせない。 こうした広域的な連携も含めて、迅速かつ的確な災害対応を図るため、強固な危機管理体制を構築していく。 (主な取組) ・広域連携等による都の危機管理体制の強化（第2部第6章） ・情報通信の確保（第2部第7章） ・災害医療コーディネーターの設置など医療機能の確保（第2部第8章） ・帰宅困難者対策の推進（第2部第9章）	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
122	1	4				<p><視点3> 被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり 発災直後の揺れや火災などの被害から命を守った後は、それをしっかりとつないで、早期に生活再建へと結び付け、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要である。 そのためには、避難所の安全化や生活物資の供給など発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策や、り災証明手続及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。 こうした手立てを着実に講じ、被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくりを進めていく。</p> <p>(主な取組) ・避難場所の整備や避難所の安全化などの避難者対策の推進（第10章） ・安定的な物資の供給など物流・備蓄・輸送対策（第11章） ・被災者の生活再建の早期化（第13章）</p>	(削除)
123	1	4				<p>第3節 計画の全体像</p> <p>○ 本計画の全体像は、次ページのとおりである。 ○ 第2部での個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の三つのスキームに分けて記載した。 ○ なお、第4部については、南海トラフ巨大地震等への対策、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めている。</p>	(削除)
124	1	4				(【個別施策と各フェーズの体系整理図】の図)	(削除)
125	1	4				第4節 施策相互の連携関連イメージ図	(削除)
126	1	4				(第4節 施策相互の連携関連イメージ図の図)	(削除) ※第1部第6章へ移行
127	1	4				<p>第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。 本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。</p>	(削除) ※第1部第6章へ移行
128	1	4				<p>○ 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動 (危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク) 発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。 また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。 さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。</p>	(削除) ※第1部第6章へ移行

No	部	章	節	項	目	旧	新
129	1	4				<p>○ 発災直後から72時間以内において特に重要な活動 （救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン） 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。 また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。 また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。</p>	<p>（削除） ※第1部第6章へ移行</p>
130	1	4				<p>○ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動 （生活再建、帰宅支援） 発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。</p>	<p>（削除） ※第1部第6章へ移行</p>
131	1	5	1			（新規）	<p>第5章 複合災害への対応 第1節 はじめに ○ 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受け入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。 ○ また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。</p>
132	1	5	1			（新規）	（【被害想定で想定する主な複合災害】の表）
133	1	5	1			（新規）	○ こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。
134	1	5	2			（新規）	<p>第2節 複合災害に備え留意すべき事項 ○ 先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。</p>
135	1	5	2			（新規）	<p>（留意事項） ○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 ○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 ○ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証 ○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 ○ 夏季発災時における熱中症対策 等 （大規模自然災害＋大規模自然災害） ○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化 ○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等 （感染症対策＋大規模災害） ○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ○ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等</p>

No	部	章	節	項	目	旧	新
136	1	5				<p>第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）</p> <p>○ 都は、平成19年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。</p> <p>○ しかしながら、災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。</p> <p>○ このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、平成24年の地域防災計画修正の際に、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定めた。</p> <p>○ この目標を、10年以内に達成する。ただし、都の応急対応力の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。</p> <p>○ 都は、目標達成に向けて、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進していく。</p> <p>○ なお、南海トラフ巨大地震等対策の「被害軽減と都市再生に向けた目標」については、第4部で定める。</p>	(削除)
137	1	5				<p>目標1</p> <p>① 死者を約6,000人減少させる。</p> <p>② 避難者を約150万人減少させる。</p> <p>③ 建築物の全壊・焼失棟数を約20万棟減少させる。</p> <p>○ 東京湾北部地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースで、揺れや火災による死者を約6,000人、避難者を約150万人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数（約30万棟）を約20万棟、それぞれ減少させる。</p>	(削除)
138	1	5				(減災効果の内訳)	(削除)
139	1	5				<p><目標を達成するための主な対策></p> <p>(死者・避難者・建築物被害の減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率を令和2年度末までに95%、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。 整備地域の不燃領域率を早期に70%にする。 特定整備路線を一日も早く全線整備する。 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上 など 	(削除)
140	1	5				<p>目標2</p> <p>① 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。</p> <p>② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者517万人の安全を確保する。</p> <p>○ 首都中枢機能を支える都や国、区市町村といった行政機関や、病院などの関係機関について、発災後も、その機能を確実に発揮できるようにする。</p> <p>○ 帰宅困難者517万人について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。</p>	(削除)
141	1	5				<p><目標を達成するための主な対策></p> <p>(中枢機関の機能維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。 水再生センター等の耐震化を推進するとともに、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに100%完了する。 東京都災害医療コーディネーターを中心に全都で最適な医療資源の配分を行う。 医療救護所などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。 災害時に医療機能の維持が特に必要な病院については、災害時にも水や非常用発電に必要な燃料を確保するため、都や協定締結団体等と連携した供給体制を確立する。 など 	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
142	1	5				<p>（帰宅困難者の安全確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などに取り組む。 企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。 徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。 など 	(削除)
143	1	5				<p>目標3</p> <p>① ライフラインを60日以内に95%以上回復する。</p> <p>② 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活 再建の道筋をつける。</p> <p>○ 都民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と首都東京の機能を早期に回復する観点から、都はライフラインの復旧目標を設定する。</p> <p>具体的には、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させることを目標とする。</p> <p>○ 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。</p> <p>・電力 7日・上水道 30日 ・通信 14日・下水道 30日 ・ガス 60日</p> <p>○ 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活 再建の道筋をつける。</p>	(削除)
144	1	5				<p><目標を達成するための主な対策></p> <p>（ライフラインの回復）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。 水再生センター等の耐震化を推進するとともに、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに100%完了する。 など 	(削除)
145	1	5				<p>（生活再建の早期化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ、仮設住宅の建設及び応急修理の実施により効率的に応急的な住宅の確保を支援する。 など 	(削除)
146	1	6				(新規)	第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ
147	1	6				(新規) ※第1部第4章第4節より移行	(第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオの表)
148	1	6				(新規) ※第1部第4章第4節より移行	<p>第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。</p> <p>本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。</p>

No	部	章	節	項	目	旧	新
149	1	6				(新規) ※第1部第4章第4節より移行	○ 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動 (危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク) 発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。 また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。 さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。
150	1	6				(新規) ※第1部第4章第4節より移行	○ 発災直後から72時間以内において特に重要な活動 (救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン) 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。 また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。 また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。
151	1	6				(新規) ※第1部第4章第4節より移行	○ 発災後、4日目以降に重点的に行う活動 (生活再建、帰宅支援) 発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。
152	2	1	1			食糧	食料
153	2	1	3			—	第2節における各機関等の記載について 都組織規程、中央防災会議名簿、協定内容等に基づき、各機関の記載順を見直した。
154	2	1	2	2		都政策企画局 1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 その他特命に関すること。	都政策企画局 1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
155	2	1	2	2		(新規)	都子供政策連携室 1 災害時における他の局の応援に関すること。 2 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。
156	2	1	2	2		都民安全推進本部	(削除)
157	2	1	2	2		都戦略政策情報推進本部	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
158	2	1	2	2	(新規)		都デジタルサービス局 1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関する事。 3 基盤システムの維持に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。
159	2	1	2	2		都生活文化局 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関する事。 2 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事。 6 私立学校との連絡調整に関する事。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関する事。 8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事。 9 災害時における他の局の応援に関する事。	都生活文化スポーツ局 1 災害に関する被災者等からの相談業務に関する事。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事。 5 私立学校との連絡調整に関する事。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。
160	2	1	2	2		都オリンピック・パラリンピック準備局	(削除)
161	2	1	2	2		都環境局 1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 (新規) 5 災害時における他の局の応援に関する事	都環境局 1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事
162	2	1	2	2		都福祉保健局 1 医療及び防疫に関する事。 2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する事。 4 避難者の輸送及び避難所の設営に関する事。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 6 義援金品の受領及び配分に関する事。 (新規) 7 災害時における他の局の応援に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事(他の局に属するものを除く。)	都福祉保健局 1 医療及び防疫に関する事。 2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する事。 4 避難者の輸送及び避難所の設営に関する事。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 6 義援金品の受領及び配分に関する事。 7 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事(他の局に属するものを除く。)
163	2	1	2	2		都病院経営本部	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
164	2	1	2	2		都建設局 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。	都建設局 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
165	2	1	2	2		都下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。	都下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること。
166	2	1	2	4		関東総合通信局 1 <u>災害時における通信の確保に関すること。</u> 2 <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u>	関東総合通信局 1 <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> 2 <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> 3 <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。</u> 4 <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> 5 <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>
167	2	1	2	4		東京航空局 （東京空港事務所） （大島空港出張所）	東京航空局 （東京空港事務所） （削除）
168	2	1	2	4		東京管区气象台 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 <u>気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。</u> 3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u></u> 4 <u>区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u> 5 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u> 6 <u>都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>	東京管区气象台 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
169	2	1	2	4		第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部） （横浜海上保安部） （下田海上保安部） （東京湾海上交通センター）

No	部	章	節	項	目	旧	新
170	2	1	2	4		海上保安庁 1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関すること (略)	海上保安庁 1 津波情報等の伝達に関すること。 (略)
171	2	1	2	4		関東地方環境事務所 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。	関東地方環境事務所 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
172	2	1	2	6		日赤東京都支部 (略) 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 (略) 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。	日赤東京都支部 (略) 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 (略) 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。
173	2	1	2	6		1 電信及び電話施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
174	2	1	2	6		東京ガス	東京ガスグループ
175	2	1	2	6		東京ガス 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 (略)	東京ガス 1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 (略)
176	2	1	2	6		NTTドコモ 1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。	NTTドコモ 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通確保と被災通信設備等の復旧に関すること
177	2	1	2	6		(新規)	楽天モバイル 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
178	2	1	2	7		(新規)	東京都立病院機構 1 所管する病院の医療救護活動に関すること

No	部	章	節	項	目	旧	新
179	2	1	2	8		西多摩建設業協同組合 協定名：災害時における応急対策業務に関する協定	西多摩建設業協会 協定名：災害時における応急対策業務に関する協定
180	2	1	2	8		プレハブ建築協会 協定名：災害時における応急対策業務に関する協定書	削除
181	2	1	2	8		全国木造建設事業協会 協定名：災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	全国木造建設事業協会 日本木造住宅産業協会 プレハブ建築協会 協定名：災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
182	2	1	2	8		—	東京都中小建設業協会 協定名：災害時における水道工用材料、応急復旧用建設機械、資機材等の供給又は情報提供に関する協定等
183	2	1	2	8		協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定	(法人名に「株式会社」を追加) 協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定
184	2	1	2	8		観光バス 協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定	東京パッセンジャー株式会社 協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定
185	2	1	2	8		小田急箱根高速バス	小田急ハイウェイバス
186	2	1	2	8		日立自動車交通 協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定	(削除) 協定名：災害時における応急対策用バスの供給に関する協定
187	2	1	2	8		PUC 東京水道サービス 協定名：地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定 災害発生時の応急対策業務等に関する協定	東京水道株式会社 協定名：災害等発生時における業務の協力に関する協定
188	2	1	2	8		(新規)	東京都都市づくり公社 全国上下水道コンサルタント協会関東支部 協定名：多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定(東京都及び多摩地域30市町村と締結)
189	2	1	2	8		東京都医療社会事業協会 協定名：災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定	東京都医療ソーシャルワーカー協会 協定名：災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定
190	2	1	2	8		関東旅客船協会 日本船主協会 日本外航客船協会 日本内航海運組合総連合会 協定名：災害時における船舶による輸送等に関する協定	関東旅客船協会 日本船主協会 日本外航客船協会 日本内航海運組合総連合会 江戸屋形船組合 東京観光船協議会 東京湾遊漁船業協同組合 協定名：災害時における船舶による輸送等に関する協定

No	部	章	節	項	目	旧	新
191	2	1	2	8		日本TCGF 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(削除)
192	2	1	2	8		セブン&アイ・ホールディングス	(削除)
193	2	1	2	8		(新規)	AZ-COM丸和・支援ネットワーク 協定名：災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定
194	2	1	2	8		(新規)	佐川急便 協定名：災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
195	2	1	2	8		(新規)	西濃運輸 協定名：災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
196	2	1	2	8		(新規)	日本通運 協定名：災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
197	2	1	2	8		(新規)	福山通運 協定名：災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
198	2	1	2	8		(新規)	ヤマト運輸 協定名：災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定書
199	2	1	2	8		(新規)	東京都トラック協会 協定名：災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書
200	2	1	2	8		(新規)	東日本段ボール工業組合 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定
201	2	1	2	8		(新規)	東京都冷凍空調設備協会 協定名：災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定
202	2	1	2	8		(新規)	イオン 協定名：災害時における支援協力に関する協定
203	2	1	2	8		(新規)	ローソン 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定
204	2	1	2	8		(新規)	ボランティアアーキテツネットワーク 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定
205	2	1	2	8		(新規)	アスクル 協定名：災害時における物資の調達・輸送等に関する協定

No	部	章	節	項	目	旧	新
206	2	1	2	8		(新規)	ファミリーマート 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定
207	2	1	2	8		(新規)	立飛リアルエステート 協定名：災害時における支援協力に関する協定
208	2	1	2	8		(新規)	東京都テント・シート工業会 協定名：災害時における物資の調達支援協力に関する協定
209	2	1	2	8		(新規)	KDDI 協定名：災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書
210	2	1	2	8		(新規)	ソフトバンク 協定名：災害時における無人航空機を活用した物資の輸送等に関する協定書
211	2	1	2	8		神明 協定名：異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定	神明ホールディングス 協定名：異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定
212	2	1	2	8		東京食糧 協定名：異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定	カーギルジャパン 協定名：異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定
213	2	1	2	8		アメリカン・フォース・ネットワーク（AFN） 協定名：災害時等における放送要請に関する協定	(削除)
214	2	1	2	8		東京都産業廃棄物協会	一般社団法人東京都産業資源循環協会
215	2	1	2	8		東京都宅地建物取引業協会 全日本不動産協会東京都本部 東京共同住宅協会 全国賃貸住宅経営者協会連合会 協定名：震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	東京都宅地建物取引業協会 全日本不動産協会東京都本部 東京共同住宅協会 全国賃貸住宅経営者協会連合会 日本賃貸住宅管理協会 協定名：震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定
216	2	1	2	8		(新規)	全国建設労働組合総連合東京都連合会 災害復旧職人派遣協会 協定名：災害時における被災住宅の応急修理に関する協定
217	2	1	2	8		住宅金融公庫首都圏支店 協定名：災害時における住宅の復興に向けた協力に係る基本協定	住宅金融支援機構首都圏支店 協定名：災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定

No	部	章	節	項	目	旧	新
218	2	1	2	8		恩方病院 東京海道病院 大泉病院 東京足立病院 駒木野病院 青木病院 吉祥寺病院 薫風会山田病院 平川病院 慈雲堂病院 七生病院 成仁病院 大内病院 高月病院 順天堂大学医学部付属順天堂東京江東高齢者医療センター 日本医科大学付属病院 井之頭病院 桜ヶ丘記念病院 国立精神・神経医療研究センター病院 日本大学医学部附属板橋病院 昭和大学附属烏山病院 立川病院	日本医科大学付属病院 東邦大学医療センター大森病院 東京都立松沢病院 東京都立広尾病院 昭和大学附属烏山病院 東京都立豊島病院 大泉病院 慈雲堂病院 日本大学医学部附属板橋病院 成増厚生病院 陽和病院 東京足立病院 大内病院 成仁病院 東京都立墨東病院 順天堂東京江東高齢者医療センター 東京海道病院 駒木野病院 高月病院 恩方病院 平川病院 七生病院 桜ヶ丘記念病院 立川病院
219	2	1	2	8	—		井之頭病院 東京都立多摩総合医療センター 東京都立小児総合医療センター 吉祥寺病院 青木病院 山田病院 国立精神・神経医療研究センター病院 協定名：東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書 （セル高さ上限のため分割記載）
220	2	1	2	8		豊島病院 協定名：東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書	（削除）
221	2	1	2	8	（新規）		公益社団法人東京都栄養士会 協定名：災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
222	2	1	2	8	（新規）		東京都環境計量協議会 協定名：災害時における石綿モニタリングに関する協定書
223	2	1	2	8	（新規）		一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 協定名：災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

No	部	章	節	項	目	旧	新
224	2	1	2	8	(新規)		岩谷産業 ENEOS 東京瓦斯 巴商会 東京都環境公社 協定名：燃料電池バスを活用した災害時等における給電支援で使用する外部給電器の保管及び使用に係る契約書
225	2	2	0		発災時		災害時
226	2	2	0		約7,100の防災市民組織		約7,300の防災市民組織
227	2	2	0		約22,300人の消防団員が所属		約21,700人（令和4年4月現在）の消防団員が所属
228	2	2	0		約33,000人の方々が発災時のボランティアとして登録している。		約21,700人が災害時のボランティアとして登録している。
229	2	2	0		約7,000人		約7,300人
230	2	2	0		食糧		食料
231	2	2	0		発災時		災害時
232	2	2			家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施した人は、63.6%		家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施した人は、62.2%
233	2	2			7,101団体（平成30年4月現在）		7,320団体（令和3年4月現在）
234	2	2			(新規)		○ この10年間に都内のマンション戸数は約45万戸増加し、約201万戸（平成30年10月現在）
235	2	2			消防団員数は、定員約26,400人に対し、約22,300人 （平成30年4月現在）		消防団員数は、定員約26,700人に対し、約21,700人 （令和4年4月現在）
236	2	2			町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結数は 延べ922件（平成29年度末現在 東京消防庁管内）		町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結数は 延べ927件（令和3年度末現在 東京消防庁管内）
237	2	2			東京都防災ボランティア等の登録者数は、約16,200人		東京都防災ボランティア等の登録者数は、約15,700人
238	2	2			(新規)		○ マンションにおいてはエレベーターやトイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための対策が必要
239	2	2			(新規)		○ 日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、住民や管理組合等を対象としたセミナーを実施し、マンションの防災力向上を推進
240	2	2			(新規)		マンションを含めた地域の防災活動を活性化

No	部	章	節	項	目	旧	新
241	2	2				(新規)	○マンション防災における自助・共助の構築 マンション居住者における自助の備え 防災意識の啓発、防災教育・訓練の充実
242	2	2				(新規)	○マンション防災における応急対策の実施 マンション管理組合等における応急対策の実施
243	2	2	1	1		家庭にある食糧等で3日間以上の食事をとることができる割合	家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合
244	2	2	1	1		69.0%（平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）	71.8%（令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）
245	2	2	1	1		63.6%（平成30年9月「消防に関する世論調査」）	62.2%（令和3年9月「消防に関する世論調査」）
246	2	2	1	1		82.0%（平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）	70.9%（令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）
247	2	2	1	1		240万人（平成29年度 東京消防庁管内）	48万人（令和3年度 東京消防庁管内）
248	2	2	1	1		救命講習を受講した都民の人数 約260万人（平成29年度末現在 東京消防庁管内）	救命講習を受講した都民の人数 約315万人（令和3年度末現在 東京消防庁管内）
249	2	2	1	1		小中高等学校版防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を都内全ての国公立学校に配布することにより、実践的な防災教育を推進	全都の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒を対象に、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を作成し、防災教育ポータルにて配信することにより、実践的な防災教育を推進
250	2	2	1	1		都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練の実施（平成30年度 全日制178校、定時制2校実施予定）	都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練（令和4年度 全日制177校、定時制10校実施予定）
251	2	2	1	1		・ 都立高校生等を対象とした合同防防災キャンプの実施（平成30年度 高校生87名、教員15名が参加）	（削除）
252	2	2	1	2		約7,100の防災市民組織	約7,300の防災市民組織
253	2	2	1	2		7,101団体（平成30年4月現在）	7,320団体（令和3年4月現在）

No	部	章	節	項	目	旧	新
254	2	2	1	3	(新規)		<p>3 マンション防災における自助・共助の構築</p> <p>この10年間に都内のマンション戸数（※）は約45万戸増加し、約201万戸となり、そのうち、11階建以上の高層マンションは約24万戸増加し、約94万戸となった。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内のマンション戸数 2,017,400戸（※）6階建以上の共同住宅 ・うち高層マンション戸数 940,200戸 11階建以上（平成30年住宅・土地統計調査） ・災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」） ・定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」） ・防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」） ・非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」） ・東京とどまるマンション（※1）登録数 7棟 2,640戸（令和5年1月現在）
255	2	2	1	3	(新規)		<p>※1 東京とどまるマンション</p> <p>停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和5年1月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。</p>
256	2	2	1	3		3 消防団の活動体制の充実	4 消防団の活動体制の充実
257	2	2	1	3		発災時	災害時
258	2	2				<p>都内では、98の消防団に約22,300人の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の消防団員数 約22,300人（平成30年4月現在） 	<p>都内では、98の消防団に約21,700人（令和4年4月現在）の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の消防団員数 約21,700人（令和4年4月現在）
259	2	2	1	4		4 事業所による自助・共助の強化	5 事業所による自助・共助の強化
260	2	2	1	4		発災時	災害時
261	2	2	1	4		町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結 延べ922件（平成29年度末現在 東京消防庁管内）	町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結 延べ922件（令和3年度末現在 東京消防庁管内）
262	2	2	1	4		事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率） 約80%（平成29年度末）現在	事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率） 約80%（令和4年度末）現在
263	2	2	1	5		5 ボランティア活動への支援	6 ボランティア活動への支援
264	2	2	1	5		発災時	災害時
265	2	2	1	5		発災時	災害時
266	2	2	1	5		東京都防災ボランティア等（※）登録者数 約16,200人（平成29年度末現在）	東京都防災ボランティア等（※）登録者数 約15,700人（令和4年度末現在）

No	部	章	節	項	目	旧	新
267	2	2	1	5		※ 語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア	※ 東京都防災ボランティア等 語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア
268	2	2	1	5		約2,440人（平成31年1月末現在）	2,458人（令和4年5月末現在）
269	2	2	1	5		約14,600人（平成30年3月末現在）	3,594人（令和4年3月末現在）
270	2	2	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
271	2	2	2	0		118100	118734
272	2	2	2	0		304	275
273	2	2	2	0		6665	7082
274	2	2	2	0		4921	3915
275	2	2	2	1		約7,000人	約7,300人
276	2	2	2	1		食糧	食料
277	2	2	2	1		平成30年9月「消防に関する世論調査」	令和3年9月「消防に関する世論調査」
278	2	2	2	1		平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」	令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」
279	2	2	2	1		63.6%	62.2%
280	2	2	2	1		食糧	食料
281	2	2	2	1		69.0%	71.8%
282	2	2	2	1		82.0%	70.9%
283	2	2	2	2		発災時	災害時
284	2	2	2	2		要配慮者の死者が約5,000人	要配慮者の死者が約4,000人

No	部	章	節	項	目	旧	新
285	2	2	2	3	(新規)		3 マンション防災における自助・共助 タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が原則となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。
286	2	2	2	3		3 消防団の活動体制	4 消防団の活動体制
287	2	2	2	3		最大約19万棟	最大約11万棟
288	2	2	2	3		都内の消防団は、定員約26,400人に対して、現員約22,300人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。	都内の消防団は、定員約26,700人に対して、現員約21,700人（令和4年4月現在）となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。
289	2	2	2	4		4 事業所による自助・共助の取組	5 事業所による自助・共助の取組
290	2	2	2	4		発災時	災害時
291	2	2	2	4		最大約339万人の避難者や約517万人の帰宅困難者	最大約299万人の避難者や約415万人の帰宅困難者
292	2	2	2	4		発災時	災害時
293	2	2	2	5		5 ボランティア活動の支援体制	6 ボランティア活動の支援体制
294	2	2	2	5		発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの避難所の運営支援やがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。	発災時において、ボランティアは、 <u>避難所の運営支援</u> や炊き出し、 <u>災害廃棄物撤去</u> といった様々な役割を果たすことが期待されている。
295	2	2	2	5		最大約339万人の避難者の発生	最大約299万人の避難者の発生
296	2	2	2	5		首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。	首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。
297	2	2	3	1		女性の視点を反映した防災対策の充実を図る。	女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。

No	部	章	節	項	目	旧	新
298	2	2	3	3	(新規)		<p>3 マンション防災における自助・共助の推進</p> <p>マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。但し、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮しながら特別な対策が必要である。</p> <p>発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、原則としてその後は在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。</p> <p>日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。</p> <p>マンション防災には、都、区市町村はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。</p> <p>東京都はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図る。</p>
299	2	2	3	3		3 消防団の活動体制の充実	4 消防団の活動体制の充実
300	2	2	3	3		発災時	災害時
301	2	2	3	4		4 事業所による自助・共助の強化	5 事業所による自助・共助の強化
302	2	2	3	4		発災時	災害時
303	2	2	3	4		自らの役割を果たすことができよう、	自らの役割を果たすことができよう、
304	2	2	3	5		5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進	6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進
305	2	2	3	5		発災時	災害時
306	2	2	4	2		発災時	災害時
307	2	2	4	2		発災時	災害時
308	2	2	4	3	(新設)		<p>3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化</p> <p>マンション防災の必要性を都民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。</p>
309	2	2	4	3		3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上	4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
310	2	2	4	3		発災時	災害時
311	2	2	4	4		4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化	5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
312	2	2	4	5		地域全体の自助・共助体制を推進する。	地域全体の自助・共助体制を強化する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
313	2	2	4	5		5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築	6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築
314	2	2	4	5		発災時	災害時
315	2	2	5予			1 自助による都民の防災力向上 2 地域による共助の推進 3 消防団の活動体制の充実 4 事業所による自助・共助の強化 5 ボランティアとの連携の構築 6 都民・行政・事業所等の連携	1 自助による都民の防災力向上 2 地域による共助の推進 3 マンション防災における自助・共助の構築 4 消防団の活動体制の充実 5 事業所による自助・共助の強化 6 ボランティアとの連携の構築 7 都民・行政・事業所等の連携
316	2	2	5予	1-1		避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え	避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
317	2	2	5予	1-1		災害発生時	災害時
318	2	2	5予	1-2		発災時	災害時
319	2	2	5予	1-2		(新規)	都政策企画局
320	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供
321	2	2	5予	1-2		○ 防災ブック「東京防災」「東京暮らし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進	○ 防災ブック「東京防災」「東京暮らし防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進
322	2	2	5予	1-2		○ 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進	○ 多言語やさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進
323	2	2	5予	1-2		(新規)	○自助・共助の取組向上に向け、男女双方の視点や外国人等の視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握
324	2	2	5予	1-2	(1)	(新規)	○ Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進
325	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進
326	2	2	5予	1-2		(新規)	都子供政策連携室 ○子供に対する防災情報の「東京都子どもホームページ」への掲載
327	2	2	5予	1-2		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
328	2	2	5予	1-2		○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
329	2	2	5予	1-2		○ 耐震改修工法・装置の紹介など、耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供	○ 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供
330	2	2	5予	1-2		「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催	個別相談を実施する区を支援
331	2	2	5予	1-2		(新規)	○大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。
332	2	2	5予	1-2		○ 耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付 ○ 管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発	(削除)
333	2	2	5予	1-2		(新規)	○リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web版の公表
334	2	2	5予	1-2		○ 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定、要配慮者支援の全体的な考え方を示す全体計画など、区市町村の取組に対する支援の実施	○ 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施
335	2	2	5予	1-2		災害発生時	災害時
336	2	2	5予	1-2		交通規制支援ボランティアの充実	交通規制支援ボランティアの確保
337	2	2	5予	1-2		消防博物館	東京消防庁消防防災資料センター
338	2	2	5予	1-2		「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施	各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施
339	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
340	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
341	2	2	5予	1-2		○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成	○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成
342	2	2	5予	1-2		赤十字災害救護ボランティア	東京都赤十字救護ボランティア
343	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
344	2	2	5予	1-2		○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
345	2	2	5予	1-2		○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供

No	部	章	節	項	目	旧	新
346	2	2	5予	1-2		(新規)	楽天モバイル
347	2	2	5予	1-2		(新規)	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害対策関連機器、サービスの紹介、防災関連グッズ等の配布
348	2	2	5予	1-2		東京ガス	東京ガスグループ
349	2	2	5予	1-2		○ マイコンメーターの復帰操作を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページへの掲載 ○ 東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全対策に関する取り組み紹介
350	2	2	5予	1-3		(新規)	さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
351	2	2	5予	1-3		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
352	2	2	5予	1-3		○「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進	○防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進
353	2	2	5予	1-3		○東京消防庁等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）	○自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練
354	2	2	5予	1-3		○現地高校生との交流活動や被災地の視察など実践的な防災教育を行う、都立高校生等を対象とした合同防災キャンプの実施	(削除)
355	2	2	5予	1-3		(新規)	○都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施
356	2	2	5予	1-3		○安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上	○安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上
357	2	2	5予	1-3		(新規)	○ 関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進
358	2	2	5予	1-3		○初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練などの実践的な訓練や	○初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や
359	2	2	5予	1-3		○ V R 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進	○ V R 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
360	2	2	5予	1-3		(新規)	○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実
361	2	2	5予	1-3		都立高校	都立特別支援学校
362	2	2	5予	1-3		(新規)	○ 関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進
363	2	2	5予	1-3		(新規)	関東地方測量部

No	部	章	節	項	目	旧	新
364	2	2	5予	1-3		(新規)	○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進
365	2	2	5予	1-4		○在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等	○「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
366	2	2	5予	1-4		○防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版冊子の作成・配布	○防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進
367	2	2	5予	1-4		○「東京都防災アプリ」多言語版の改修・ダウンロード促進	○多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の改修・ダウンロード促進
368	2	2	5予	1-4		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
369	2	2	5予	1-4		○ 在住外国人のための防災訓練及び外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施	○ 在住外国人のための防災訓練や市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施
370	2	2	5予	1-4		(新規)	○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施
371	2	2	5予	1-4		(新規)	都住宅政策本部
372	2	2	5予	1-4		(新規)	○ リーフレット「東京仮住まい」の多言語版の作成
373	2	2	5予	1-4		○ 提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(InterFM897)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。	(削除)
374	2	2	5予	1-4		東京都国際交流委員会と連携し、	(一財) 東京都つながり創生財団と連携し、
375	2	2	5予	1-4		多言語(日本語、英語、中国語、ハングル)の他、「やさしい日本語」での防災知識の普及・啓発に努める。	「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及・啓発に努める。
376	2	2	5予	1-4		(新規)	○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して研修や訓練を行い、スキルアップを図る。
377	2	2	5予	1-4		災害発生時	災害時
378	2	2	5予	1-4		○ 外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練や外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施し、併せて東京都防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。	○ 防災館（東京消防庁 都民防災教育センター）等と連携し、在住外国人への防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施する。併せて区市町村及び国際交流協会の職員等に対して災害時の外国人支援等に係る研修を実施し、区市町村の実態に応じた取組を促進する。 ○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して、研修や訓練を行い、スキルアップを図る。
379	2	2	5予	1-4		○ 地域の国際交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。	○ 地域の国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
380	2	2	5予	2		(新規)	都生活文化スポーツ局
381	2	2	5予	2	(1)	(新規)	○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る
382	2	2	5予	2	(1)	・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備	・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
383	2	2	5予	2	(1)	(新規)	○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）
384	2	2	5予	3		(新規)	3 マンション防災における自助・共助の構築 3-1 マンション居住者による自助の備え マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1-1 都民による自助の備え」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。 ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施 ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備
385	2	2	5予	3	(1)	(新規)	3-2 防災意識の啓発 (1) 対策内容と役割分担 行政等は、本章第5節の予防対策「1-2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。
386	2	2	5予	3	(1)	(新規)	<都総務局の取組> ○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 <都住宅政策本部の取組> ○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 <不動産会社等の取組> ○ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 <マンション管理組合等の取組> ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 <マンション管理会社等の取組> ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
387	2	2	5予	3	(1)	(新設)	<p>3-3 防災教育・防災訓練の充実 (1) 対策内容と役割分担 行政等は、本章第5節の予防対策「1-3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり防災教育を実施していく。</p> <p><都総務局の取組> ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化</p> <p><都住宅政策本部の取組> ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施</p> <p><不動産会社等の取組> ○ 都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を購入者に対し、（賃貸の場合は、賃借人に対し、）周知する。</p> <p><マンション管理組合等の取組> ○ マンション居住者に対し、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を周知する。</p> <p><マンション管理会社等の取組> ○ マンション居住者に対し、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を周知する。</p>
388	2	2	5予	3	(1)	3 消防団の活動体制の充実	4 消防団の活動体制の充実
389	2	2	5予	3	(2)	特別区では、消防団員の活動環境の整備、	特別区では、 <u>大規模災害団員などの制度の活用</u> 、消防団員の活動環境の整備、
390	2	2	5予	3	(2)	各種資機材を活用して	各種資機材や <u>マニュアル等</u> を活用して
391	2	2	5予	3	(2)	新入団員への入団教育を充実し、	新入団員への入団教育を充実させ、
392	2	2	5予	3	(2)	○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。	○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
393	2	2	5予	4	(1)	4 事業所による自助・共助の強化	5 事業所による自助・共助の強化
394	2	2	5予	4	(1)	事業者	事業所
395	2	2	5予	4	(1)	※事業所防災計画 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画	※事業所防災計画 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。
396	2	2	5予	4	(1)	防災計画の策定を指導	防災計画の策定等を指導
397	2	2	5予	4	(1)	都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援	都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援
398	2	2	5予	4	(2)	災害発生時	災害時
399	2	2	5予	4	(2)	災害発生時	災害時

No	部	章	節	項	目	旧	新
400	2	2	5予	4	(2)	災害発生時	災害時
401	2	2	5予	4	(2)	自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。	自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。
402	2	2	5予	4	(2)	b 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。	b 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。
403	2	2	5予	4	(2)	6業種36事業所	6業種37事業所
404	2	2	5予	4	(2)	自主保安体制としての防災計画の作成を指導するとともに	防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに
405	2	2	5予	4	(2)	○都内中小企業が自社で開発・製造した、都市防災力を高める優れた技術・製品等の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成し、都市防災力の向上を図る。	○都内中小企業による都市危機管理能力を高める優れた技術・製品等の開発改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成し、都市危機管理能力の向上を図る。
406	2	2	5予	5-1		5 ボランティアとの連携	6 ボランティアとの連携
407	2	2	5予	5-1		5-1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携	6-1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携
408	2	2	5予	5-1		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
409	2	2	5予	5-1		発災時	災害時
410	2	2	5予	5-1		区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施	区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
411	2	2	5予	5-2		5-2 東京都防災ボランティア等との連携	6-2 東京都防災ボランティア等との連携
412	2	2	5予	5-2		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
413	2	2	5予	5-3		5-3 交通規制支援ボランティアとの連携	6-3 交通規制支援ボランティアとの連携
414	2	2	5予	5-4		5-4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携	6-4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携
415	2	2	5予	5-5		「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。	「コーディネーター講習」を実施。
416	2	2	5予	5-5		5-5 赤十字ボランティアとの連携	6-5 赤十字ボランティアとの連携

No	部	章	節	項	目	旧	新
417	2	2	5予	5-5		<赤十字災害救護ボランティア>	<東京都赤十字救護ボランティア>
418	2	2	5予	5-5		赤十字災害救護セミナー	赤十字災害救護ボランティア養成セミナー
419	2	2	5予	6		6 都民・行政・事業所等の連携	7 都民・行政・事業所等の連携
420	2	2	5予	6	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
421	2	2	5予	6	(1)	(新規)	○ 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成
422	2	2	5予	6	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
423	2	2	5予	6	(2)	(新規)	○ 災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワーク形成を推進
424	2	2	5応			1 自助による応急対策の実施 2 地域による応急対策の実施 3 消防団による応急対策の実施 4 事業所による応急対策の実施 5 ボランティアとの連携	1 自助による応急対策の実施 2 地域による応急対策の実施 3 マンション防災における応急対策の実施 4 消防団による応急対策の実施 5 事業所による応急対策の実施 6 ボランティアとの連携
425	2	2	5応	1-1		発災時	災害時
426	2	2	5応	1-2	(1)	多言語での災害情報の発信等を行う。	多言語等での災害情報の発信等を行う。
427	2	2	5応	1-2	(1)	○ Lアラートを利用して、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。	○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。
428	2	2	5応	1-2	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
429	2	2	5応	1-2	(1)	○外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣	○外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、 <u>（一財）東京都つながり創生財団と連携して</u> 、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ <u>東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣</u>
430	2	2	5応	1-2	(1)	○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問合わせ対応	(削除)
431	2	2	5応	1-2	(1)	○ <u>東京都国際交流委員会</u> と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施	○ <u>（一財）東京都つながり創生財団</u> と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
432	2	2	5応	1-2	(1)	外国人が必要とする情報の収集・提供 行政情報等の翻訳	外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等

No	部	章	節	項	目	旧	新
433	2	2	5応	2	(1)	避難勧告・指示の伝達	避難指示の伝達
434	2	2	5応	3	(1)	(新設)	<p>3 マンション防災における応急対策の実施 (1) 対策内容と役割分担 マンション管理組合等は、第5節2（地域による応急対策の実施）に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。 <マンション管理組合・自治会等の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配
435	2	2	5応	3		3 消防団による応急対策の実施	4 消防団による応急対策の実施
436	2	2	5応	3		○ 避難勧告、指示等が出された場合は、	○ 避難のための指示が出された場合は、
437	2	2	5応	4		4 事業所による応急対策の実施	5 事業所による応急対策の実施
438	2	2	5応	4		○ 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。	○ 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
439	2	2	5応	4		○ 出火防止を実施する。	○ 出火防止措置を実施する。
440	2	2	5応	4		○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。	○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
441	2	2	5応	4		○ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救護救助活動を実施する。	○ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
442	2	2	5応	5	(1)	5 ボランティアとの連携	6 ボランティアとの連携
443	2	2	5応	5	(1)	東京都生活文化局	東京都生活文化スポーツ局
444	2	2	5応	5	(1)	都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。	<p>都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。</p> <p>なお、都又は都から事務の委任を受けた区市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>
445	2	2	5応	5	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局

No	部	章	節	項	目	旧	新
446	2	2	5	5	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、<u>女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら</u>、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援を実施 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ <u>区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築</u>
447	2	2	5	5	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供等し、ボランティア等を直接的に支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、<u>地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり</u>、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援
448	2	3	0			「首都直下地震等による東京の被害想定」においても、区部木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定されており、建築物の耐震化、不燃化及び消防用水の確保に一層取り組む必要がある。また、液状化への適切な対策及び室内での家具類の転倒・落下・移動防止等に対する対策にも引き続き取り組んでいく必要がある。	「首都直下地震等による東京の被害想定」においても、区部木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定されており、建築物の耐震化、不燃化に一層取り組む必要がある。また、液状化への適切な対策、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等への対策や消防水利の整備及び開発・確保にも引き続き取り組んでいく必要がある。
449	2	3	0			<到達目標> 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100%	<到達目標> 防災上重要な公共建築物の耐震化率100%及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進
450	2	3	0			液状化予想図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成	継続的な液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策に関する情報提供の充実
451	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造住宅建築物の更新を促進し、整備地域の不燃領域率は62%（平成28年度） ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化率は96.7%（平成26年度）、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率は84.3%（平成30年6月末時点） ○ 液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動、液状化判定に必要な地盤調査データ等の情報の提供 ○ 特別区内における消防水利の充足率は98.3%（平成30年3月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造住宅建築物の更新を促進し、整備地域の不燃領域率は62%（平成28年度） ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化率は98.5%（令和元年度）、特定緊急輸送道路の総合到達率は●%（令和4年12月末） ○ 液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動、液状化判定に必要な地盤調査データ等の情報の提供 ○ 特別区内における消防水利の充足率は98.4%（令和4年3月末）
452	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造住宅密集地域の延焼拡大のおそれ ○ 公共建築物及びマンション等の耐震化の促進、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進 ○ 液状化発生を見据えた適切な対策の必要 ○ 木造住宅密集地域における消防水利の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造住宅密集地域の延焼拡大のおそれ ○ 公共建築物及びマンション等の耐震化の促進、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進 ○ 液状化発生を見据えた適切な対策の必要 ○ 震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応する消防水利の不足
453	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域における「木密地域不燃化10年プロジェクト」による特区制度の活用やまちづくり手法の活用、特定整備路線の整備による木造住宅密集地域の早期改善 ○ 耐震改修促進計画に基づく公共建築物の積極的な耐震化促進、耐震化に向けた積極的な意識啓発及びマンション耐震化の費用助成、耐震化推進条例に基づく緊急輸送道路の沿道建築物の重点的な耐震化推進等 ○ ポータルサイトの地盤情報等の充実 ○ 木造住宅密集地域内において重点的に水利を確保、経年防火水槽の再生や深井戸等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図るべき地区における不燃化特区制度の活用や、特定整備路線の整備による木造住宅密集地域の早期改善 ○ 耐震改修促進計画に基づく公共建築物の積極的な耐震化促進、耐震化に向けた積極的な意識啓発及びマンション耐震化の費用助成、耐震化推進条例に基づく緊急輸送道路の沿道建築物の重点的な耐震化推進等 ○ <u>液状化ポータルサイトの地盤情報等の充実及びアドバイザーの現地への派遣による建て主等への適切なアドバイスの実施</u> ○ 経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備及び関係各機関と連携した水利の開発・確保
454	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域の不燃領域率 早期に70% ○ 特定整備路線の整備 1日も早い全線整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備地域の不燃領域率 70% ○ 特定整備路線の整備 令和7年度までの全線整備
455	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化 できるだけ早期に100% ○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 令和7年度までに100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化 できるだけ早期に100% ○ 特定緊急輸送道路 令和7年度までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消
456	2	3				<ul style="list-style-type: none"> ○ 液状化ポータルサイトの地盤情報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 液状化ポータルサイトやアドバイザー制度により、地盤情報や液状化対策のための情報提供をより充実

No	部	章	節	項	目	旧	新
457	2	3	1	1		二度の改定を経て、平成27年度には、	三度の改定を経て、令和元年度には、
458	2	3	1	1		老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域	震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域
459	2	3	1	1		木造住宅密集地域を中心に、	地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、
460	2	3	1	3		・ 防災上重要な都立建築物（警察署、都立病院等）耐震化率99.7%（平成29年度）	・ 防災上重要な都立建築物（警察署、都立病院等）耐震化率99.9%（令和3年度）
461	2	3	1	3		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上重要な公共建築物 耐震化率96.7%（平成26年度） ・ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条に基づき指定した、特定緊急輸送道路の沿道建築物 84.8%（平成30年12月） ・ 災害拠点病院 93.8%（平成30年3月） ・ 公立小中学校99.9%（平成30年4月）私立小中学校98.9%（平成30年4月） ・ 住宅 83.8%（平成26年度） ・ 民間特定建築物 85.6%（平成26年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上重要な公共建築物 耐震化率98.5%（令和元年度） ・ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条に基づき指定した、特定緊急輸送道路 総合到達率●.●%（令和4年12月） ・ 災害拠点病院 耐震化率96.3%（令和元年9月） ・ 公立小中学校99.9%（平成30年4月）私立小中学校99.7%（令和4年4月） ・ 住宅 耐震化率92.0%（令和元年度） ・ 民間特定建築物 耐震化率88.4%（令和元年度）
462	2	3	1	3		家具類の固定などの転倒・落下・移動防止実施率63.6%（「消防に関する世論調査」平成30年9月）	家具類の固定などの転倒・落下・移動防止対策実施率62.2%（「消防に関する世論調査」令和3年9月）
463	2	3	1	4		都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を開始した。平成26年5月より液状化ポータルサイトを開設し、平成30年7月から利用者のニーズに応じた改訂にむけ、アンケートを実施した。	同年6月より、都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を開始した。さらに、平成26年5月に液状化ポータルサイトを開設し、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供している。
464	2	3	1	4		特別区内における消防水利の充足率 98.3%（平成30年3月末）	特別区内における消防水利の充足率 98.4%（令和4年3月末）
465	2	3	2	1		東京湾北部地震	都心南部直下地震
466	2	3	2	1		最大116,224棟	最大82,199棟
467	2	3	2	1		最大201,249棟	最大118,734棟
468	2	3	2	1		木造住宅密集地域（整備地域）	整備地域
469	2	3	2	1		約6,900ha	約6,500ha
470	2	3	2	1		区部面積の約1割強を占めている。この区域の人口は、区部人口の約2割を占めており、	区部面積の約1割強を占めており、
471	2	3	2	1		更に、一部の地域では人口が減少傾向にあり、また高齢化が急速に進展しており、	更に、高齢化が急速に進展しており、
472	2	3	2	4		災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。	震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、的確な消防水利の整備を進める必要がある。
473	2	3	3	1		指定しており、都と区とが連携して不燃化を強力に推進する。	指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進しており、この取組は令和7年度まで5年間延長している。

No	部	章	節	項	目	旧	新
474	2	3	3	2		平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路の沿道建築物、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。特に耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。	令和5年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。また、耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。
475	2	3	3	3		民間建築物の地盤データを収集、公開していく。また、利用者のニーズに応じたポータルサイトの改訂を検討する。	国等の動向をも踏まえつつ、民間建築物の地盤データの収集、公開に向け取り組んでいくとともに、令和5年度からは依頼を受けたアドバイザーが現地確認を行い、建て主等へアドバイスを行う新たな取組を実施する。
476	2	3	3	4		木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討するほか、経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進する。	経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都、区市町村及び関係機関等と連携して水利の開発・確保を図る。
477	2	3	4	1		木造住宅密集地域のうち、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域（約6,900ha）とし、早期に不燃領域率70%の達成を目指す。	震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域（約6,500ha）とし、すべての整備地域において、不燃領域率70%の達成を目指す。
478	2	3	4	1		一日も早い全線整備を目指す。	令和7年度までに全線整備を目指す。
479	2	3	4	2		2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100% 災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、できるだけ早期に100%完了する。 また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、令和7年度までに耐震化を100%完了する。 ・ 社会福祉施設等（主に要配慮者が利用する入所施設）、保育所100%（令和2年度） ・ 災害拠点病院 耐震化率100%（令和7年度） ・ 都営住宅 100%（令和2年度） ・ 住宅 95%（令和2年度） ・ 民間特定建築物 95%（令和2年度）	2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進 災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、できるだけ早期に100%完了する。 また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、重点的に耐震化を推進することにより、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す。 ・ 社会福祉施設等（主に要配慮者が利用する入所施設）、保育所 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消（うち自己所有の建築物については100%）（令和12年度） ・ 災害拠点病院 100%（令和7年度） ・ 都営住宅 100%（令和7年度） ・ 住宅 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度） ・ 民間特定建築物 耐震化率95%（令和7年度）
480	2	3	4	3		また、建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。	また、建て主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、アドバイザーが現地を確認の上、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。
481	2	3	5予	1-1	(1)	「木密地域不燃化10年プロジェクト」における	(削除)
482	2	3	5予	1-1	(1)	木造住宅密集地域約13,000ha、整備地域28地域約6,900ha、重点整備地域53地区約3,200ha	木造住宅密集地域約8,600ha、整備地域28地域約6,500ha、重点整備地域52地区約3,350ha
483	2	3	5予	1-1	(1)	それを補完する主要延焼遮断帯に位置付けられた都市計画道路	それを補完する主要延焼遮断帯・一般延焼遮断帯に位置付けられた都市計画道路
484	2	3	5予	1-1	(2)	「木密地域不燃化10年プロジェクト」	不燃化特区制度と特定整備路線の取組
485	2	3	5予	1-1	(2)	以下の取組を行っている。	「燃え広がらないまち」、「燃えないまち」の実現に取り組んできた。令和2年3月には、防災都市づくり推進計画の基本方針を改定、取組期間を令和7年度まで5年間延長し、以下の取組を行っている。

No	部	章	節	項	目	旧	新
486	2	3	5予	1-1	(2)	特に改善を必要としている地区については、	整備地域において特に改善を必要としている地区について、
487	2	3	5予	1-1	(2)	平成30年4月現在、53地区約3,200ha	令和4年4月現在、52地区約3,350ha
488	2	3	5予	1-1	(2)	「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催	個別相談を実施する区を支援
489	2	3	5予	1-1	(2)	平成30年4月現在、防災再開発促進地区を82地区 約5,135ha、防災公共施設を233か所指定している。	令和4年6月現在、防災再開発促進地区を99地区 約6,191ha、防災公共施設を355か所指定している。
490	2	3	5予	1-1	(2)	〇燃え広がらないまちを実現し、整備地域の防災性の向上を図るため、特定整備路線の整備を推進する。	(削除)
491	2	3	5予	1-1	(2)	(新規)	〇震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」として平成24年度に選定した。整備に当たっては、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置や関係機関との連携による移転先の確保など、関係権利者の生活再建をきめ細かに支援することで、丁寧な対応をしながら用地取得を進めるとともに、用地が確保できた箇所から順次工事を実施し、整備を推進する。併せて、不燃化特区制度の取組などによる市街地の不燃化も一体的に進めることで、より高い施策効果の発現を目指す。
492	2	3	5予	1-1	(2)	〇事業の実施に当たっては、関係権利者一人一人に事業の必要性や補償の考え方などについて丁寧に説明するとともに、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口を設置し、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行うことで、理解と協力を得ながら用地取得を進める。そして、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進する。	(削除)
493	2	3	5予	1-1	(2)	〇指定した不燃化特区において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、区が行う全戸訪問による制度周知や専門家派遣などの取組を支援する。また、借地人や借家人に対して引越代等を支援する住替え助成や公共施設への転換を予定した用地取得の助成や、全戸訪問の回数制限の撤廃など、不燃化の取組を一層推進する。	〇指定した不燃化特区において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、固定資産税・都市計画税の減免措置などを実施するとともに、体制強化のための仕組みづくり、専門家派遣、ノウハウ提供などにより区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進している。
494	2	3	5予	1-1	(2)	(シ) 魅力的な移転先整備事業 〇 木造住宅密集地域の不燃化を加速するため、権利者などが安心して生活再建できるよう、民間活力により、近隣の公有地を活用した魅力的な受け皿づくりに取り組む。 〇 権利者などのニーズや地域特性に応じて、コミュニティを維持しながら、移り住みたくなるような住宅を民間活力により整備し、円滑な生活再建を促進する。	(シ) 特定整備路線等の整備促進に資する移転先整備事業 〇 特定整備路線等の整備促進に向け、コミュニティに配慮しつつ、高齢者などが安心して住める移転先の確保を図る。 〇 権利者などのニーズや地域特性に応じて、公有地や既存建築物を有効活用し、円滑な生活再建を促進する。
495	2	3	5予	1-1	(2)	〇 都都市整備局は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する。 〇 都心・副都心などにおいて、地元区や民間事業者等と連携して大街区化を進め、市街地の更新により耐震性を向上させるのに併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。それとともに、環境と調和した効率的なエネルギー利用が可能となる建築物を誘導して、その中に帰宅困難者の一時滞在施設、備蓄倉庫、自家発電設備等を備えることで、まちなかにおける防災上の拠点を整備する。 〇 鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業など民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設、備蓄倉庫、非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致し、災害時における宿場的な機能を創出する。	〇 都都市整備局は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する。 〇 都心・副都心などにおいて、地元区や民間事業者等と連携して大街区化を進め、市街地の更新により耐震性を向上させるのに併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。それとともに、環境と調和した効率的なエネルギー利用が可能となる建築物を誘導して、その中に帰宅困難者の一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備等を備えることで、まちなかにおける防災上の拠点を整備する。 〇 鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業など民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致し、災害時における宿場的な機能を創出する。
496	2	3	5予	1-1	(2)	「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年 東京都）」	「首都直下地震等による東京の被害想定」

No	部	章	節	項	目	旧	新
497	2	3	5予	1-1	(2)	(新規)	(オ) デジタルツインの活用 ○ 現実空間のデータを仮想空間に3Dで再現し、様々な分析・シミュレーションが可能となるデジタルツインについて、庁内データを連携するための基盤を構築し、庁内各局が行政データを活用できる環境を整え、迅速な意思決定や政策立案の実現を後押しする。 ○ 地形などを三次元で表現するために必要な点群データを取得・整備し、デジタルツインの高度化を図り、庁内各局の防災事業での活用を進めていく。
498	2	3	5予	1-1	(2)	(新規)	(オ) デジタルツインの活用 ○ 防災DX等の早期実現を支えるデジタルツインの基盤高度化に向け、都内全域で都市の3Dデジタルマップの整備を進める。
499	2	3	5予	1-1	(2)	平成30年7月時点で82公園2,030haを開園	令和4年7月時点で83公園2,051haを開園
500	2	3	5予	1-1	(2)	平成26年から令和6年までの10年間で都立公園170haの開園を目標として整備	令和3年から令和12年までの10年間で都立公園130haの開園を目標として整備
501	2	3	5予	1-1	(2)	今後は、救出救助部隊の	今後も、救出救助部隊の
502	2	3	5予	1-1	(2)	全体面積の約27%	全体面積の約28%
503	2	3	5予	1-3	(2)	地下街が9か所あり延床面積は約217,000㎡に及ぶほか、	地下街が9か所あり、延床面積は約183,000㎡に及ぶほか、
504	2	3	5予	1-3	(2)	事前指定した避難誘導員の周知	避難誘導員の事前指定
505	2	3	5予	1-4	(1)	1-4 がいけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊、地すべり、山地災害等の防止 (1) 対策内容と役割分担 ア がいけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	1-4 がいけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊、地すべり、山地災害等の防止 (1) 対策内容と役割分担 ア がいけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止
506	2	3	5予	1-4	(1)	○がいけ・よう壁等、ブロック塀等の安全化	○がいけ・擁壁等、ブロック塀等の安全化
507	2	3	5予	1-4	(2)	(新規)	都環境局 ○保全地域の急傾斜地崩壊対策
508	2	3	5予	1-4	(2)	ア がいけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止 (ア) がいけ・よう壁等の安全化 ○ 都都市整備局は、がいけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあつては、都市計画法及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、がいけ・よう壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化する。 ○ 既設の危険ながいけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがいけ・よう壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがいけ・よう壁の危険性を認識していただき、その改善に結び付けていく。	ア がいけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止 (ア) がいけ・擁壁等の安全化 ○ 都都市整備局は、がいけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあつては、都市計画法及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、がいけ・擁壁の指導、監督を行う。 ○ 既設の危険ながいけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがいけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがいけ・擁壁の危険性を認識していただき、その改善に結び付けていく。
509	2	3	5予	1-4	(2)	今後、危険な大規模盛土造成地の抽出調査を行い、成果を区市町村に引き継ぐことで、その後の事業展開を図る。	今後、危険な大規模盛土造成地の詳細調査を行い地震時の安全性を診断し、必要に応じて対策工事など安全確保の取組につなげていく。

No	部	章	節	項	目	旧	新
510	2	3	5予	1-4	(2)	(新規)	○ 令和2年3月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定の要件に該当する塀の耐震診断を義務付け、令和7年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。
511	2	3	5予	1-4	(2)	(新規)	○ 都環境局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定された保全地域の所有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所について急傾斜地崩壊対策工事を行う。
512	2	3	5予	2-1	(2)	○ 平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、	○ 令和5年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、
513	2	3	5予	2-1	(2)	【住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】の表更新	【住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】の表更新 主な公共住宅について、「都営住宅」と「都住宅供給公社住宅」を分けて記載
514	2	3	5予	2-1	(2)	都は、防災上重要な都立建築物（病院、学校等）について、「耐震化整備プログラム」を策定し、進めてきた。	都は、防災上重要な都立建築物（病院、学校等）について、「耐震化整備プログラム」を策定し、耐震化を進めてきた。
515	2	3	5予	2-1	(2)	都営住宅及び公社住宅の耐震化率を、令和2年度までに100%とすることを目標として、計画的に耐震化を推進する。	都営住宅の耐震化率を、令和7年度までに100%とすることを目標として、着実に耐震化を推進する。
516	2	3	5予	2-1	(2)	○ 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。 都では、都市整備局ホームページにおいて簡易耐震診断や、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。 また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行い、耐震化率を令和2年度までに95%とする。 ○ 不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和2年度までに耐震化率95%を目指す。	○ 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。 都では、都市整備局ホームページにおいて簡易耐震診断や耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。 また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行っていく。 ○ 不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和7年度までに耐震化率95%を目指す。
517	2	3	5予	2-1	(2)	都住宅政策本部は、耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレット送付を通じて啓発を進める。	都住宅政策本部は、東京都耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震化を推進し、令和7年度末までに耐震性が不十分なマンションをおおむね解消することを目指す。
518	2	3	5予	2-1	(2)	(新規)	○耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合への郵送やメールによる送付を通じて啓発を進める。
519	2	3	5予	2-1	(2)	分譲マンションについては、	マンションについては、
520	2	3	5予	2-1	(2)	(新規)	○ 一方、令和7年度末までに過大な改修費、困難な合意形成等により、耐震化にすぐには取り組めないマンションに対し、大規模な地震で被害が大きくなる傾向のあるピロティ階の対策を支援する。
521	2	3	5予	2-1	(2)	○ 都都市整備局は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率100%を目指す。	○ 都都市整備局は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物について、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す。
522	2	3	5予	2-1	(2)	(新規)	○ 一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、区市町村や関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指す。

No	部	章	節	項	目	旧	新
523	2	3	5予	2-1	(2)	キ 木造住宅等の耐震化 ○ 都都市整備局は、木造住宅耐震診断事務所登録制度、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、相談窓口の3つの事業を実施しており、また、所有者への積極的な働き掛け等を実施する区市町村に対して、耐震診断・改修の助成を行うなど、今後、事業を更に推進し、住宅の耐震化率を令和2年度までに95%とする。	キ 戸建住宅等の耐震化 ○ 都都市整備局は、木造住宅耐震診断事務所の登録や相談窓口の設置等を実施しており、また、所有者へ積極的な働き掛け等を実施する区市町村に対して、耐震診断・改修の助成を行うなどにより、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
524	2	3	5予	2-1	(2)	(新規)	○ 地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が特に密集するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」内の戸建住宅等について、平成18年度から、重点的に耐震化を促進している。 ○ 昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅について、所有者自らの安全点検を推奨するとともに耐震診断や耐震改修等の助成を行っていく。
525	2	3	5予	2-1	(2)	○ 都福祉保健局は、旧耐震基準で建築された、自己所有の民間社会福祉施設等の耐震化等に要する費用の一部を補助し、主に要配慮者が利用する入所施設及び保育所については、令和2年度までに100%耐震化する。	○ 都福祉保健局は、旧耐震基準で建築された、民間社会福祉施設等の耐震化等に要する費用及び耐震性のある建物への移転に要する経費の一部を補助し、令和12年度までに耐震性が不十分な建物をおおむね解消（うち自己所有の建築物については耐震化率100%）する。
526	2	3	5予	2-1	(2)	サ 木造住宅密集地域の耐震化 ○ 地域の危険性の高い「整備地域」内の木造住宅について、平成18年度から、木造住宅耐震助成制度の事業を実施し、重点的に耐震化を促進している。都都市整備局は、区と連携し、公共的観点から財政的な支援を行う。	(削除)
527	2	3	5予	2-1	(2)	シ 税制面からの支援	サ 税制面からの支援
528	2	3	5予	2-2	(2)	(新規)	○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築
529	2	3	5予	2-2	(2)	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ エレベーター閉じ込めの救出体制の構築	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築
530	2	3	5予	2-2	(2)	(新規)	○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築
531	2	3	5予	2-2	(2)	○ 日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。	○ 日本エレベーター協会は、加盟各社に災害時の閉じ込め防止装置設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
532	2	3	5予	2-2	(2)	(新規)	○ 日本エレベーター協会は、協会加盟各社からの閉じ込め等に関する情報を都と共有する体制を構築する。 ○ 都都市整備局は、日本エレベーター協会等と連携し、都内のエレベーター閉じ込め等の情報を収集する体制を構築する。
533	2	3	5予	2-2	(2)	○ 大阪府北部地震の実態を調査するなど、エレベーター閉じ込め多発事案の調査研究委託を実施する。	(削除)
534	2	3	5予	2-2	(2)	(新規)	(ウ) 復旧体制の充実 ○ 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る。
535	2	3	5予	2-3	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
536	2	3	5予	2-3	(1)	落下・転倒	転倒・落下

No	部	章	節	項	目	旧	新
537	2	3	5予	2-3	(2)	<p>(2) 詳細な取組内容</p> <p>イ 屋外広告物に対する規制</p> <p>○ 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないよう、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。</p>	<p>(2) 詳細な取組内容</p> <p>イ 屋外広告物に対する規制</p> <p>○ 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないよう、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、<u>区市町と連携して</u>、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。</p>
538	2	3	5予	2-3	(2)	<p>○ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用 ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知 ・ 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施 	<p>○ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布</u>、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、<u>都民や事業所に対する防災指導を実施</u> ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知 ・ 映像、<u>インターネット広告</u>など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施
539	2	3	5予	2-3	(2)	落下・転倒	転倒・落下
540	2	3	5予	2-3	(2)	都生活文化局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。	都生活文化スポーツ局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の転倒・落下を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。
541	2	3	5予	3-1	(1)	都建設局 都港湾局	都建設局
542	2	3	5予	3-1	(1)	液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施	都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施
543	2	3	5予	3-1	(1)	○ マンホールの浮上抑制対策	○ 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施
544	2	3	5予	3-1	(2)	○ 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、被害が大きいと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。	○ 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。
545	2	3	5予	3-1	(2)	○ 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。	○ 都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
546	2	3	5予	3-1	(2)	「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえて作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用し、	東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、
547	2	3	5予	3-1	(2)	○ 都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、 <u>東京都土木技術支援・人材センターを中心に、平成24年度に「東京の液状化予測図」の見直しを行った。</u>	○ 都建設局は、地盤の有識者からなる「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会の助言を踏まえ、令和4年3月に「東京の液状化予測図」の見直しを行っている。
548	2	3	5予	4-1	(2)	・ 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。	・ 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利として <u>の</u> 深井戸を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
549	2	3	5予	4-1	(2)	・ 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方を検討する。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
550	2	3	5予	4-1	(2)	・特別区においては、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備方策の推進に努める。	・特別区においては、 <u>消防水利が不足する地域</u> に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
551	2	3	5予	4-1	(2)	都都市整備局及び都建設局は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘(あい)な道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。	都都市整備局及び都建設局は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘(あい)な道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。
552	2	3	5予	4-1	(2)	○化学物質による被害防止	○化学物質による <u>取扱施設の安全性向上</u>
553	2	3	5予	4-2	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
554	2	3	5予	4-2	(1)	(新規)	ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築 機関名 都環境局 対策内容 ○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築
555	2	3	5予	4-1	(2)	資料第28「放射線障害防止法の対象事業所数」	資料第28「RI規制法対象事業所一覧」
556	2	3	5予	4-2	(2)	地震時の容器の転倒防止や	地震時の容器の転倒防止や流出防止、
557	2	3	5予	4-2	(2)	「液化石油ガス供給・消費設備基準」	「液化石油ガス供給・消費設備基準」等
558	2	3	5予	4-2	(2)	災害時のLPG活用の在り方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」に基づき、LPガス等の避難所への供給に関し、東京都LPガス協会と相互に協力して実施する。
559	2	3	5予	4-2	(2)	高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき	防災計画指針等に基づき
560	2	3	5予	4-2	(2)	高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業所の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。	高圧ガス施設について、 <u>防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導</u> するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。
561	2	3	5予	4-2	(2)	(新規)	高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用M C A無線機を配備）する。さらに業務用M C A無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。
562	2	3	5予	4-2	(2)	「学校における理科系実験用薬品類の管理について」	「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」
563	2	3	5予	4-2	(2)	○ 都生活文化局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。	○ 都生活文化スポーツ局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。
564	2	3	5予	4-2	(2)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者が指針に基づいて震災対策を講じる。	化学物質を取り扱う全ての事業者は、 <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)</u> で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。

No	部	章	節	項	目	旧	新
565	2	3	5予	4-2	(2)	(新規)	加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。
566	2	3	5予	4-2	(2)	資料第28「放射線障害防止法の対象事業所数」	資料第28「RI規制法対象事業所一覧」
567	2	3	5予	4-2	(2)	(新規)	ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築 「都環境局」 ○災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。 ○都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。
568	2	3	5予	4-3	(1)	東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練実施	東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練等実施
569	2	3	5予	4-3	(2)	港則法（昭和23年法律第174号）第23条に基づき	港則法（昭和23年法律第174号）第22条に基づき
570	2	3	5予	4-3	(2)	東京港排出油等防除協議会を設置して、	東京港排出油等防除協議会による
571	2	3	5予	4-3	(2)	定期的に防除訓練	定期的な防除訓練等
572	2	3	5予	4-3	(2)	社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法(化成品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用)	社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法(危険品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用)
573	2	3	5応	2-2	(2)	病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。	法人本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行い、都福祉保健局へ報告する。
574	2	3	5応	2-2	(2)	病院経営本部緊急時安否確認システムにより	緊急時安否確認システムにより
575	2	3	5応	2-2	(2)	利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。	業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
576	2	3	5応	2-2	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
577	2	3	5応	2-3	(1)	(新規)	都環境局 ○保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
578	2	3	5応	2-2	(2)	避難勧告等の判断が行えるよう、	避難指示等の判断が行えるよう、
579	2	3	5応	2-3	(2)	(新規)	「都環境局」 ○保全地域（都有地）の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
580	2	3	5応	2-3	(2)	避難勧告等の判断が行えるよう、	避難指示等の判断が行えるよう、

No	部	章	節	項	目	旧	新
581	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
582	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
583	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
584	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
585	2	3	5応	3-1	(1)	東京消防庁 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報	東京消防庁 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
586	2	3	5応	3-1	(1)	東京消防庁 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報	東京消防庁 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
587	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
588	2	3	5応	3-1	(1)	○ 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB対策 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告	○ 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB対策 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
589	2	3	5応	3-1	(1)	原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。	原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。
590	2	3	5応	3-1	(1)	資料第28「放射線障害防止法の対象事業所数」	資料第28「RI規制法対象事業所一覧」
591	2	3	5応	3-1	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施

No	部	章	節	項	目	旧	新
592	2	3	5応	3-1	(1)	(新規)	追加 ク 石綿含有建築物等の応急措置 機関名 都環境局 対策内容 ○都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援 機関名 特別区 市 ○都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施 機関名 建築物所有者等 ○建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施
593	2	3	5応	3-1	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
594	2	3	5応	3-1	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
595	2	3	5応	3-1	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
596	2	3	5応	3-1	(2)	«東京消防庁» ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報	«東京消防庁» ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
597	2	3	5応	3-1	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
598	2	3	5応	3-1	(2)	オ 毒物・劇物取扱施設の応急措置	オ 毒物・劇物取扱施設の応急措置 ※図の全面差替
599	2	3	5応	3-1	(2)	«東京消防庁» ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報	«東京消防庁» ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
600	2	3	5応	3-1	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等

No	部	章	節	項	目	旧	新
601	2	3	5応	3-1	(2)	○ PCB対策 被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。	○ PCB対策 被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。
602	2	3	5応	3-2	(1)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
603	2	3	5応	3-1	(2)	(新規)	ク 石綿含有建築物等の応急措置 «都環境局» ○ 都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ○ 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ○ 区市と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。 «特別区及び市» ○ 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ○ 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ○ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。 «建築物所有者等» ○ アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。
604	2	3	5応	3-2	(1)	ア 危険物輸送車両の応急対策	ア 危険物輸送車両等の応急対策
605	2	3	5応	3-2	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
606	2	3	5応	3-2	(1)	避難の勧告等の措置を実施	避難指示等の措置を実施
607	2	3	5応	3-2	(1)	ア 危険物輸送車両の応急対策	ア 危険物輸送車両等の応急対策
608	2	3	5応	3-2	(2)	港長公示第30-1号(平成30年1月31日)	港長公示第3-1号(令和3年4月1日)
609	2	3	5応	3-2	(2)	・ 危険物荷役専用棧橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行・停泊の禁止	・ 危険物荷役専用棧橋において引火性危険物積載タンカーの停泊中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行・停泊の禁止（ただし、当該タンカーが荷役を実施していない状況であって、当該タンカーに引火するおそれがないよう（喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用せず、煙突に火の粉吐出を防止するに十分な装置を施していること等）、対策を適切に講じている当該タンカーの運航に係る船舶及び官公庁用船舶を除く）
610	2	3	5応	3-2	(2)	・ 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・作業の禁止	(削除)
611	2	3	5応	3-2	(2)	化成品積タンク車応急処置要領	危険品貨物異常時応急処理ハンドブック
612	2	3	5応	3-2	(2)	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	«区市町村» ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等

No	部	章	節	項	目	旧	新
613	2	3	5応	3-2	(2)	<<区市町村>> ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	<<区市町村>> ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・ 住民に対する避難指示等
614	2	3	5応	3-3	(1)	警視庁 ・沿岸住民に対する避難勧告伝達及び避難誘導	警視庁 ・沿岸住民に対する避難指示等伝達及び避難誘導
615	2	3	5応	3-3	(1)	沿岸区 ○ 沿岸住民に対する避難勧告及び指示	沿岸区 ○ 沿岸住民に対する避難指示等
616	2	3	5応	3-3	(1)	船舶の交通の制限	船舶交通の制限
617	2	3	5応	3-4	(1)	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難指示等
618	2	3	5復	1-2	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
619	2	4	0			下水道管の耐震化やマンホールの浮上抑制対策などの取組も進めている。	下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化も進めている。
620	2	4	0			施設の耐震化などの取組	施設の耐震化や非常用電源の確保など
621	2	4	0			発電用の燃料確保のための取組	非常用発電のための燃料確保の取組
622	2	4	0			→ <到達目標> 特定緊急輸送道路の沿道建築物・橋りよの100%耐震化	→ <到達目標> 特定緊急輸送道路について総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消、緊急輸送道路の橋梁の100%耐震化
623	2	4	1			○首都圏三環状道路整備率82%（H31.3） ○骨格幹線道路整備 区部環状93%、多摩南北76%(H30.3) ○連続立体交差事業の推進(395か所の踏切を除却)(H27.8)	○首都圏三環状道路整備率82%（令和4年8月）、主要な骨格幹線道路整備 区部放射道路72%、区部環状道路76%、多摩南北道路82%、多摩東西道路70%（令和4年3月）、連続立体交差事業の推進（都施行395か所、区施行2か所の計397か所の踏切を除却）（令和4年3月）
624	2	4	1			○水道管の耐震継手率43%(H30.3)、ダクタイル鋳鉄管への取替をほぼ完了(H22.3) ○下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路など約500kmについて完了(H23.3)	水道管の耐震継手率48%(令和4年3月)、重要施設（避難所や主要な駅）への供給ルートの耐震継手率95%（令和4年3月）、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化等を4,618か所、緊急輸送道路等のマンホールの浮上抑制対策を1,314kmで完了(令和4年3月)
625	2	4	1			・主要な骨格幹線道路整備 区部環状道路93%、多摩南北道路76%（平成30年3月） ・緊急輸送道路等の橋りよの耐震化率99%（平成30年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、395か所の踏切を除却（平成27年8月）	・主要な骨格幹線道路整備 区部放射道路72%、区部環状道路76%、多摩南北道路82%、多摩東西道路70%（令和4年3月） ・緊急輸送道路等の橋りよの耐震化率99%（令和3年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、都施行395か所、区施行2か所の計397の踏切を除却（令和4年3月）
626	2	4	4			○ 令和7年度までに特定緊急輸送道路の沿道建築物、令和2年度までに緊急輸送道路等の橋りよを100%耐震化。	○ 令和7年度までに特定緊急輸送道路について総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消及び緊急輸送道路等の橋りよを100%耐震化。幹線道路ネットワークの整備

No	部	章	節	項	目	旧	新
627	2	4	4			令和元年度までに首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管路の耐震継手化100%、	都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消。
628	2	4	4			平成25年度までに避難所等の下水道管の耐震化100%	令和7年度までに避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化などを5,515施設、緊急輸送道路等のマンホールの浮上抑制対策を1,500kmで完了
629	2	4	1	1		平成31年3月	令和4年8月
630	2	4	1	1		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な骨格幹線道路整備 区部環状道路93%、多摩南北道路76%（平成30年3月） ・緊急輸送道路等の橋りよの耐震化率99%（平成30年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、395か所の踏切を除却（平成27年8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な骨格幹線道路整備 区部放射道路72%、区部環状道路76%、多摩南北道路82%、多摩東西道路70%（令和4年3月） ・緊急輸送道路等の橋りよの耐震化率99%（令和3年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、都施行395か所、区施行2か所の計397の踏切を除却（令和4年3月）
631	2	4	1	1		平成30年3月	令和3年3月
632	2	4	1	1		395か所の踏切を除却（平成27年8月）	都施行395か所、区施行2か所の計397か所の踏切を除却（令和4年3月）
633	2	4	1	1		・全国に先駆けて「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定（平成21年3月）し、212橋を対象に長寿命化対策に着手	・橋梁の予防保全型管理をより一層推進していくために「橋梁予防保全計画」を策定（令和3年3月）
634	2	4	1	1		13バス完成	14バス完成
635	2	4	1	1		平成31年4月	令和5年4月
636	2	4	1	1		東日本大震災を踏まえて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定（平成24年12月）し、水門、排水機場等の耐震・耐水対策に着手	東日本大震災を踏まえて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定（平成24年12月）し、水門、排水機場等の耐震・耐水対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地位まで範囲を拡大し、耐震・耐水化に着手
637	2	4	1	1		緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条
638	2	4	1	2		ライフラインについては、水道管路の耐震継手化や下水道管の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施している。	ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を実施している。
639	2	4	1	1		骨格幹線道路整備 区部環状道路93%、多摩南北道路76%（平成30年3月）	主要な骨格幹線道路整備 区部放射道路72%、区部環状道路76% 多摩南北道路82%、多摩東西道路70% （令和4年3月）
640	2	4	1	1		395か所の踏切を除却（平成27年8月）	都施行395か所、区施行2か所の計397か所の踏切を除却（令和4年3月）
641	2	4	1	2		43%（平成30年3月）	48%（令和4年3月）
642	2	4	1	2		（新規）	・重要施設への供給ルートの耐震継手化率95%（令和4年3月）

No	部	章	節	項	目	旧	新
643	2	4	1	2		・下水道マンホールの浮上抑制対策について緊急輸送道路など約500kmの対策を完了（平成23年3月）し、更に、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大し、対策を推進	（削除）
644	2	4	1	2		・避難所などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化について約2,500か所を完了（平成26年3月）し、更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅などに対象を拡大し、対策を推進	・避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて4,618か所を完了（令和4年3月）し、更に、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進
645	2	4	1	2		（新規）	・緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、1,314kmについてマンホールの浮上抑制対策を完了（令和4年3月）し、更に、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進 ・区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、7,491haを完了（令和4年3月） ・水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元年度末に完了。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進
646	2	4	1	3		都市機能を支えるエネルギー(電力)については、都はこれまで、浄水場、水再生センター、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者が再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施している。	都市機能を支えるエネルギー(電力)については、都はこれまで、浄水場、水再生センター、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者及び区市町村が再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施している。
647	2	4	1	3		また、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結している。	また、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結するほか、都災害対策用車両への燃料給油を目的とした指定給油所を整備し、一定量の燃料の備蓄を行っている。
648	2	4	1	3		（新規）	・民間事業者及び区市町村に対し、地産地消型の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入に対する助成事業を実施
649	2	4	1	3		・浄水場、水再生センター、都立学校等を活用した太陽光発電の導入 1万3,700kw（2015年度末）	・浄水場、水再生センター、都立学校等を活用した太陽光発電の導入 2万5,800kW（2020年度末）
650	2	4	2			東京湾北部地震	都心南部直下地震
651	2	4	2			約600km(約30%)	約800km(約40%)
652	2	4	2			約10%	最大 9.4%
653	2	4	2			最大 136か所(総バス183か所)	最大 148か所(総バス208か所)
654	2	4	2			羽田空港の一部の滑走路で液状化被害発生の可能性	羽田空港の滑走路等で被害が発生する可能性
655	2	4	2			最大 45.2%(元禄型関東地震)	最大 26.4%
656	2	4	2			最大 23.2%(多摩直下地震)	最大 4.0% (多摩東部直下地震の場合 4.3%)
657	2	4	2			最大 17.6%	最大 11.9%

No	部	章	節	項	目	旧	新
658	2	4	2			最大 84.6%(多摩直下地震)	最大 24.3%
659	2	4	2			最大 7.6%	最大 4.0%
660	2	4	2	1		平成31年3月末	令和4年8月末
661	2	4	2	1		このほか、都内の踏切数は、平成30年4月時点で、約1,050か所あり	このほか、都内の踏切数は、令和4年4月時点で、約1,050か所あり
662	2	4	2	1		0.5	0.54
663	2	4	2	1		耐震化	耐震強化
664	2	4	2	1		鉄道施設の対策は、平成30年3月に改正された鉄道耐震に係る省令に基づき、新たに追加されたロッキング橋脚の耐震対策などについて促進していく必要がある。	鉄道施設の対策は、鉄道耐震に係る省令等に基づき、耐震対策を促進していく必要がある。
665	2	4	2	2		水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。	水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。
666	2	4	2	2		また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組を更に強化する必要がある。	また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、 <u>下水道管とマンホールの接続部の耐震化</u> やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに <u>水再生センター・ポンプ所等の耐震化</u> を更に強化していく必要がある。
667	2	4	2	2		進められているが、引き続き、	進められているが、 <u>バックアップ機能の強化</u> など、引き続き、
668	2	4	4	1		1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や緊急輸送道路の橋りょうの耐震化100% 幹線道路ネットワークの整備と鉄道施設の耐震化がされるとともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を令和2年度までに100%完了する。加えて、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を令和7年度までに100%完了し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。	1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や緊急輸送道路の橋りょうの耐震化推進 幹線道路ネットワークの整備と鉄道施設の耐震化がされるとともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を令和7年度までに100%完了する。加えて、特定緊急輸送道路について沿道建築物の耐震化により令和7年度までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消を達成し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。
669	2	4	4	1		また、センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。	また、環状7号線の内側エリアの計画幅員で完成した都道や、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路における無電柱化を推進し、令和17年度の完了を目指す。第一次緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。
670	2	4	4	1		また、センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。	また、環状7号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路の計画幅員で完成した都道における無電柱化を推進し、令和17年度の完了を目指す。第一次緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。
671	2	4	4	2		首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管路の耐震継手化及び下水道管の耐震化100%	都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化、下水道の耐震化の更なる推進

No	部	章	節	項	目	旧	新
672	2	4	4	2		管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。あわせて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても耐震継手化を推進する。	管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
673	2	4	4	2		また、下水道施設については、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに完了した。更に、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進めていく。	また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを平成25年度までに完了した。現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大して耐震化を推進するとともに、水再生センター・ポンプ所等の耐震化についても引き続き推進していく。
674	2	4	4	2		耐震化等の取組を継続する。 これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。	施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。 これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。
675	2	4	4	3		不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。	不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要な燃料供給及び連携体制等を確立する。
676	2	4	5予	1	(1)	環状7号線の内側エリアの計画幅員で完成した都道や、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。	重点整備エリア等の無電柱化を推進
677	2	4	5予	1	(1)	(新規)	○ 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援
678	2	4	5予	1	(1)	都都民安全推進本部	都生活文化スポーツ局
679	2	4	5予	1	(2)	413橋	416橋
680	2	4	5予	1	(2)	令和2年度	令和7年度
681	2	4	5予	1	(2)	○ 山間部において、擁壁、落石防護柵の設置など道路の斜面对策を、緊急性の高い箇所から計画的に整備を図るとともに、山岳道路斜面点検に、ドローン等最先端技術の活用を検討する。	○ 山間部において、擁壁、落石防護柵の設置など道路の斜面对策を、緊急性の高い箇所から計画的に整備を図るとともに、山岳道路斜面点検に、ドローン等最先端技術を活用する。
682	2	4	5予	1	(2)	迅速な被害情報把握のため、スマートフォンなどモバイル端末から被災情報等を送信し、共有するレスキュー・ナビゲーションを活用するなど、情報通信技術（ICT）の活用を図る。	(削除)
683	2	4	5予	1	(2)	関係団体と協定を締結し、道路防災ステーションの活用を進める。	関係団体と協定を締結するとともに、道路防災ステーションの活用を進める。
684	2	4	5予	1	(2)	センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させる。更に、緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、令和6年度末までに無電柱化を完了させる。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。	環状七号線の内側エリアの計画幅員で完成した都道や、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。
685	2	4	5予	1	(2)	センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させる。更に、緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、令和6年度末までに無電柱化を完了させる。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。	環状七号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路等の計画幅員で完成した都道において無電柱化を推進する。また、基大な被害が想定されるエリアや災害拠点病院までのアクセス道路を対象とし、必要性の高い区間から順次整備を進める。さらに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。

No	部	章	節	項	目	旧	新
686	2	4	5予	1	(2)	○ 島しょ地域では、島民の生活を支え、緊急時の重要な避難路となる都道について、迅速な避難、復旧活動が行えるよう道路の拡幅・線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。	○ 島しょ地域では、島民の生活を支え、緊急時の重要な避難路となる都道について、迅速な避難、復旧活動が行えるよう道路の拡幅・線形改良、代替路等を整備するとともに、無電柱化や斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。
687	2	4	5予	1	(2)	○ 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。	○ 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について <u>の必要な耐震対策や港、空港の無電柱化を促進するとともに、DXを活用した島しょ港湾の防災対応力の強化を図る。</u>
688	2	4	5予	1	(2)	「都都市整備局」 ○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を令和7年度までに完了するとともに、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。	「都都市整備局」 ○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路について、令和7年度までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消の達成を目指し、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。
689	2	4	5予	1	(2)	(新規)	○ 被災時における円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援する。
690	2	4	5予	1	(2)	都都民安全推進本部	都生活文化スポーツ局
691	2	4	5予	2	(1)	○ 都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、更に、出入庫線高架部の高さ4m未満の柱などについても、改めて耐震性を検証し対策を実施するとともに、エレベーターの安全対策を推進する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。	○ 都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。現在は、東日本大震災を踏まえ、施設の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図るための更なる耐震対策を実施している。合わせてエレベーターの安全対策を推進する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。
692	2	4	5予	2	(1)	○ 鉄道耐震に係る省令等に基づく耐震対策を進めるため、令和4年度まで国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。	○ 鉄道耐震に係る省令等に基づく耐震対策を進めるため、国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。
693	2	4	5予	3	(1)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)
694	2	4	5予	3	(1)	(新規)	○ 東京港の防災対応力強化を図るため、DXを活用していく。
695	2	4	5予	3	(1)	「第三管区海上保安本部(東京海上保安部)」	「第三管区海上保安本部(東京海上保安部、東京湾海上交通センター)」
696	2	4	5予	4	(2)	また、防災船着場等の整備を進めるとともに、施設の被害状況把握や船舶確保などの運用体制を構築し、訓練等により水上ルートの活用の実効性を高めていく。	また、防災船着場等の整備に加え、近隣の防災拠点までのルートの状況を予め把握するとともに、災害時における施設の被害状況把握や船舶確保などの運用体制を構築し、訓練等により水上ルートの活用の実効性を高めていく。
697	2	4	5予	4	(2)	○ 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路(※2)」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。	○ 交通管理者が交通規制を実施する「緊急自動車専用路(※2)」、「緊急交通路」と、道路管理者が道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図り、緊急輸送ネットワークの実効性を担保する。
698	2	4	5予	4	(2)	・首都高速道路5	・首都高速道路3
699	2	4	5予	4	(2)	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所 計1箇所	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所 計2箇所

No	部	章	節	項	目	旧	新
700	2	4	5予	4	(2)	・機動隊9、特科車両隊、自動車警ら隊7、交通機動隊13 計30箇所	・機動隊9、特科車両隊、自動車警ら隊7、交通機動隊10、高速道路交通警察隊2 計29箇所
701	2	4	5予	4	(2)	・航空隊江東航空センター、航空隊多摩航空センター、 <u>装備工場</u> 、消防技術安全所 計4箇所	・ <u>装備工場</u> 、 <u>幡ヶ谷庁舎</u> 、航空隊江東航空センター、航空隊多摩航空センター、 <u>即応対処部隊</u> 計5箇所
702	2	4	5予	4	(2)	・災害拠点病院82	・災害拠点病院83
703	2	4	5予	4	(2)	・都薬剤師会医薬品・情報管理センター15	・都薬剤師会医薬品・情報管理センター16
704	2	4	5予	4	(2)	・医薬品卸売販売業者倉庫32	・医薬品卸売販売業者倉庫31
705	2	4	5予	4	(2)	日赤東京都支部血液センター	東京都赤十字血液センター
706	2	4	5予	4	(2)	・河川等船着場（災害拠点病院近接）16	・河川等船着場（災害拠点病院近接）18
707	2	4	5予	4	(2)	・NTT東日本42、KDDI5、NTTドコモ6、NTTコミュニケーションズ7、ソフトバンク6 計66箇所	・NTT東日本45、KDDI6、NTTドコモ6、NTTコミュニケーションズ7、ソフトバンク6、 <u>楽天モバイル1</u> 計71箇所
708	2	4	5予	4	(2)	・東京電力グループ29	・東京電力グループ30
709	2	4	5予	4	(2)	・東京ガス15	・東京ガスグループ31
710	2	4	5予	4	(2)	<緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭（2バース）、芝浦ふ頭（5バース）、辰巳ふ頭（2バース）、10号地その1多目的ふ頭（1バース）、品川ふ頭（内貿）（2バース）、中央防波堤内側内貿ふ頭（1バース） 計6箇所	<緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭（2バース）、芝浦ふ頭（5バース）、辰巳ふ頭（2バース）、10号地その1多目的ふ頭（1バース）、品川ふ頭（内貿）（2バース）、中央防波堤内側内貿ふ頭（1バース）、 <u>東京国際クルーズふ頭（1バース）</u> 計7箇所
711	2	4	5予	4	(2)	・河川船着場（その他）96	・河川船着場（その他）98
712	2	4	5予	4	(2)	・区市町村庁舎(101)	・区市町村庁舎105
713	2	4	5予	4	(2)	・都交通局自動車営業所11	・都交通局自動車営業所12
714	2	4	5予	5	(1)	○ 水道施設の耐震化の <u>着実な</u> 推進	○ 水道施設の耐震化の推進
715	2	4	5予	5	(1)	○ 効果的な耐震継手化の推進	○ 管路の効果的な耐震継手化の推進
716	2	4	5予	5	(1)	○ バックアップ機能の更なる強化	○ バックアップ機能の強化
717	2	4	5予	5	(1)	○ 自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化	○ 自家用発電設備の新設・増強

No	部	章	節	項	目	旧	新
718	2	4	5予	5	(2)	○ 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。	○ 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設的能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
719	2	4	5予	5	(2)	○ 管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。また、液化化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。	○ 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
720	2	4	5予	5	(2)	○ 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。	○ 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
721	2	4	5予	5	(2)	○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。	○ 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。
722	2	4	5予	5	(2)	給水車の拡充を行う。	緊急給水車の拡充を行った。
723	2	4	5予	5	(2)	○ 水道局施設内に存在する現行法規に適合しないブロック塀や劣化したブロック塀等について、令和2年度までに安全対策を講じる。	○ 水道局施設内に存在するブロック塀や劣化したブロック塀等について、現行法規に適合するよう安全対策を施工済み（令和2年度完了）。
724	2	4	5予	6	(1)	施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。	下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。
725	2	4	5予	6	(1)	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 水再生センター、ポンプ所の耐震化 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 大都市間の相互応援体制の構築 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実
726	2	4	5予	6	(2)	避難所や災害拠点病院などトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了しており、更に、ターミナル駅、国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。	避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。
727	2	4	5予	6	(2)	発災時の交通機能を確保するため、液化化の危険性の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を実施する。	震災時の交通機能を確保するため、液化化の危険性の高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。
728	2	4	5予	6	(2)	(新設)	○ 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。
729	2	4	5予	6	(2)	想定される最大級の地震動に対し、震災後においても必ず確保すべき機能（揚水、簡易処理及び消毒機能）を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を実施する。	水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
730	2	4	5予	6	(2)	停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入などをさらに進めて行く。	停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
731	2	4	5予	6	(2)	(新設)	○ 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアル燃料発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
732	2	4	5予	6	(2)	○ 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。	(削除)
733	2	4	5予	6	(2)	(新規)	○ 区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、「21大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。
734	2	4	5予	6	(2)	(新規)	○ 市町村による下水道施設の耐震化を支援する。
735	2	4	5予	6	(1)	(新規)	○ 市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入を円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。
736	2	4	5予	6	(2)	(新規)	○ 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。
737	2	4	5予	7	(1)	公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LPガスの活用を促進する。	災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入やLPガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。
738	2	4	5予	7	(1)	都環境局	都環境局、都産業労働局
739	2	4	5予	7	(1)	○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進
740	2	4	5予	7	(1)	○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進	○ 東京とどまるマンションの普及・推進
741	2	4	5予	7	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
742	2	4	5予	7	(1)	○ 供給停止ブロックの細分化 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進	○ ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進
743	2	4	5予	7	(1)	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進	○ 震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 ○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化
744	2	4	5予	7	(1)	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を実施	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む

No	部	章	節	項	目	旧	新
745	2	4	5予	7	(2)	「都総務局」 <u>「都環境局」</u>	「都総務局」 <u>「都環境局」</u> 「 <u>都産業労働局</u> 」
746	2	4	5予	7	(2)	適切な運用等具体的な方策の検討を国に対して働きかけていく。	適切な運用体制について国と連携し、強化していく。
747	2	4	5予	7	(2)	「 <u>都環境局</u> 」	「 <u>都環境局</u> 」 <u>「都産業労働局」</u>
748	2	4	5予	7	(2)	災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。	災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。
749	2	4	5予	7	(2)	(新規)	○ 災害時に避難所機能等を担う都有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
750	2	4	5予	7	(2)	電気自動車等の導入を促進し、非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。	ZEV（Zero Emission Vehicle）等の導入を促進し、外部給電器などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。
751	2	4	5予	7	(2)	具体的には、 <u>平時から燃料供給が必要となる施設の情報を把握するなど、</u>	具体的には、 <u>発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等重要施設について、施設の情報を予めリスト化し、平時から関係機関と共有するなど、</u>
752	2	4	5予	7	(2)	発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。	(削除)
753	2	4	5予	7	(2)	(新規)	○ ZEV及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。
754	2	4	5予	7	(2)	○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP〔Life Continuity Performance:居住継続性能〕住宅)の普及を促進する。 ・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。	○ 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。
755	2	4	5予	7	(2)	都は、区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、…	(削除)
756	2	4	5予	7	(2)	(新規)	「 <u>都総務局</u> 」 <u>「東京電力グループ」</u> ○ 都は災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行う。
757	2	4	5予	7	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
758	2	4	5予	7	(2)	地震計	地震センサー
759	2	4	5予	7	(2)	工場	LNG基地

No	部	章	節	項	目	旧	新
760	2	4	5予	7	(2)	○人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。	○ 都庁、区市町村役場等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。 ○ 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。
761	2	4	5予	7	(2)	《NTTドコモ》以下3行	削除
762	2	4	5予	7	(2)	区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から 設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。	区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から 設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
763	2	4	5予	7	(2)	都庁、区市町村役場等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。	都庁、区市町村役場等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
764	2	4	5予	9	(1)	都環境局	都環境局、都産業労働局
765	2	4	5予	9	(1)	○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進
766	2	4	5予	9	(2)	○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進	○ 東京とどまるマンションの普及・推進
767	2	4	5予	9	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
768	2	4	5予	9	(1)	○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進	○ ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進
769	2	4	5予	9	(2)	具体的には、平時から燃料供給が必要となる施設の情報を把握するなど、	具体的には、発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等重要施設について、施設の情報を予めリスト化し、平時から関係機関と共有するなど、
770	2	4	5予	9	(2)	発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。	(削除)
771	2	4	5予	9	(2)	(新規)	ZEV及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。
772	2	4	5予	9	(2)	《都環境局》	《都環境局》《都産業労働局》
773	2	4	5予	9	(2)	○ 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。	○ 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。
774	2	4	5予	9	(2)	(新規)	○ 災害時に避難所機能等を担う都府県等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
775	2	4	5予	9	(2)	(新規)	○ ZEV等の導入を促進し、外部給電機などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

No	部	章	節	項	目	旧	新
776	2	4	5予	9	(2)	○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP〔Life Continuity Performance:居住継続性能〕住宅)の普及を促進する。 ・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。	○ 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。
777	2	4	5予	9	(2)	するとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し	(削除)
778	2	4	5予	9	(2)	○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入などをさらに進めて行く。	○ 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
779	2	4	5予	9	(2)	(新規)	○ 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
780	2	4	5予	9	(2)	都は、区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、区市町村の非常用電源の整備等を支援する。	(削除)
781	2	4	5予	10	(1)	(新規)	(「10 ライフライン事業者の連携体制の構築」に係る記載を追加)
782	2	4	5予	10	(2)	(新規)	(「10 ライフライン事業者の連携体制の構築」に係る記載を追加)
783	2	4	5応	1	(2)	右下に振っている矢印	(削除)
784	2	4	5応	1	(2)	都内に極めて甚大な被害が生じている場合	(削除)
785	2	4	5応	1	(2)	①環状7号線	①環状七号線
786	2	4	5応	1	(2)	②環状8号線	②環状八号線
787	2	4	5応	1	(2)	④被災状況に応じて、 <u>一般車両</u> の交通規制を実施	④被災状況に応じて、①②③の交通規制を拡大若しくは縮小
788	2	4	5応	1	(2)	(新規)	→を追加
789	2	4	5応	1	(2)	①「緊急交通路」に指定	①緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定
790	2	4	5応	1	(2)	(新規)	⑤その他の緊急自動車専用路の指定
791	2	4	5応	1	(2)	環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制	環状七号線内側への一般車両の流入禁止規制及び、環状八号線内側への一般車両の流入抑制
792	2	4	5応	1	(3)	環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。	環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
793	2	4	5	1	(3)	環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。	環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
794	2	4	5	1	(3)	環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。	環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。
795	2	4	5	1	(3)	緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。 注1 注2	緊急自動車専用路指定予定路線（※1）を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する（※2）。 ※1 ※2
796	2	4	5	1	(3)	大震災時における交通規制図〔第一次〕地図	別地図に差し替え
797	2	4	5	1	(3)	前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。 注1 注2	前記緊急自動車専用路指定予定路線（※1）を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する（※2）。 ※1 ※2
798	2	4	5	1	(3)	都道315号	都道315号ほか
799	2	4	5	1	(3)	都道18号	都道18号ほか
800	2	4	5	1	(3)	環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。	環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。
801	2	4	5	1	(3)	大震災時における交通規制図〔第二次〕	別地図に差し替え
802	2	4	5	1	(3)	特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用	広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用
803	2	4	5	1	(3)	特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合	広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合
804	2	4	5	1	(3)	○ 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用 道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。	○ 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用 道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊（交通部隊）の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。
805	2	4	5	1	(3)	（新規）	（シ） 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等
806	2	4	5	1	(3)	<p>《都総務局》</p> <p>○ 都知事は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>○ 被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。</p> <p>○ 都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</p>	<p>《道路管理者》</p> <p>○ 道路管理者は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>《都総務局》</p> <p>○ 被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。</p> <p>○ 都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</p>

No	部	章	節	項	目	旧	新
807	2	4	5	1	(3)	各警察署及び高速道路交通警察隊に放置車両対策班を編成し、	各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は
808	2	4	5	1	(3)	第7章「情報通信の確保」	u第7章「情報通信の確保」
809	2	4	5	2	(3)	○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉及び防水板により浸水を防止（協議中）	○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉及び防水板により浸水を防止
810	2	4	5	2	(3)	○ 地震発生時、駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、浸水防止板を使用して防護に当たる。	○ 駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、土嚢や浸水防止板等を使用して浸水防止に当たる。
811	2	4	5	2	(3)	○ 押上駅のずい道入口(押上1号踏切際)及び押上駅の出入口(中ノ郷出入口にある防水扉)により浸水を防止	○ 押上駅のずい道入口(押上1号踏切際)及び駅出入口に止水板による浸水の防止
812	2	4	5	2	(3)	○ 空港線の穴守稲荷～天空橋駅間に手動式、油圧式の浸水防水扉を設置し	○ 空港線に浸水防水扉を設置し
813	2	4	5	2	(3)	○ 羽田トンネル排気塔をかさ上げすることにより浸水を防止する。 ○ 各トンネルにおいて少量の浸水があったときは、排水ポンプで排水する。	○ 土のうを配備し浸水を防止 ○ 各トンネルや地下通路において浸水が発生した時は、排水ポンプで排水
814	2	4	5	2	(3)	換気口、駅出入口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。	換気口、駅出入口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を実施
815	2	4	5	2	(3)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)
816	2	4	5	2	(3)	(大島空港出張所)	(削除)
817	2	4	5	3	(1)	○ 舟航河川における障害物を除去しゆんせつ	○ 舟航河川における障害物を除去
818	2	4	5	3	(1)	○ 船舶航行の障害となる漂流物障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものを除去	○ 船舶航行の障害となる漂流物の除去（巡視船艇により対応可能な範囲に限る。）
819	2	4	5	3	(1)	○ 管路や高潮防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を実施	○ 下水道管、高潮防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を実施
820	2	4	5	3	(2)	○ 都建設局は、舟航河川における障害物をしゆんせつする。	○ 都建設局は、舟航河川における障害物を除去する。
821	2	4	5	3	(3)	«第三管区海上保安本部(東京海上保安部)»	«第三管区海上保安本部(東京海上保安部、東京湾海上交通センター)»
822	2	4	5	3	(3)	○ 東京東航路及び東京西航路等港内の在泊船舶及び航行船舶並びに航路障害物の情報は、国際VHFにより臨時放送をもって伝達する	○ 東京東航路及び東京西航路等港内の在泊船舶及び航行船舶並びに航路障害物の情報は、東京湾海上交通センターを介して国際VHFにより臨時放送をもって伝達する
823	2	4	5	3	(3)	«第三管区海上保安本部(東京海上保安部)»	«第三管区海上保安本部(東京海上保安部、東京湾海上交通センター)»
824	2	4	5	3	(3)	○ 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い	○ 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行う等

No	部	章	節	項	目	旧	新
825	2	4	5応	3	(3)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)
826	2	4	5応	3	(3)	○ また、水路の測量や潮汐の観測を実施するとともに、船舶の航路を直接示す浮標(ブイ式標識)、光波標識、電波標識の整備及び航路の指定などの環境整備を実施している。	○ また、海洋情報部による水路の測量や潮汐の観測を実施するとともに、船舶の航路等を示す光波標識（灯標及び灯浮標）、電波標識（レーダービーコン）の整備及び航路の指定などの環境整備を実施している。
827	2	4	5応	3	(3)	第3章第5節3-3「流出油、流木の応急対策」P168を参照のこと。	第2部第3章「安全な都市づくりの実現」第5節3-3「流出油、流木の応急対策」P●●を参照のこと。
828	2	4	5応	3	(3)	○ 舟航河川における障害物を除去しゆんせつする。	○ 舟航河川における障害物を除去する。
829	2	4	5応	3	(3)	○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去する。	○ 船舶航行の障害となる漂流物を除去する（巡視船艇により対応可能な範囲に限る。）。
830	2	4	5応	3	(3)	○ 除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ	○ 巡視船艇による除去が困難なものについては、船舶交通の危険を防止するための措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ
831	2	4	5応	3	(3)	水再生センター、ポンプ所等	水再生センター・ポンプ所等
832	2	4	5応	4	(2)	(図修正)	(図修正)
833	2	4	5応	4	(3)	○ 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。	○ 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
834	2	4	5応	4	(3)	○ 区部及び多摩お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。	○ お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
835	2	4	5応	4	(3)	(新規)	○ 水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。
836	2	4	5応	5	(1)	ポンプ所、水再生センター	水再生センター・ポンプ所等
837	2	4	5応	5	(2)	○その他、部門災害対策本部、事業所災害対策本部、流域下水道本部災害対策本部等も設置	○その他、部門災害対策本部、事業所災害対策本部、流域下水道本部災害対策本部等も設置
838	2	4	5応	5	(2)	多摩地域支援	多摩地域支援調整
839	2	4	5応	5	(2)	都本部との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛などを広報	都本部や地元区市町村との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛などを広報
840	2	4	5応	5	(3)	«下水道局»	«都下水道局»
841	2	4	5応	5	(3)	管路	下水道管

No	部	章	節	項	目	旧	新
842	2	4	5応	5	(3)	ポンプ所・水再生センター等	水再生センター・ポンプ所等
843	2	4	5応	5	(3)	○ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。	○ 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
844	2	4	5応	5	(3)	(新規)	○ 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。
845	2	4	5応	5	(3)	管きよ	下水道管
846	2	4	5応	5	(3)	管きよ	下水道管
847	2	4	5応	5	(3)	水再生センター・ポンプ所	水再生センター・ポンプ所等
848	2	4	5応	5	(3)	水再生センター・ポンプ所	水再生センター・ポンプ所等
849	2	4	5応	6	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
850	2	4	5応	6	(1)	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策
851	2	4	5応	6	(3)	各島嶼事務所	各島しょ事務所
852	2	4	5応	6	(3)	東京ガス	東京ガスグループ
853	2	4	5応	6	(3)	東京ガス以外	東京ガスグループ以外
854	2	4	5応	6	(3)	復旧業務	災害対応業務
855	2	4	5応	6	(3)	<p>«各通信事業者»</p> <p>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況、災害予報等 ・電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 ・当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ・被災設備、回線等の復旧状況 ・復旧要員の稼働状況 ・その他必要な情報 	<p>«各通信事業者»</p> <p>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況、災害予報等 ・電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 ・自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集 ・当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ・被災設備、回線等の復旧状況 ・復旧要員の稼働状況 ・その他必要な情報
856	2	4	5応	6	(3)	(新規)	○ 臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

No	部	章	節	項	目	旧	新
857	2	4	5応	7	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
858	2	4	5応	7	(1)	非常用発電設備の活用	非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用
859	2	4	5応	7	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
860	2	4	5応	7	(2)	非常用発電設備の活用	非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用
861	2	4	5応	7	(2)	(新規)	«都総務局» ○ 重要施設等からの要請に基づき、予め整備しているリストを活用し、国、石油関係団体へ速やかに燃料供給要請を行う。また、重要施設等の状況や復旧見込に応じ、東京電力への電源車要請や都各局へのZEVによる給電依頼等の調整を行う。
862	2	4	5復	3	(1)	管路	下水道管
863	2	4	5復	3	(1)	水再生センター、ポンプ所等	水再生センター・ポンプ所等
864	2	4	5復	3	(1)	(大島空港出張所)	(削除)
865	2	4	5復	3	(2)	応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。	応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
866	2	4	5復	3	(2)	応急・復旧対策について	応急復旧対策について
867	2	4	5復	3	(2)	水再生センター、ポンプ所等	水再生センター・ポンプ所等
868	2	4	5復	3	(2)	水再生センター等	水再生センター・ポンプ所等
869	2	4	5復	4	(2)	一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。 なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。	一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。 ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。
870	2	4	5復	5	(1)	管路	下水道管
871	2	4	5復	5	(1)	水再生センター・ポンプ所	水再生センター・ポンプ所等
872	2	4	5復	5	(1)	管路	下水道管
873	2	4	5復	5	(1)	水再生センター・ポンプ所	水再生センター・ポンプ所等
874	2	4	5復	5	(1)	<管きよ等>	<下水道管等>

No	部	章	節	項	目	旧	新
875	2	4	5復	5	(2)	汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。	流下機能を確保するための復旧を行う。
876	2	4	5復	5	(2)	<水再生センター・ポンプ所>	<水再生センター・ポンプ所等>
877	2	4	5復	5	(2)	水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒及び放流の機能の回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。	水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒及び放流の機能の回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
878	2	4	5復	5	(2)	水再生センター・ポンプ所	水再生センター・ポンプ所等
879	2	4	5復	5	(2)	○ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。	○ 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
880	2	4	5復	5	(2)	○ 必要に応じて市町村への技術支援を実施する。また、被害状況に応じ、関東ブロック各県等への支援要請、多摩地域内の相互支援など広域的な支援調整を行う。	○ 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。
881	2	4	5復	6	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
882	2	4	5復	6	(1)	応急復旧工事、本復旧工事の順で実施	応急復旧による通信確保に取り組む
883	2	4	5復	6	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
884	2	4	5復	6	(2)	ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。	被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
885	2	4	5復	6	(2)	<p>「各通信事業者」</p> <p>○ 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。</p> <p>○ 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。</p>	<p>「各通信事業者」</p> <p>○ 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。</p> <p>○ 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。</p>
886	2	5	0			「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、水門が機能しなかった場合には、津波による浸水被害が想定されている。また、海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがある。さらに、島しょ部においては、高い津波が到来するおそれがある。	「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがある。さらに、島しょ地域においては、高い津波が到来するおそれがある。
887	2	5	0			迅速な情報伝達、避難誘導體制を構築するとともに、避難場所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設等の耐震化等についての対策強化や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良が必要である。	迅速な情報伝達、避難誘導體制を構築するとともに、避難場所・避難所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設等の耐震化等についての対策強化や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良が必要である。
888	2	5	0			・ 避難経路や避難所における安全性確保	・ 避難経路や避難場所・避難所等における安全性確保
889	2	5	0			適切な避難勧告・指示の発令と安全な避難誘導	適切な避難指示の発令と安全な避難誘導
890	2	5	1			平成24年4月に東京都防災会議が示した最大の津波高は、これまで整備の対象としてきた高潮高よりも低い想定となっていることから現行計画の堤防高で対応する。	令和4年5月に東京都防災会議が示した最大の津波高は、これまで整備の対象としてきた高潮高よりも低い想定となっていることから現行計画の堤防高で対応する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
891	2	5	1			同年12月	平成24年12月
892	2	5	1			(新規)	河川施設については、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震・耐水対策を推進している。
893	2	5	1			(新規)	海岸保全施設については、令和5年3月に策定した次期計画である「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、引き続き東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保することに加え、気候変動対策も推進している。
894	2	5	1			水防倉庫467か所（平成30年1月19日現在）	水防倉庫480か所（令和4年4月1日現在）
895	2	5	1			(新規)	令和4年度には、「首都直下地震等による東京の被害想定」において見直した南海トラフ巨大地震等における津波浸水想定に基づき、津波浸水想定ハザードマップ基本図を改めて作成した。
896	2	5	2			【被害想定（元禄型関東地震）】	【被害想定（大正関東地震・南海トラフ巨大地震）】
897	2	5	2			(新規)	大正関東地震 最大津波高 （満潮時）
898	2	5	2			(新規)	東京湾沿岸区部でT.P.2.22m、島しょ部でT.P.7.44m
899	2	5	2			最大津波高 （満潮時、地殻変動量を考慮した場合）	南海トラフ巨大地震 最大津波高 （満潮時）
900	2	5	2			東京湾沿岸区部でT.P.2.61m、島しょ部でT.P.22.40m	東京湾沿岸区部でT.P.2.63m、島しょ部でT.P.27.83m
901	2	5	2			建物被害 （水門が機能しなかった場合）	(削除)
902	2	5	2			全壊230棟、半壊2,309棟	(削除)
903	2	5	2	1		元禄型関東地震発生時に水門が機能しなかった場合には、津波による浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。 河川施設、海岸保全施設等は、震災時には重要な役割を担うため、首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえて耐震・耐水対策を推進する必要がある。	大正関東地震・南海トラフ巨大地震発生時に地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。 河川施設、海岸保全施設等は、震災時には重要な役割を担うため、「首都直下地震等による東京の被害想定等」を踏まえて耐震・耐水対策を推進する必要がある。
904	2	5	2	1		(新規)	また、海岸保全施設については、気候変動の影響による海面水位の上昇などに対応する必要がある。
905	2	5	2	3		都は、首都直下地震等による東京の被害想定等における津波浸水想定や、平成25年度に作成した津波浸水ハザードマップ基本図に対応した津波浸水ハザードマップの作成を支援していく必要がある。	都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」等における津波浸水想定や、令和4年度に作成した津波浸水ハザードマップ基本図に対応した津波浸水ハザードマップの作成等を支援していく必要がある。
906	2	5	2	3		安全な避難経路や避難所の確保など、	安全な避難経路や避難場所・避難所等の確保など、

No	部	章	節	項	目	旧	新
907	2	5	2	4		とりわけ、津波の発生を伴う元禄型関東地震が高潮と同時に発生した場合には、区部沿岸部において、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性も考えられる。	とりわけ、津波の発生を伴う大正関東地震・南海トラフ巨大地震が高潮と同時に発生した場合には、区部沿岸部において、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性も考えられる。
908	2	5	2	5		新たな津波浸水予測調査の結果に基づき、現在の避難経路や避難所における安全性が確保されているか検証する必要がある。 また、現状では、避難場所、避難所等についての正しい理解が十分に普及しているとはいえず、津波、火災等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。	新たな津波浸水予測調査の結果に基づき、現在の避難経路や避難場所・避難所等における安全性が確保されているか検証する必要がある。 また、現状では、避難場所、避難所等についての正しい理解が十分に普及しているとはいえず、津波、火災等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。
909	2	5	2	6		対策の推進に当たっては、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。	対策の推進に当たっては、「首都直下地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。
910	2	5	3	1		津波への対応については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）で想定される最大の津波高が、高潮防御事業の計画高潮位よりも低いことから、	津波への対応については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）で想定される最大の津波高が、高潮防御事業の計画高潮位よりも低いことから、
911	2	5	3	1		（新規）	また、海岸保全施設については、気候変動の影響による海面水位の上昇などを踏まえ、防潮堤の高上げ等を行う。
912	2	5	3	3		都は、首都直下地震等による東京の被害想定等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体の津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を支援する。	都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体の津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を支援する。
913	2	5	4	1		平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震・耐水対策を推進	平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震水対策に着手
914	2	5	4	1		・東京の沿岸部を守る海岸保全施設について、「東京港海岸保全施設整備計画」（計画期間：平成24～令和3年度）に基づき、耐震・耐水対策等を推進	・東京の沿岸部を守る海岸保全施設について、「東京港海岸保全施設整備計画」（計画期間：令和4～13年度）に基づき、耐震・耐水対策等に加えて気候変動対策を推進
915	2	5	4	1		「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき、水再生センター及びポンプ所の耐震・耐水対策等を推進	水再生センター・ポンプ所等の耐震・耐水対策等を推進
916	2	5	4	1		都の津波浸水予測調査に基づき、安全な避難経路や高台の避難所を確保するほか、広域避難に関する的確な避難誘導体制を整備するなど、あらゆる事態に備えた避難対策を推進する。	都の津波浸水予測調査に基づき、安全な避難経路や高台の避難場所・避難所等を確保するほか、広域避難に関する的確な避難誘導体制を整備するなど、あらゆる事態に備えた避難対策を推進する。
917	2	5	4	6		第4部南海トラフ地震等防災対策	第4部「南海トラフ地震等防災対策」
918	2	5	5予	1	(1)	東部低地帯の河川施設整備計画	東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）
919	2	5	5予	1	(1)	○「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を推進	○「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等に加え、気候変動の影響を踏まえた防潮堤の高上げ等を推進
920	2	5	5予	1	(1)	○「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき、下水道施設の耐震対策や耐水対策、高潮防潮扉の遠方制御による自動化を実施	（削除）
921	2	5	5予	1	(1)	（新規）	○水再生センター・ポンプ所等の耐震化・耐水化を推進

No	部	章	節	項	目	旧	新
922	2	5	5予	1	(1)	下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え	管路や水再生センター、ポンプ所等の被害に備え
923	2	5	5予	1	(1)	管路	下水道管
924	2	5	5予	1	(2)	平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震・耐水対策を推進する。	平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震対策を実施するとともに、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震水対策を推進する。
925	2	5	5予	1	(2)	イ 海岸保全施設等 ○ 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するため、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を推進する。	イ 海岸保全施設等 ○ 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するとともに、気候変動の影響に対応するため、令和5年3月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を推進する。
926	2	5	5予	1	(2)	(新規)	○ 防潮堤の整備にあたっては、気候変動に伴う海面水位の上昇を想定した高潮高に対応するため、嵩上げ等を行う。
927	2	5	5予	1	(2)	○ 水再生センターやポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理及び消毒など、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。	(削除)
928	2	5	5予	1	(2)	(新規)	○ 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。
929	2	5	5予	1	(2)	(新規)	○ 大規模地震の発生後を見据え、気候変動の影響を踏まえた高潮等に対応するため、下水道施設の耐水化を実施していく。
930	2	5	5予	2	(1)	(新規)	東京湾海上交通センター
931	2	5	5予	2	(1)	○ 航行環境を整備 ○ 東京湾における海上交通の安全のため、航行管制及び情報提供体制の充実に努める。また、航路標識の整備等、航行環境の整備を実施	(削除)
932	2	5	5予	2	(1)	(新規)	○ 大規模災害発生時における船舶への警報などの伝達、避難すべき海域などの情報提供を迅速かつ確実に行うための体制を構築
933	2	5	5予	3	(2)	水防活動とは、洪水や高潮の場合に、	水防活動とは、洪水や高潮、津波等の場合に、
934	2	5	5予	4	(1)	○ 管内の区市町村の水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を行うなど、情報連絡等調整を実施	(削除)
935	2	5	5予	4	(1)	下水道管や水再生センター、ポンプ所	管路や水再生センター、ポンプ所等
936	2	5	5予	4	(1)	管路	下水道管

No	部	章	節	項	目	旧	新
937	2	5	5予	4	(1)	第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部) ○救難用機材等を整備	(削除)
938	2	5	5予	5		5 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成	5 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成等
939	2	5	5予	5	(1)	地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、必要な自治体は津波浸水ハザードマップの作成を行う。	地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、必要となる自治体は津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成を行う。
940	2	5	5予	5	(1)	(新規)	○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供
941	2	5	5予	5	(1)	(新規)	○ 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定
942	2	5	5予	5	(1)	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体には、津波浸水ハザードマップを作成又は改定し、津波対策を充実を図る。	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体には、津波浸水ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。
943	2	5	5予	5	(1)	(新規)	○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。 ○ 推進計画に基づき、避難対象地域、指定緊急避難場所等、避難経路等を記載した津波避難計画を策定 ○ 住民による地域の津波避難計画作成を促し、住民等への理解を深める。 ○ 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定
944	2	5	5予	5	(2)	(新規)	(2) 詳細な取組内容 «都総務局» ○ 津波浸水想定が更新された際は、各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として島しょ町村に提供するなど、島しょ町村の津波防災対策を支援する。
945	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに推進していく。
946	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供する。
947	2	5	5予	5	(2)	(新規)	«都各局» ○ 事業所や学校などの施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波避難計画の作成等を行う。
948	2	5	5予	5	(2)	(新規)	«島しょ町村» ○ 地域ごとの浸水域を住民、観光客等に示し、迅速かつ確実な避難により人命を守るため、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
949	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 避難対象地域、指定緊急避難場所等・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示※の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
950	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 津波避難計画の策定に当たっては、住民による地域ごとの津波避難計画の作成を支援し、津波避難に関して住民等の理解を深める。
951	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 最大クラスの津波に対応できる指定緊急避難場所等として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。
952	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。
953	2	5	5予	5	(2)	(新規)	○ 地震発生後の海面状況の監視、避難の指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、指定緊急避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。
954	2	5	5予	5	(2)	(新規)	【津波避難計画で検討する内容（例）】
955	2	5	5予	5	(2)	津波警報_注意報等	津波警報_注意報等
956	2	5	5予	5	(2)	津波警報_注意報等	津波警報_注意報等
957	2	5	5予	5	(2)	⑨ 避難指示の発令 津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。	⑨ 避難指示の発令 津波警報_注意報等の通知を受けた場合又は認知した場合、自動的に避難指示等が発令する体制とする。
958	2	5	5予	5	(2)	⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策 避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援	⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策 避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援 ※特に、避難行動要支援者については、津波からの避難も想定した個別避難計画の策定に努める。
959	2	5	5予	6		6 津波警報・注意報等の伝達体制の充実強化	6 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実強化
960	2	5	5予	6	(1)	津波警報・注意報等の情報	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報（以下、「津波警報・注意報等」という。）
961	2	5	5予	6	(1)	(資料第●●「津波警報・注意報の種類、標識」別冊①資料P●●)	(資料第●●「津波警報・注意報等の種類、標識」別冊①資料P●●)
962	2	5	5予	6	(1)	(新規)	○ 防災行政無線の整備・充実
963	2	5	5予	6	(2)	(新規)	«都総務局» ○ 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
964	2	5	5予	6	(2)	○ 都及び区市町村は、津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。	<p>《都総務局及び区市町村》</p> ○ 都及び区市町村は、津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。
965	2	5	5予	6	(2)	(新規)	<p>《島しょ町村》</p> ○ 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
966	2	5	5予	7	(1)	首都直下地震等による東京の被害想定等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援	[首都直下地震等による東京の被害想定]等における津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援
967	2	5	5予	7	(1)	(新規)	○ 避難行動要支援者について、津波からの避難を想定した個別避難計画を策定
968	2	5	5予	7	(1)	(新規)	○ 住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
969	2	5	5予	7	(2)	○ 都は、沿岸区及び島しょ町村に対して、以下の項目を含めた避難誘導等の計画の作成を支援することで、実際に津波警報・注意報等が発表された際の、住民や労働者、観光客、船舶等の迅速な避難を促し、安全な避難態勢を確保する。	<p>《都総務局》</p> ○ 都は、沿岸区及び島しょ町村に対して、以下の項目を含めた避難誘導等の計画の作成を支援することで、実際に津波警報・注意報等が発表された際の、住民や労働者、観光客、船舶等の迅速な避難を促し、安全な避難態勢を確保する。
970	2	5	5予	7	(2)	(新規)	<p>《島しょ町村》</p> ○ 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波警報等の伝達及び避難指示を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
971	2	5	5予	7	(2)	(新規)	○ 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。
972	2	5	5予	7	(2)	(新規)	○ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供に当たっては、区市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることを留意する。
973	2	5	5予	7	(2)	(新規)	○ 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。
974	2	5	5予	7	(2)	・ 津波避難計画で検討する内容（例） ①津波浸水想定区域 想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき設定。	(削除)
975	2	5	5予	7	(2)	②避難対象地域 津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
976	2	5	5予	7	(2)	③避難迅速化重点地域 津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域	(削除)
977	2	5	5予	7	(2)	④避難(場)所 区市町村で設定した場所(施設)で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所(施設)を選定	(削除)
978	2	5	5予	7	(2)	⑤避難目標地点 避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定	(削除)
979	2	5	5予	7	(2)	⑥避難経路等 避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を設定。	(削除)
980	2	5	5予	7	(2)	⑦初動体制 津波警報、注意報等が発表された場合、又は強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等を整備。	(削除)
981	2	5	5予	7	(2)	⑧津波警報、注意報等の収集及び伝達 津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを設定。	(削除)
982	2	5	5予	7	(2)	⑨避難指示等の発令 津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制を整備。	(削除)
983	2	5	5予	7	(2)	⑩避難行動要支援者、観光客等の避難対策 避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援 ※特に、避難行動要支援者については、津波からの避難も想定した個別避難計画の策定に努める。	(削除)
984	2	5	5予	7	(2)	⑪防災事務に従事する者の安全確保 避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務の従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等の確立	(削除)
985	2	5	5予	7	(2)	⑫津波対策の教育・啓発 津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施	(削除)
986	2	5	5予	7	(2)	⑬津波避難訓練の実施 地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施	(削除)
987	2	5	5予	8	(1)	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、津波への対応や、避難所の位置等を周知	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、津波への対応や、 <u>避難場所・避難所等の位置等を周知</u>
988	2	5	5予	8	(2)	「防災ノート～災害と安全～」	<u>防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」</u>

No	部	章	節	項	目	旧	新
989	2	5	5予	8	(2)	○ 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の位置等の周知を行う。	○ 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、 <u>避難場所・避難所等の位置等の周知</u> を行う。
990	2	5	5予	9	(1)	○ <u>南海トラフ巨大地震等</u> による東京の被害想定等を踏まえ、各島の津波対策を支援	○ <u>「首都直下地震等による東京の被害想定」</u> 等を踏まえ、各島の津波対策を支援
991	2	5	5予	9	(1)	第4部第4章南海トラフ地震等防災対策	第4部第4章 <u>「南海トラフ地震等防災対策」</u>
992	2	5	5予	9	(1)	○ 島しょ部において、津波第一波到達までに高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備	(削除)
993	2	5	5応	1	(1)	管路、水再生センター、ポンプ所など	下水道管や水再生センター、ポンプ所等
994	2	5	5応	1	(2)	(図差替え)	(図差替え)
995	2	5	5応	1	(2)	※以上、平成30年度東京都水防計画から引用	※以上、 <u>令和4年度</u> 東京都水防計画から引用
996	2	5	5応	1	(3)	都建設局、都港湾局、関東地方整備局は、 <u>巡回・点検及び応急対策</u> について、災害時における応急対策に関する協定により対処する。	都建設局、都港湾局、関東地方整備局は、 <u>応急対策等</u> について、 <u>各々が締結する「災害時における応急対策業務に関する協定」</u> 等により対処する。
997	2	5	5応	1	(3)	○ 都建設局、都港湾局及び区市町村は、 <u>堤防、護岸等の決壊</u> に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、 <u>応急対策工事</u> を行う。	○ 都建設局、都港湾局及び区市町村は、 <u>堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため</u> 、緊急的に応急措置が必要な場合は、 <u>応急対策工事</u> を行う。 <u>また区市町村は、堤防、護岸等の決壊</u> に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
998	2	5	5応	2	(1)	第4部第4章南海トラフ地震等防災対策	第4部第4章 <u>「南海トラフ地震等防災対策」</u>
999	2	5	5応	2	(1)	東京管区气象台	東京管区气象台 (<u>気象庁</u>)
1000	2	5	5応	2	(1)	○ 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、 <u>関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、東京都及び緊急放送を行う放送局</u> に通知 なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。 (注) NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。	○ 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、 <u>警察庁、警視庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、総務省消防庁、東京都及び緊急放送を行う放送局</u> に通知 なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。 (注) NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
1001	2	5	5応	2	(1)	○ 送信情報は、津波警報 (<u>オオツナミ、ツナミ</u>)、緊急地震速報等	○ 送信情報は、津波警報・ <u>注意報</u> 、緊急地震速報等
1002	2	5	5応	2	(1)	東京海上保安部港内交通管制室において、	東京湾海上交通センターを介して、
1003	2	5	5応	3	(1)	○ 避難の指示の伝達及び避難誘導を迅速・的確に実施	○ 避難指示の伝達及び避難誘導を迅速・的確に実施
1004	2	5	5応	3	(1)	○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を經由して避難目的地に迅速に誘導	○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を經由して避難場所等に迅速に誘導

No	部	章	節	項	目	旧	新
1005	2	5	5応	3	(1)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)
1006	2	5	5応	3	(2)	津波警報等伝達	津波警報等伝達
1007	2	5	5応	3	(2)	避難勧告・指示の情報	避難指示の伝達
1008	2	5	5応	3	(2)	避難情報の伝達	避難指示の伝達
1009	2	5	5応	3	(2)	安全な避難経路で安全な避難目的地に避難	安全な避難経路で安全な避難場所等に避難
1010	2	5	5応	3	(3)	又は屋内待避等の安全確保措置の指示	(削除)
1011	2	5	5応	3	(3)	又は屋内待避等の安全確保措置を執るよう指示	(削除)
1012	2	5	5応	3	(3)	又は屋内待避等の安全確保措置のための引き留め	(削除)
1013	2	5	5応	3	(3)	避難勧告、指示	避難指示
1014	2	5	5応	3	(3)	○ 近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。	○ 近海で地震が発生した場合、津波警報・注意報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い揺れ(震度4程度以上)または長時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次のとおり措置する。
1015	2	5	5応	3	(3)	・ 津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。	・ 津波警報・注意報等が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう指示する。
1016	2	5	5応	3	(3)	・ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令する。	・ 地震発生後、気象庁が津波警報・注意報等を発表したときは、直ちに住民等に対して避難指示等を発令し、避難場所等への避難を促す。なお、危険な地域からの一刻も早い非難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、避難場所等への立ち退き避難をすることが望ましいことから、緊急安全確保は基本的には発令しない。
1017	2	5	5応	3	(3)	避難の勧告、指示	避難指示
1018	2	5	5応	3	(3)	«東京海上保安部»	«第三管区海上保安本部(東京海上保安部、東京湾海上交通センター)»
1019	2	5	5応	3	(3)	早期避難の指示・勧告する。	早期避難の命令・勧告する。
1020	2	5	5復	1		1 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	1 河川管理施設、局所管施設の応急復旧等
1021	2	5	5復	1	(1)	区市町村の河川管理施設の応急復旧、局所管施設の緊急工事等を行う。	区市町村の河川管理施設、局所管施設の応急復旧等を行う。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1022	2	5	5復	1	(1)	江東地区の河川をはじめとした23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに	河川管理施設の応急復旧を図るとともに
1023	2	5	5復	1	(1)	下水道管、水再生センター、ポンプ所等の下水道施設の復旧工事等を実施	下水道管や水再生センター、ポンプ所等の下水道施設の応急復旧等を実施
1024	2	5	5復	1	(2)	破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び沿岸区及び島しょ町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。	破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
1025	2	5	5復	1	(2)	応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する	応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
1026	2	5	5復	1	(2)	23区内の河川管理施設の応急・復旧対策について	23区内の河川管理施設の応急復旧対策について
1027	2	5	5復	1	(2)	下水道管や水再生センター、ポンプ所等の排水施設に	下水道管や水再生センター、ポンプ所等の排水施設に
1028	2	6	0			約11万人体制	約10万人体制
1029	2	6	0			九都県市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	全国知事会との災害時相互応援協定、九都県市における災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定
1030	2	6	0			負傷者約15万人	負傷者約9万人
1031	2	6	0			避難者約339万人	避難者約299万人
1032	2	6	0			○ 広域連携体制の整備（全国知事会、21大都市、九都県市、関西広域連合）	○ 広域連携体制の整備（全国知事会、九都県市、関西広域連合、21大都市）
1033	2	6	1	1		約11万人体制	約10万人体制
1034	2	6	1	2		九都県市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	全国知事会との災害時相互応援協定、九都県市における災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定
1035	2	6	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1036	2	6	2	0		負傷者最大147,611人	負傷者最大93,435人
1037	2	6	2	0		重傷者最大21,893人	重傷者最大13,829人
1038	2	6	2	0		建物被害最大304,300棟	建物被害最大194,431棟
1039	2	6	2	0		地震火災最大188,076棟	地震火災最大118,734棟
1040	2	6	2	0		自力脱出困難者最大60,844人	自力脱出困難者最大35,049人

No	部	章	節	項	目	旧	新
1041	2	6	3	2		九都県市間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、	九都県市間等で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、
1042	2	6	3	3		大規模救出活動	大規模な救出・救助活動
1043	2	6	5予	1	(1)	こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、「首都直下地震等対処要領」を策定している。	こうした活動の実現にあたり、具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、「首都直下地震等対処要領」を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、同要領の見直しを行っていく。
1044	2	6	5予	1	(2)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1045	2	6	5予	1	(2)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1046	2	6	5予	1	(2)	広域的な災害が発生し首都機能に甚大な被害が	広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が
1047	2	6	5予	1	(2)	○多摩地域の防災拠点としての機能について、充実・強化を図っていく。	○多摩地域の防災拠点としての機能について、充実・強化を図る。
1048	2	6	5予	1	(2)	都総合防災訓練	東京都総合防災訓練
1049	2	6	5予	1	(2)	参加対象は、都各局、区市町村、 <u>指定地方行政機関等</u> 、自衛隊、都民等とする。	参加対象は、都各局、区市町村、警察、消防、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、都民等とする。
1050	2	6	5予	1	(2)	都は、関係防災機関の協力の下に図上訓練を実施し、	都は、区市町村及び関係防災機関の協力の下に図上訓練を実施し、
1051	2	6	5予	1	(2)	初動 <u>処</u> 置訓練	初動措置訓練
1052	2	6	5予	2	(1)	(新規)	○各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧
1053	2	6	5予	2	(1)	<u>監理</u> 団体	<u>政策連携</u> 団体
1054	2	6	5予	2	(2)	○都政のBCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、各局をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、都庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要である。	○都政のBCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、教育や訓練を繰り返し実施していくとともに、各業務システムやデータの適切な保護と早期復旧を図ることが重要であり、各局をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、都庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要である。
1055	2	6	5予	2	(2)	(新規)	○被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢の構築など、都政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていく。
1056	2	6	5予	2	(2)	各局マニュアル	各局等危機管理マニュアル
1057	2	6	5予	2	(2)	<u>管理</u> 団体	<u>政策連携</u> 団体

No	部	章	節	項	目	旧	新
1058	2	6	5予	2	(2)	○ 都は、区市町村におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、助言等を行うなど、引き続き、区市町村を支援していく。	○ 都は、区市町村におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、 <u>区市町村BCPガイドライン等により助言等を行う</u> など、引き続き、区市町村を支援していく。
1059	2	6	5予	3	(1)	(新規)	○ 外国人への救急対応の充実強化
1060	2	6	5予	3	(2)	災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。	災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
1061	2	6	5予	3	(2)	平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。	平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、 <u>過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた</u> 各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
1062	2	6	5予	3	(2)	○ 震災時に重機等の特殊な車両や資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。	○ 震災時に重機等の特殊な車両や <u>ドローン等</u> の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。
1063	2	6	5予	3	(2)	○ <u>東京消防庁は、不整地走行能力の高い車両を活用するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。</u>	○ <u>不整地走行能力の高い車両や広域浸水地域を滑走可能な特殊ボートを用いて災害に早期着手するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。</u>
1064	2	6	5予	3	(2)	東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、	東京民間救急コールセンター登録事業者 <u>連絡</u> 協議会と連携し、
1065	2	6	5予	3	(2)	(新規)	○ 多言語音声翻訳アプリ「 <u>救急ボイス</u> 」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。
1066	2	6	5予	3	(2)	災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。	災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
1067	2	6	5予	4	(1)	協力態勢	協力体制
1068	2	6	5予	4	(1)	(別冊資料②協定等参照)	(資料第●●～●●別冊②協定等P●●～●●)
1069	2	6	5予	4	(1)	(新規)	○ 東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資器材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。 (資料第●●「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書」別冊②協定等P●●)
1070	2	6	5予	4	(1)	○ 都は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、 <u>受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」</u> を策定している。	○ 都は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、 <u>受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」</u> を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、同計画の見直しを行っていく。
1071	2	6	5予	4	(1)	○ 区市町村においても、地域防災計画等に災害時の受援応援計画を位置付けるよう努めるものとされており、都は区市町村の災害時受援応援計画等の策定に向けて必要な支援を行う。	○ 区市町村においても、地域防災計画等に災害時の受援応援計画を位置付けるよう努めるものとされており、都は区市町村の災害時受援応援計画等の策定及び改定に向けて必要な支援を行う。
1072	2	6	5予	4	(1)	災害時受援応援計画の策定	東京都災害時受援応援計画の策定

No	部	章	節	項	目	旧	新
1073	2	6	5予	4	(2)	○ 東日本大震災を受けて、協定の見直しを検討しており、見直し結果を踏まえて、効果的な連携体制の確立に向けた検討を進めていく。	(削除)
1074	2	6	5予	4	(2)	エ 被災市区町村応援職員確保システム	エ 応急対策職員派遣制度
1075	2	6	5予	4	(2)	被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱	応急対策職員派遣制度に関する要綱
1076	2	6	5予	4	(2)	総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。	総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。
1077	2	6	5予	4	(2)	(新規)	○ 応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を実施することにより、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進を図るとともに、都内の被災市区町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図る。 ○ また、研修等を通じて、被災市区町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保に努める。
1078	2	6	5予	5	(2)	そのため、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。	そのため、事前にこれらの活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。
1079	2	6	5予	5	(2)	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設35か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26か所を、候補地としている。 発災時には活動拠点となるオープンスペースが必要であり、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積を有する施設が必要である。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、屋外施設35か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26か所を、その候補地としている。 また、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。
1080	2	6	5予	5	(2)	○ 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。	○ 震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。
1081	2	6	5応	1	(1)	○ 東京都災害対策本部における分掌事務は、下記のとおり	○ 東京都災害対策本部における分掌事務は、下記のとおり。
1082	2	6	5応	1	(1)	本部長室の所管事務	本部長室の所掌事務
1083	2	6	5応	1	(1)	避難の勧告又は指示に関すること	避難の指示に関すること
1084	2	6	5応	1	(1)	○ 各局の災害対応における分掌事務は、第2部第1章のとおり（本部規則より）	○ 各局の災害対応における分掌事務は、第2部第1章のとおり（本部規則より）。
1085	2	6	5応	1	(1)	○ 現地災害対策本部の分掌事務は、下記のとおり	○ 現地災害対策本部の分掌事務は、下記のとおり。
1086	2	6	5応	1	(1)	○ 地方隊の分掌事務は、下記のとおり	○ 地方隊の分掌事務は、下記のとおり。
1087	2	6	5応	1	(1)	○ 現地派遣所の分掌事務は、下記のとおり	○ 現地派遣所の分掌事務は、下記のとおり。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1088	2	6	5応	1	(2)	指定要員等の参集	指定要員等の参集開始
1089	2	6	5応	1	(2)	本部員・本部員の参集開始	本部員等の参集開始
1090	2	6	5応	1	(3)	(図の差し替え)	(図の差し替え)
1091	2	6	5応	1	(3)	東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）は、	東京都災害対策本部は、
1092	2	6	5応	1	(3)	・地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。	○地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。
1093	2	6	5応	1	(3)	・現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員の中から指名する者とする。	・現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名する者とする。
1094	2	6	5応	1	(3)	避難の勧告又は指示に関すること	避難の指示に関すること
1095	2	6	5応	1	(3)	救出・救助統括室	救出救助統括室
1096	2	6	5応	1	(3)	救出・救助統括室	救出救助統括室
1097	2	6	5応	1	(3)	部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路やライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者等で構成し、関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状況等に応じて、臨機応変に適宜新設するものとする。	部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路やライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者、市民活動団体等で構成し、関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状況等に応じて、臨機応変に適宜新設するものとする。
1098	2	6	5応	1	(3)	都庁記者クラブ（第一本庁舎6階）又は、臨時記者室	都庁記者クラブ又は、臨時記者室
1099	2	6	5応	1	(3)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1100	2	6	5応	1	(3)	指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。 また区市町村等防災機関との情報連絡を行う。	指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。 また都各局や区市町村、防災機関等との調整・情報連絡を行う。
1101	2	6	5応	1	(3)	防災機関室：都各局及び他県市や防災機関等における各機関相互間の調整・情報連絡を行う。	防災機関室：国及び他県市や防災機関等における各機関相互間の調整・情報連絡を行う。
1102	2	6	5応	1	(3)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1103	2	6	5応	1	(3)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1104	2	6	5応	1	(3)	広域的な災害が発生し首都機能に甚大な被害が	広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が
1105	2	6	5応	1	(3)	配備職員の区分	職員の配備区分

No	部	章	節	項	目	旧	新
1106	2	6	5応	1	(3)	(図の修正)	(図の修正)
1107	2	6	5応	1	(3)	特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準 (平成31年4月1日現在)	特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準 (令和4年8月1日現在)
1108	2	6	5応	1	(3)	(図の修正)	(図の修正)
1109	2	6	5応	1	(3)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1110	2	6	5応	1	(3)	○ 災害対策職員住宅に入居している都総務局総合防災部の職員は、夜間防災連絡室からの連絡又は都の地域において地震が発生した場合や、都の地域に影響のある津波が発生した場合には、直ちに情報収集を行う。また、震度5弱以上の地震の場合、津波注意報等が発表された場合、地震等により被害が発生した場合は、速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。	○ 災害対策職員住宅に入居している職員は、震度5強以上（島しょを除く）の地震が発生した場合には、直ちに東京都防災センター又は東京都立川地域防災センターに参集し、危機管理監の指揮の下、災害情報の収集・連絡や都本部の運営事務に従事する。
1111	2	6	5応	1	(3)	○ 災害対策職員住宅に入居している都総務局総合防災部以外の職員は、夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、または夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢等がとられた場合には、直ちに、東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入り、災害情報の収集・連絡や都本部の運営事務に従事する。	(削除)
1112	2	6	5応	1	(3)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
1113	2	6	5応	1	(3)	(図のレイアウト修正)	(図のレイアウト修正)
1114	2	6	5応	2	(1)	○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助統括室を開催し、調整を図る。	○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助統括室において調整を図る。
1115	2	6	5応	2	(1)	(新規)	○ 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村等からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。
1116	2	6	5応	2	(1)	特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。	特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。
1117	2	6	5応	2	(1)	(新規)	○ 区市町村本部に参画し、消防火見地から情報提供や助言等を行う。
1118	2	6	5応	2	(1)	○ 消防ヘリコプターを活用し、	○ 消防ヘリコプター等を活用し、
1119	2	6	5応	2	(1)	(新規)	○ 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
1120	2	6	5応	2	(2)	震災配備態勢 ○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。	震災第一非常配備態勢 ○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1121	2	6	5応	2	(2)	震災非常配備態勢 ○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。	震災第二非常配備態勢 ○ 東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
1122	2	6	5応	2	(2)	○ 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。	○ 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。
1123	2	6	5応	2	(2)	特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。	特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。
1124	2	6	5応	2	(2)	(新規)	○ 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による、救助活動等の各種活動を行う。
1125	2	6	5応	2	(2)	警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。	警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
1126	2	6	5応	3	(1)	都本部	都本部 (都総務局)
1127	2	6	5応	3	(1)	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん
1128	2	6	5応	3	(1)	他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施	他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施
1129	2	6	5応	3	(1)	○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。	○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める
1130	2	6	5応	3	(1)	○ 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して災害派遣を要請	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請
1131	2	6	5応	3	(1)	○ いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに知事に通知	○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
1132	2	6	5応	3	(1)	○ いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。	○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。
1133	2	6	5応	3	(1)	○ 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。	○ 区市町村は、区域内における公共的団体(※)の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
1134	2	6	5応	3	(1)	○ 区市町村は、住民相互の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、	○ 区市町村は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等に対しても、
1135	2	6	5応	3	(1)	※ 1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。	※ 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1136	2	6	5応	3	(1)	※2 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。	(削除)
1137	2	6	5応	3	(3)	救護班の派遣り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動	救護班の派遣り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動
1138	2	6	5応	3	(3)	東京電力パワーグリッド本社本部	東京電力パワーグリッド株式会社
1139	2	6	5応	3	(3)	○ 複数ブロックに渡る全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会は、全国知事会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。	○ 複数ブロックに渡る全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会は、全国知事会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。
1140	2	6	5応	3	(3)	被災市区町村応援職員確保システム	応急対策職員派遣制度
1141	2	6	5応	3	(3)	被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱	応急対策職員派遣制度に関する要綱
1142	2	6	5応	3	(3)	○ 総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。 ○ 総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部の調整の下、各ブロック知事会（関係都道府県）における支援体制を構築するとともに、関係都道府県との協議により被災市区町村応援職員確保現地調整会議を設置し、被災市区町村ごとに対口支援団体等を決定する。（第一段階支援）	○ 総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、 <u>指定都市市長会</u> ）で構成される応援職員確保調整本部にて、被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、対口支援団体等による支援を実施する。（第一段階支援）
1143	2	6	5応	3	(3)	○ 第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援） ○ 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。	○ 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。 ○ <u>対抗支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援）</u>
1144	2	6	5応	3	(3)	○ 被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。	○ 被災区市町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。
1145	2	6	5応	3	(3)	また、東京都は、仙台市、大阪市、岡山市、千葉県の各水道事業者と相互救援等に関する協定や覚書を締結し、大規模災害等により被災した場合に、迅速かつ円滑な救援活動を相互に行う、または相手側から受けることとしている。	また、東京都は、仙台市、大阪市、 <u>広島市</u> 、岡山市、千葉県の各水道事業者と相互救援等に関する協定や覚書を締結し、大規模災害等により被災した場合に、迅速かつ円滑な救援活動を相互に行う、または相手側から受けることとしている。
1146	2	6	5応	3	(3)	○ 大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。	○ 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
1147	2	6	5応	3	(3)	○ 知事の要請による災害派遣 ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害に際し、被害が正に発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合	○ 知事の要請による災害派遣 ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
1148	2	6	5応	3	(3)	避難命令等	避難指示等

No	部	章	節	項	目	旧	新
1149	2	6	5応	3	(3)	行方不明者	安否不明者
1150	2	6	5応	3	(3)	・ その他、都及び市町村が行う災害応急対策の支援	・ その他、都及び区市町村が行う災害応急対策の支援
1151	2	7	1	1		統制局2、中継局27、端末局330、移動局537(平成30年6月1日現在)	統制局2、中継局28、端末局331、移動局698(令和4年6月1日現在)
1152	2	7	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1153	2	7	2	0		最大で7.6%	最大で4.0%
1154	2	7	2	0		最大で17.6%	最大で11.9%
1155	2	7	2	3		また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。	また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。
1156	2	7	3	1		また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。	また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。
1157	2	7	3	3		通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。	通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。
1158	2	7	4	1		また、衛星携帯電話や業務用MCA無線等の配備により情報連絡体制を強化する。	また、衛星携帯電話やモバイル衛星通信機器、業務用MCA無線等の配備により情報連絡体制を強化する。
1159	2	7	4	1		東京スカイツリー等の高所カメラを活用した動画像情報等の充実を図り、災害時における情報連絡体制を構築する。	都庁やスカイツリー等の高所カメラを活用した画像情報等の充実を図り、災害時における情報収集体制を構築する。
1160	2	7	4	3		無線LANの設置	無線LANアクセスポイントの設置
1161	2	7	5予	1	(1)	消防・救急無線等の整備	消防・救急デジタル無線等の運用
1162	2	7	5予	1	(1)	(新規)	各通信事業者 ○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
1163	2	7	5予	1	(1)	避難勧告・指示など	避難指示等
1164	2	7	5予	1	(2)	都立病院	東京都立病院機構
1165	2	7	5予	1	(2)	レイヤ標記	レイヤ表記
1166	2	7	5予	1	(2)	○ 現行の災害情報システム（DIS）は、平成23年度から運用を続けているが、10年が経過するタイミングである令和3年度稼働に向けた再構築を予定している。再構築に当たっては、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、GIS機能、ビッグデータやSNS分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。	○ 令和3年度から運用中の災害情報システム（DIS）については、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析し、応急対策へ活用することを目的とし、地理情報システム（GIS）機能のほか、SNS分析ツール等、最新の情報通信関連技術を採用した。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1167	2	7	5予	1	(2)	消防救急無線	消防・救急デジタル無線
1168	2	7	5予	1	(2)	○都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。	○都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。
1169	2	7	5予	1	(2)	病院端末を拡充整備し、	病院端末の活用により、
1170	2	7	5予	1	(2)	他機関保有映像の活用などにより	他機関保有映像の活用により
1171	2	7	5予	1	(2)	(新規)	«各通信事業者» ○ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。 ○ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。 ○ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。
1172	2	7	5予	1	(2)	防災相互通信用無線を利用する。	防災相互通信用無線（※）を利用する。
1173	2	7	5予	1	(2)	○ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置	(削除)
1174	2	7	5予	2	(1)	(新規)	○東京都防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課Twitterにより幅広く発信
1175	2	7	5予	2	(1)	都生活文化局	都各局
1176	2	7	5予	2	(1)	○ 防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報課Twitterにより幅広く発信	(削除)
1177	2	7	5予	2	(1)	○避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討	○災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立
1178	2	7	5予	2	(1)	(新規)	都デジタルサービス局 ○スマートポールを活用した情報発信 ○東京都公式ホームページ等のアクセス集中対策の実施
1179	2	7	5予	2	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
1180	2	7	5予	2	(1)	NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ KDDI ソフトバンク	各通信事業者
1181	2	7	5予	2	(1)	(新規)	各放送機関
1182	2	7	5予	2	(2)	○ 外国人への情報提供については、アメリカン・フォース・ネットワーク (AFN)との間に締結している「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき体制を整備する。 (別冊②協定参照)	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1183	2	7	5予	2	(2)	《都生活文化局》	《都各局》
1184	2	7	5予	2	(2)	○ 在住外国人に対して、提供ラジオ番組による英語での防災情報の提供や、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。	○ 在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。
1185	2	7	5予	2	(2)	○ 防災Twitter及びLアラート（災害情報共有システム）を利用した東京都防災アプリやデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。なお、デジタルサイネージの情報発信のためのルール作りについては、検討を進める。	○ 防災Twitter及びLアラート（災害情報共有システム）を利用した東京都防災アプリやデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。
1186	2	7	5予	2	(2)	○ 避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討	○ 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立
1187	2	7	5予	2	(2)	《都総務局》《各ライフライン事業者》の項全部	(削除)
1188	2	7	5予	2	(2)	(新規)	《都デジタルサービス局》 ○ スマートポールのサイネージを活用し、Lアラート（災害情報共有システム）と連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。 ○ 東京都公式ホームページ等に対してCDNを導入し、災害等によるアクセス集中時においても、都民への安定的な情報提供が行える仕組みを整備している。
1189	2	7	5予	2	(2)	ライフライン ⁵ 社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力、東京ガス、	ライフライン ⁶ 社（NTT東日本、NTTドコモ、 <u>KDDI</u> 、 <u>東京電力グループ</u> 、 <u>東京ガスグループ</u> 、
1190	2	7	5予	2	(2)	(新規)	《通信事業者3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）》 ○ 「災害時訪日外国人支援SMS」として、通信3社は訪日外国人向け、SMSを用いて動画ニュースや災害時無料Wi-Fi等の情報を4言語で適時に配信を行う。
1191	2	7	5予	2	(2)	(新規)	《各通信事業者》 ○ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。 ○ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。 ○ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。
1192	2	7	5予	3	(1)	都民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、都民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備	都民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、都民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。
1193	2	7	5予	3	(1)	(新規)	各通信事業者 ○通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
1194	2	7	5予	3	(2)	(新規)	《各通信事業者》 ○ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。 ○ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。 ○ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。
1195	2	7	5応	1	(1)	第2部第5章「津波対策」	第2部第5章「津波等対策」

No	部	章	節	項	目	旧	新
1196	2	7	5応	1	(2)	* 1 * 2 * 3	注1 注2 注3
1197	2	7	5応	1	(3)	○ 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム(以下、「提供システム」という。)により、関東地方整備局、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、日本放送協会、都及び警視庁に通知する。	○ 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム(以下、「提供システム」という。)により、関東地方整備局、警察庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、総務省消防庁、都及び警視庁に通知する。
1198	2	7	5応	1	(3)	○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難勧告等に関する情報提供を行う。インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。	○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
1199	2	7	5応	1	(3)	○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ・ 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・ 伝達する情報 a 避難準備・高齢者等避難開始 b 避難勧告 c 避難指示（緊急） d 警戒区域の設定	○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ・ 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・ 伝達する情報 a 高齢者等避難 b 避難指示 c 警戒区域の設定
1200	2	7	5応	2	(1)	東京都災害情報システムのほか、	東京都災害情報システム（DIS）のほか、
1201	2	7	5応	2	(1)	NTT 東日本 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ KDDI ソフトバンク	各通信事業者
1202	2	7	5応	2	(1)	直通	疎通
1203	2	7	5応	2	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1204	2	7	5応	2	(3)	直通	疎通
1205	2	7	5応	2	(3)	○ 災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。	○ 災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供する。
1206	2	7	5応	2	(3)	報道機関及びホームページ等を通じて広報する。	報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報する。
1207	2	7	5応	2	(3)	«NTT 東日本» ○ 「災害救助法」が適用された場合等には避難所などに、り災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。	«NTT 東日本» ○ 自治体の要請に基づき、避難所等へ、り災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。
1208	2	7	5応	2	(3)	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものとする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1209	2	7	5応	2	(3)	(新規)	災害関連死者
1210	2	7	5応	2	(3)	(新規)	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
1211	2	7	5応	2	(3)	又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）	又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）
1212	2	7	5応	2	(3)	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
1213	2	7	5応	2	(3)	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木の堆積等により一時的に居住することができないものとする。	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
1214	2	7	5応	2	(3)	床上浸水に至らない程度に浸水したもとする。	床上浸水に至らない程度に浸水したもとする。
1215	2	7	5応	2	(3)	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもとする。	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもとする。
1216	2	7	5応	2	(3)	畑の流失、埋没畑の冠水	畑の流失、埋没及び畑の冠水
1217	2	7	5応	2	(3)	文教施設	学校
1218	2	7	5応	2	(3)	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
1219	2	7	5応	2	(3)	係留施設	けい留施設
1220	2	7	5応	2	(3)	海岸	(削除)
1221	2	7	5応	2	(3)	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設とする。	(削除)
1222	2	7	5応	2	(3)	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
1223	2	7	5応	2	(3)	列車の運行が不能となった程度の被害とする。	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
1224	2	7	5応	2	(3)	火災発生	火災発生件数
1225	2	7	5応	2	(3)	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1226	2	7	5応	2	(3)	未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
1227	2	7	5応	3	(1)	(新規)	○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。
1228	2	7	5応	3	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1229	2	7	5応	3	(1)	○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。	(削除)
1230	2	7	5応	3	(1)	(新規)	○ 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
1231	2	7	5応	3	(1)	○ 下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請についての広報	○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報
1232	2	7	5応	3	(1)	NTT 東日本 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ KDDI ソフトバンク	各通信事業者
1233	2	7	5応	3	(1)	○ 通信の被害、疎通状況の案内等 ○ 災害用安否確認サービス提供開始の案内	○ 通信の被害、疎通状況の案内等 ○ 災害用安否確認サービス提供開始の案内 ○ 災害時用公衆電話の開設状況 ○ 避難所Wi-Fi等の開設状況
1234	2	7	5応	3	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
1235	2	7	5応	3	(1)	○ 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項等	○ ガス供給の応急対応、復旧状況 ○ マイコンメーター復帰操作、ガス使用上の注意事項等
1236	2	7	5応	3	(1)	総務局と生活文化局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。	都総務局と都政策企画局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。
1237	2	7	5応	3	(2)	(第一本庁舎6階)	(削除)
1238	2	7	5応	3	(3)	都本部は	都総務局は
1239	2	7	5応	3	(3)	報道機関からの問い合わせ	報道機関からの問い合わせ

No	部	章	節	項	目	旧	新
1240	2	7	5応	3	(3)	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都政策企画局は、災害対策本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。 ○ 都庁総合ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を都民等に迅速に提供する。 ○ 都政広報番組については、放送事業者等と調整の上、可能な限り放送内容を変更し、災害関係情報を放送する。
1241	2	7	5応	3	(3)	○ 報道総括に関することを担当する理事の職にある者は、本部の報道発表に関する事項や災害時の広報に関する事項を総合調整する。	○ 戦略広報調整監の職にある者は、本部の報道発表に関する事項や災害時の広報に関する事項を総合調整する。
1242	2	7	5応	3	(3)	«都生活文化局» ○ 都生活文化局は、災害対策本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。 ○ 都庁総合ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を都民等に迅速に提供する。 ○ 都政広報番組については、放送事業者等と調整の上、可能な限り放送内容を変更し、災害関係情報を放送する。	«都生活文化スポーツ局» ○ 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部が発する情報を基に、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
1243	2	7	5応	3	(3)	○ 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する他	○ 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか
1244	2	7	5応	3	(3)	○ 下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請について広報を行う。	○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。
1245	2	7	5応	3	(3)	(新規)	○ 地域広報は、各下水道事務所等が地元区市町村と連携して行う。
1246	2	7	5応	3	(3)	高齢者・身体障害者等	高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等
1247	2	7	5応	3	(3)	避難勧告または指示に関する情報	避難指示等に関する情報
1248	2	7	5応	3	(3)	«NTT 東日本»«NTT コミュニケーションズ»«NTT ドコモ»	«各通信事業者»
1249	2	7	5応	3	(3)	○ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の提供開始情報等の広報を行う。	○ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
1250	2	7	5応	3	(3)	○ 公衆電話の無料化を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT 東日本)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT 東日本) ・公衆電話の無料化 ・災害時用公衆電話の開設 ・避難所Wi-Fi等の開設 ・料金減免
1251	2	7	5応	3	(3)	東京ガス	東京ガスグループ
1252	2	7	5応	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し ・マイコンメーター復帰方法 ・ガス機器の使用上の注意事項
1253	2	7	5応	3	(3)	広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。	広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1254	2	7	5応	3	(3)	マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ	マイコンメーター復帰方法の映像
1255	2	7	5応	4	(1)	都生活文化局 ○ 臨時相談窓口を開設 ○ 都総務局（都本部）と連携し、各局の相談体制等を把握	(削除)
1256	2	7	5応	4	(1)	消防相談所を開設	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
1257	2	7	5応	4	(2)	「都生活文化局」 ○ 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施する。 ○ 被災者の生活等に関する相談や被災者への支援に関する相談など、被災者に関する総合的な相談窓口を開設する。 ○ 相談内容を的確に捉え、要望等の解決に努めるとともに、適切な部署等	(削除)
1258	2	7	5応	4	(2)	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。
1259	2	7	5応	4	(2)	○ 都民からの電子メールによる問合せに対応する。	(削除)
1260	2	7	5応	5	(1)	○ 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。	(削除)
1261	2	7	5応	5	(2)	(新規)	○NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料Wi-Fiサービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。
1262	2	7	5応	5	(2)	(新規)	○NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。
1263	2	7	5応	5	(2)	○ 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。	○ 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
1264	2	8	0			災害医療コーディネーターを配置し、医療救護活動を統括・調整する体制を確保している。	災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンを配置し、医療救護活動を統括・調整する体制を確保している。
1265	2	8	0			災害拠点病院や救急医療機関の全てが耐震化されていない。また、災害時の情報共有の基盤が、一般病院では未整備。	災害拠点病院や救急医療機関の全てが耐震化されていない。また、災害時の医療機関相互の情報通信手段が十分でない。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1266	2	8	1	1		<p>東京DMAT指定病院を25病院指定し、約1,000名のDMATの隊員を確保している。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。</p> <p>さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機(ヘリコプター)の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京DMAT指定病院 25病院 ・ 都医療救護班 219班 ・ 都歯科医療救護班 110班 ・ 都薬剤師班 200班 ・ 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 21か所 ・ 東京DPAT登録病院 28病院 	<p>東京DMAT指定病院を25病院指定し、約1,000名のDMATの隊員を確保している。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。</p> <p>さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機(ヘリコプター)の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京DMAT指定病院 25病院 ・ 都医療救護班 219班 ・ 都歯科医療救護班 110班 ・ 都薬剤師班 200班 ・ 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 23か所 ・ 東京DPAT登録病院 31病院
1267	2	8	1	2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時応急用資器材 107セット ・ 現場携行用資器材 83セット ・ セルフケアセット 254セット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時応急用資器材 108セット ・ 現場携行用資器材 84セット ・ セルフケアセット 254セット
1268	2	8	1	3		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院の指定 82病院（平成31年3月31日現在） ・ 災害拠点連携病院の指定 137病院（平成31年3月31日現在） ・ 広域災害救急医療情報システムの整備 649病院（平成31年3月31日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院の指定 83病院（令和5年3月31日現在） ・ 災害拠点連携病院の指定 137病院（令和5年3月31日現在） ・ 広域災害救急医療情報システムの整備 650病院（令和5年3月31日現在）
1269	2	8	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1270	2	8	2	0		147,611人	93,435人
1271	2	8	2	0		218,931人	13,829人
1272	2	8	2	0		9,641人	6,148人
1273	2	8	2	1		都内で約15万人の負傷者（うち重傷者は約2万人）の発生が想定されており、東京DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。	都内で約9万3千人の負傷者（うち重傷者は約1万4千人）の発生が想定されており、東京DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。
1274	2	8	2	1		更に、	さらに、
1275	2	8	2	3		医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備	医療機関相互の情報通信手段や医療連携体制の整備
1276	2	8	2	4		9,700人	6,100人
1277	2	8	3	3		更に、	さらに、
1278	2	8	4	1		更に、	さらに、
1279	2	8	5予	1-1	(1)	<p>都病院経営本部</p> <p>○ 都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立</p>	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1280	2	8	5予	1-1	(2)	<p>○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン(※)、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。</p> <p>※ 災害時小児周産期リエゾン 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。</p>	<p>○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、<u>東京都災害薬事コーディネーター</u>（※）、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。</p> <p>※ <u>東京都災害薬事コーディネーター</u> <u>災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。</u></p>
1281	2	8	5予	1-1	(2)	<p>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</p>	<p>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</p>
1282	2	8	5予	1-1	(2)	(新規)	<p>【災害時小児周産期リエゾン】 東京都災害時小児周産期リエゾン 都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師 地域災害時小児周産期リエゾン 各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師</p>
1283	2	8	5予	1-2	(1)	○ 東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成	○ 東京DMAT（※）及び東京DPAT隊員を養成
1284	2	8	5予	1-2	(1)	(新規)	○ 東京都立病院機構との調整
1285	2	8	5予	1-2	(1)	<p>都病院経営本部 ○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備 ○ 都立・公社病院(※)の医療救護班を整備 ○ 都立病院(松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター)・公社病院(豊島病院)に東京DPATを整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院のBCP（事業継続計画）を策定 ※ 公社：公益財団法人東京都保健医療公社</p>	<p>東京都立病院機構 ○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備 ○ 都立病院の医療救護班を整備 ○ 都立病院(松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院)に東京DPATを整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院のBCP（事業継続計画）を策定</p>
1286	2	8	5予	1-2	(2)	○ 都は、DHEAT（※）構成員の人材育成を図るとともに、資質向上を図るための研修等を実施する。	○ 都は、DHEAT（※）構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るため、国の実施する研修に加え、都独自の研修を実施する。
1287	2	8	5予	1-3	(1)	(新規)	○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備
1288	2	8	5予	2	(1)	都病院経営本部	東京都立病院機構
1289	2	8	5予	2	(2)	災害薬事コーディネーター	区市町村災害薬事コーディネーター
1290	2	8	5予	2	(2)	災害薬事コーディネーター	区市町村災害薬事コーディネーター
1291	2	8	5予	2	(2)	災害拠点病院	災害拠点病院及び災害拠点連携病院

No	部	章	節	項	目	旧	新
1292	2	8	5予	2	(2)	○ 災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。	○ 災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。
1293	2	8	5予	3	(1)	都病院経営本部	東京都立病院機構
1294	2	8	5予	3	(1)	(新規)	都水道局 ○ 救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化（令和元年度末におおむね完了）
1295	2	8	5予	3	(1)	(新規)	都下水道局 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院について、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施
1296	2	8	5予	3	(2)	(新規)	・災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保する。
1297	2	8	5予	3	(2)	(新規)	(資料第 「東京都災害拠点病院一覧」別冊①資料P)
1298	2	8	5予	3	(2)	(新規)	(資料第 「東京都災害拠点精神科（連携）病院一覧」別冊①資料P)
1299	2	8	5予	3	(2)	《都病院経営本部》 ○ 広尾病院を救急・災害医療センターとして位置付け、	《東京都立病院機構》 ○ 広尾病院を中心として、
1300	2	8	5予	3	(2)	《都水道局》 ○ 管路について、災害時拠点となる医療機関等への供給ルートの耐震継手化を優先的に進めている。	《都水道局》 ○ 震災時にも給水を確実に確保しなければならない救急医療機関等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を実施した（令和元年度末におおむね完了）。
1301	2	8	5予	3	(2)	○ 災害拠点病院からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を実施する。	○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院における下水道機能を確保するため、これらの施設からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施するとともに、震災時の交通機能を確保するため、これらの施設と緊急輸送道路を結ぶ道路についてもマンホール浮上抑制を実施する。
1302	2	8	5予	4	(1)	(新規)	○ 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化
1303	2	8	5予	4	(1)	遺族感情への配慮	遺族への配慮
1304	2	8	5予	4	(1)	検視・検案も確保可能な	検視・検案も実施可能な
1305	2	8	5予	4	(1)	※ 検視・検案 検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。	※ 1 検視 検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。 ※ 2 検案 検案とは、監察医（医師）が、死亡原因を調べることをいう。
1306	2	8	5応			(図の修正)	○東京DMATの活動フェーズを急性期までから亜急性期までに変更

No	部	章	節	項	目	旧	新
1307	2	8	5応	1		都福祉保健局を保健医療調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療活動の総合調整を図る。 ※ 保健医療調整本部 平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。 大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。	都福祉保健局を保健医療福祉調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療福祉活動の総合調整を図る。 ※ 保健医療福祉調整本部 令和4年7月22日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において示された組織。 大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う。
1308	2	8	5応	1-1	(1)	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有
1309	2	8	5応	1-1	(2)	(図の修正)	・東京DMATと災害時小児周産期リエゾンの役割に応じた記載を追加 ・病院経営本部を削除し、福祉保健局に統合、都立・公社病院を都立病院に修正 ・「区市町村災害薬事コーディネーター」のテロップを挿入
1310	2	8	5応	1-1	(3)	◀都福祉保健局▶◀都病院経営本部▶	(削除)
1311	2	8	5応	1-1	(3)	○ 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。	○ 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター、区市町村災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
1312	2	8	5応	1-2	(1)	(新規)	○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整
1313	2	8	5応	1-2	(1)	都病院経営本部	東京都立病院機構
1314	2	8	5応	1-2	(1)	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動を統括・調整	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動を統括・調整
1315	2	8	5応	1-2	(1)	(新規)	○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整
1316	2	8	5応	1-2	(1)	(新規)	○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整
1317	2	8	5応	1-2	(3)	(新規)	イ 災害時小児周産期リエゾンの活動 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンは、重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定、等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、小児周産期領域に係る二次保健医療圏内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。
1318	2	8	5応	1-2	(3)	イ 東京DMATの活動 ○ 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。	ウ 東京DMATの活動 ○ 東京DMATの出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1319	2	8	5応	1-2	(3)	○ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。	○ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
1320	2	8	5応	1-2	(3)	(新規)	○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京DMATを派遣する。
1321	2	8	5応	1-2	(3)	ウ 東京DPATの活動	エ 東京DPATの活動
1322	2	8	5応	1-2	(3)	都福祉保健局、都病院経営本部と協議し、決定する。	都福祉保健局が決定する。
1323	2	8	5応	1-2	(3)	エ 医療救護班等の活動	オ 医療救護班等の活動
1324	2	8	5応	1-2	(3)	都は、都病院経営本部のほか、	都は、東京都立病院機構、
1325	2	8	5応	1-2	(3)	平成31年	令和5年
1326	2	8	5応	1-2	(3)	都立・公社病院	都立病院
1327	2	8	5応	1-2	(3)	オ 医療救護活動協力機関の活動内容	カ 医療救護活動協力機関の活動内容
1328	2	8	5応	1-2	(3)	カ 職種による色の定め	キ 職種による色の定め
1329	2	8	5応	1-2	(3)	キ dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動	ク dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動
1330	2	8	5応	1-2	(3)	東京に2基、その他全国に8基	東京に2基、その他全国に17基
1331	2	8	5応	1-3	(3)	車両・ヘリコプター・船舶等により	車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により
1332	2	8	5応	1-3	(3)	(新規)	○ 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。
1333	2	8	5応	1-3	(3)	都は、要請に応じ都病院経営本部、	都は、要請に応じ東京都立病院機構、
1334	2	8	5応	1-3	(3)	要請に応じ都病院経営本部、	要請に応じ東京都立病院機構、
1335	2	8	5応	1-4	(1)	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請
1336	2	8	5応	1-4	(3)	○ 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。	○ 区市町村における保健活動班による巡回健康相談等が円滑に行われるよう、通信機器を活用した支援を実施する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1337	2	8	5応	1-4	(3)	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、他県市に保健活動班の派遣を要請する。	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、 <u>国及び他県市等</u> に保健活動班の派遣を要請する。
1338	2	8	5応	1-4	(3)	(新規)	○ 要配慮者等の栄養・食生活の支援について、都栄養士会と連携して実施する。
1339	2	8	5応	1-4	(3)	他県市等	他道府県市等
1340	2	8	5応	1-4	(3)	他県市等	他道府県市等
1341	2	8	5応	1-4	(3)	○ 区市町村等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。	○ 区市町村は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
1342	2	8	5応	1-4	(3)	○ 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。	○ 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
1343	2	8	5応	1-4	(3)	○ 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。	○ 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
1344	2	8	5応	2	(1)	都病院経営本部	東京都立病院機構
1345	2	8	5応	2	(2)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1346	2	8	5応	2	(2)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1347	2	8	5応	2	(3)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1348	2	8	5応	2	(3)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1349	2	8	5応	2	(3)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1350	2	8	5応	2	(3)	災害薬事コーディネーター	<u>区市町村</u> 災害薬事コーディネーター
1351	2	8	5応	3	(1)	都病院経営本部	東京都立病院機構
1352	2	8	5応	3	(1)	(資料第118「東京都災害拠点病院一覧」別冊①資料P 303)	(削除)
1353	2	8	5応	4	(1)	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。
1354	2	8	5応	4	(1)	○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1355	2	8	5	4	(1)	○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令	○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣
1356	2	8	5	4	(1)	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣	(削除)
1357	2	8	5	4	(1)	(新規)	○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。
1358	2	8	5	4	(1)	(新規)	○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。
1359	2	8	5	4	(1)	○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。	(削除)
1360	2	8	5	4	(1)	(資料第121「検視班の編成基準」別冊①資料P306) (資料第122「検案班処理能力」別冊①資料P306)	(資料第121「検案班処理能力」別冊①資料P306)
1361	2	8	5	4	(1)	○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。	(削除)
1362	2	8	5	4	(1)	(新規)	○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。
1363	2	8	5	4	(1)	○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。	○ おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。 <u>(引き継いだ後も身元調査は継続する。)</u>
1364	2	9	0			大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。	大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。
1365	2	9	0			事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。	このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。
1366	2	9	0			(新規)	その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。
1367	2	9	0			(新規)	なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、本章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。
1368	2	9	0			また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表（平成30年2月）した。	また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表（令和3年12月）した。
1369	2	9	0			(新規)	さらに、一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和4年3月から「事業所防災リーダー」制度を開始。最新のDX技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和4年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手している。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1370	2	9	0			これまでに一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保するとともに、災害時帰宅支援ステーションを11,046か所確保している。	これまでに一時滞在施設を1,213か所（446,694人分）確保するとともに、災害時帰宅支援ステーションを10,740か所確保している。
1371	2	9	0			「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約517万人の帰宅困難者の発生が想定されている。徒歩帰宅者の発生抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など総合的な帰宅困難者対策が必要である。	「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約453万人の帰宅困難者の発生が想定されている。徒歩帰宅者の発生抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など総合的な帰宅困難者対策が必要である。
1372	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> 事業所における帰宅困難者対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> 従業員の施設内待機、3日分の備蓄確保に取り組む。 一時滞在施設の量的拡大 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> 行き場の無い帰宅困難者を待機させる一時滞在施設確保 災害時帰宅支援ステーションの充実 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> 災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。 代替輸送手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> バスや船舶などの代替輸送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における帰宅困難者対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> 従業員等の施設内待機とこれを可能にするための3日分の備蓄確保 一時滞在施設の確保と質的向上 <ul style="list-style-type: none"> → <到達目標> 行き場の無い帰宅困難者を待機させる一時滞在施設確保と発災時にも確実に運営できる体制の整備など
1373	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> ○ 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」最終報告 ○ 東京都帰宅困難者対策実施計画を策定 ○ 東日本大震災時は、1,030施設、94,001人の帰宅困難者を受入 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の施行 ○ 「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都震災対策条例を施行するとともに、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき、総合的に対策を推進 ○ 国とともに、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策を検討 ○ 有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表 ○ 事業所防災リーダー制度の創設・運用 ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発
1374	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションを11,046か所整備（平成30年2月現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時滞在施設を1,213か所（446,694人分）確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションを10,740か所整備（令和3年12月現在）
1375	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備 ○ 通信事業者の安否確認に関するツールの普及 ○ 一時滞在施設の確保、備蓄の充実 ○ 帰宅支援時における搬送、支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備、通信事業者の安否確認に関するツールの普及 ○ 一時滞在施設の確保、発災時の運営体制の整備 ○ 帰宅ルールの周知、帰宅時における搬送、支援体制の充実
1376	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底（従業員の帰宅抑制、3日分の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保） ○ 国、都、区市町村、事業者等の連携による安否確認や情報提供のための基盤整備 ○ 一時滞在施設の確保に向けて、都及び都関連施設を指定。国、区市町村、事業者に対しても要請 ○ 帰宅支援のための代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底（事業所防災リーダーの活用、SNS・WEBメディア等を活用した広報） ○ 国、都、区市町村、事業者等の連携による安否確認や情報提供のための基盤整備（帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発） ○ 再開発の機会を捉えた民間一時滞在施設の確保及び運営支援 ○ 事業者等への安全な帰宅ルールの検討の周知、帰宅支援のための代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションの確保
1377	2	9	0			<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における帰宅困難者対策の強化 ○ 一時滞在施設の量的拡大 ○ 災害時帰宅支援ステーションの充実 ○ 代替輸送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における帰宅困難者対策等の強化 ○ 一時滞在施設の確保及び質的向上 ○ <u>D</u>Xを活用した安否確認と情報提供のための体制整備 ○ <u>帰宅ルール</u>など安全な帰宅のための支援
1378	2	9	0			企業における従業員の帰宅抑制、備蓄促進	事業所防災リーダーを活用した企業における従業員の帰宅抑制、備蓄促進
1379	2	9	0			（新規）	帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備
1380	2	9	0			○ 一時滞在施設の確保	○ 一時滞在施設の確保及び運営の支援

No	部	章	節	項	目	旧	新
1381	2	9	0			○ 徒歩帰宅支援のための体制整備	○ 帰宅支援のための体制整備
1382	2	9	0			(新規)	帰宅ルールの検討・作成・周知
1383	2	9	0			(新規)	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応
1384	2	9	0			(新規)	情報収集と判断
1385	2	9	0			(新規)	一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
1386	2	9	0			(新規)	帰宅困難者、一時滞在施設等への情報提供
1387	2	9	0			(新規)	事業所防災リーダーの活用
1388	2	9	0			(新規)	○ 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進
1389	2	9	0			(新規)	帰宅ルールの周知・運用
1390	2	9	0			(新規)	鉄道運行情報等の提供
1391	2	9	0			(新規)	代替輸送手段の確保
1392	2	9	0			○ 徒歩帰宅者の代替輸送	(削除)
1393	2	9	0			徒歩帰宅者の輸送手段確保及び搬送	(削除)
1394	2	9	1	1		1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会	1 国及び首都圏における検討状況
1395	2	9	1	1		都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。	都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。 その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。 国は、近年の鉄道の耐震対策の進展など社会状況の変化などを踏まえ、帰宅困難者対策のあり方について検討を行うことを目的として、令和3年11月に「首都直下地震等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策における今後の検討方針」を公表した。
1396	2	9	1	2		(新規)	なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、本章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。
1397	2	9	1	4		3 東京都帰宅困難者対策条例の施行 都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成25年4月に施行した。	3 東京都帰宅困難者対策条例の施行 都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を平成25年4月に施行した。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1398	2	9	1	4		4 今後の帰宅困難者対策に関する検討会議 東日本大震災から8年が経過し、当時の記憶が薄れつつあることから、今後の帰宅困難者対策の方向性の検討と取組の推進に向けた課題整理のため、有識者等で構成する「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」を平成29年9月に設置し、平成30年2月に報告書を公表した。	4 都における検討状況 東日本大震災から10年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性を検討するため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を令和3年5月に設置し、同年12月に報告書を公表した。
1399	2	9	1	5		(新規)	5 事業所防災リーダー制度の創設・運用 令和4年3月、平時はもとより災害発生時も東京都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始した。
1400	2	9	1	6		(新規)	6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発 令和4年度から、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発に着手している。
1401	2	9	1	7		5 一時滞在施設の確保 都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保した（平成31年4月現在）。内訳は、国等施設26か所（10,169人分）、都立施設221か所（80,479人分）、区市町村施設247か所（99,796人分）、民間施設519か所（180,014人分）。	7 一時滞在施設の確保 都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を1,213か所（446,694人分）確保した（令和4年7月現在）。内訳は、国等施設25か所（9,570人分）、都立施設228か所（90,073人分）、区市町村施設311か所（99,619人分）、民間施設649か所（247,432人分）。
1402	2	9	1	8		6 災害時帰宅支援ステーションの整備 混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを11,046か所確保した（平成30年2月現在）。	8 災害時帰宅支援ステーションの整備 混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを10,740か所確保した（令和3年8月現在）。
1403	2	9	1	8		(新規)	(【帰宅困難者対策の状況】に関する表)
1404	2	9	1	8		(新規)	※協議会で策定した5つのガイドライン ・事業所における帰宅困難者対策ガイドライン ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン ・一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月連絡調整会議改定） ・帰宅困難者等への情報提供ガイドライン ・駅前滞留者対策ガイドライン
1405	2	9	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1406	2	9	2	0		13,874,939人	15,836,955人
1407	2	9	2	0		5,166,126人	4,525,949人
1408	2	9	2	0		(新規)	※企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者数 66万人
1409	2	9	2	1		(新規)	一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に都内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。
1410	2	9	2	2		(新規)	都では、帰宅困難者や関係機関向けに防災ホームページや防災twitterなど情報提供方法を整備してきている。 また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1411	2	9	2	3		(新規)	既存の都立施設をはじめとして大規模な民間施設も含め、一時滞在施設の確保は着実に進んでおり、行き場のない帰宅困難者として予想される66万人に対して、約44万人分を確保している。 また、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるよう、平時から施設に対する支援が重要である。
1412	2	9	2	4		混乱収拾後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制の充実が必要である。	例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到する恐れがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制の充実が必要である。
1413	2	9	3	1		(新規)	特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。 普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するようSNS・WEBメディア等も活用した広報を実施していく。
1414	2	9	3	2		(新規)	都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。
1415	2	9	3	3		3 一時滞在施設の確保 一時滞在施設の確保に向けて、都及び都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対しても一時滞在施設の確保を要請する。	3 一時滞在施設の確保及び運営の支援 一時滞在施設の確保に向けて、都及び都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対しても一時滞在施設の確保を要請する。今後、都内の都市開発等が進むにつれ、民間一時滞在施設が拡大していく見込みではあるが、災害はいつ生じるかわからないため、なるべく早期に確保が進むよう、国と都などの支援制度を充実させつつ、特に民間事業者に対し再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。 また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるよう、平時から一時滞在施設の運営方法について支援する。
1416	2	9	3	4		帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの更なる充実、地域での取組の推進を目指す。	鉄道運行再開等を踏まえ、従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう事業者等に周知徹底するほか、帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの確保、地域での取組の推進を目指す。
1417	2	9	4			2 一時滞在施設の量的拡大 企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。	2 一時滞在施設の確保及び質的向上 企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者66万人を待機させるため、なるべく早期に一時滞在施設を確保する。また、発災時にもより確実に運営できる体制を整備する。
1418	2	9	4	3		3 災害時帰宅支援ステーションの充実 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。	3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。
1419	2	9	4	4		4 代替輸送手段の確保 徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。	4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援 混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者等に周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図る。更に徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。
1420	2	9	5予			3 一時滞在施設の確保	3 一時滞在施設の確保及び運営の支援
1421	2	9	5予			4 徒歩帰宅支援のための体制整備	4 帰宅支援のための体制整備
1422	2	9	5予	1	(1)	○「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1423	2	9	5予	1	(1)	○ 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置	○ 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置
1424	2	9	5予	1	(1)	(新規)	○ 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化
1425	2	9	5予	1	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1426	2	9	5予	1	(1)	(新規)	都産業労働局 ○ 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援
1427	2	9	5予	1	(1)	(新規)	○ 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援
1428	2	9	5予	1	(1)	(新規)	都交通局 ○ 都営地下鉄の駅における備蓄の配備
1429	2	9	5予	1	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーへの登録
1430	2	9	5予	1	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力
1431	2	9	5予	1	(1)	※ 帰宅困難者 東京都帰宅困難者対策条例第1条によると、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。	※ 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
1432	2	9	5予	1	(2)	○ 都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、取組を推進する。	○ 都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、本章「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、取組を推進する。
1433	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 都民向け「防災ブック」や、令和5年度に実施する「関東大震災100周年」の関連イベントなど、様々な普及啓発の手段と連携し周知を図る。
1434	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 事業所の防災担当者等が東京都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。
1435	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた防災ブックを作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
1436	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用Webページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発する。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。
1437	2	9	5予	1	(2)	○ 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、都民や事業者等に周知していく。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1438	2	9	5予	1	(2)	○ 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一時帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。	○ 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一時帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。 動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNSやWEB広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していく。
1439	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 一時滞在施設に指定されていない民間建物内の会議室・ホール、公開空地等を活用し、発災時に多数の来街者をより柔軟に受け入れることができるよう、エリアマネジメント団体等の活動を支援する。
1440	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 都内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及び継続的な取組を促進する。
1441	2	9	5予	1	(2)	(新規)	○ 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。
1442	2	9	5予	1	(2)	備蓄の考え方は、下記の「一時帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」とおりとする。	(削除)
1443	2	9	5予	1	(2)	(新規)	【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】 東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。
1444	2	9	5予	1	(2)	(新規)	1 対象となる従業員等 雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
1445	2	9	5予	1	(2)	(新規)	2 3日分の備蓄量の目安 (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食 (3) 毛布については、1人当たり1枚 (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
1446	2	9	5予	1	(2)	(新規)	3 備蓄品目の例示 (1) 水：ペットボトル入り飲料水 (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 (3) その他の物資（特に必要性が高いもの） ・毛布やそれに類する保温シート ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトーパー等） ・敷物（ビニールシート等） ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 ・救急医療薬品類
1447	2	9	5予	1	(2)	(新規)	(備考) ①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。 (例) 非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 ②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。 (例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源
1448	2	9	5予	1	(2)	（【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一時帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】に関する一切の記述）	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1449	2	9	5予	1	(2)	・ 固定及び携帯電話のポケット通信ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言板（web 1 7 1）、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP電話、専用線の確保 等	・ 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言板（web 1 7 1）、SNS、IP電話、専用線の確保 等
1450	2	9	5予	1	(2)	○ 帰宅ルールの設定 (ア) 帰宅時間が集中しないための対応 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 (イ) 帰宅状況の把握 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。	(削除)
1451	2	9	5予	1	(2)	○ 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発の普及啓発などを行う。また、都や区市町村、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。	○ 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発などを行う。また、都や区市町村、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。
1452	2	9	5予	1	(2)	(新規)	エリア単位での活動が活発な地域を中心に、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。
1453	2	9	5予	1	(2)	○ 首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。	○ 首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
1454	2	9	5予	1	(2)	○ 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。	○ 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。
1455	2	9	5予	2	(1)	(新規)	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用
1456	2	9	5予	2	(1)	(新規)	○ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のWi-Fi及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備
1457	2	9	5予	2	(1)	(新規)	○ 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施
1458	2	9	5予	2	(1)	(新規)	○ 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進
1459	2	9	5予	2	(1)	(新規)	○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
1460	2	9	5予	2	(1)	○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

No	部	章	節	項	目	旧	新
1461	2	9	5予	2	(2)	(新規)	<p>○ 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。</p> <p>なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、さらなる機能向上を図る。</p>
1462	2	9	5予	2	(2)	<p>○ 都及び区市町村は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。</p>	<p>○ 都及び区市町村は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。</p> <p>都は、都民向け防災ブックやWeb広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。</p>
1463	2	9	5予	2	(2)	(新規)	<p>○ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイントや災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備する。また、帰宅困難者のスマートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。</p>
1464	2	9	5予	2	(2)	(新規)	<p>○ 都は、民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強靱化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。</p>
1465	2	9	5予	2	(2)	(新規)	<p>○ 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。</p>
1466	2	9	5予	2	(2)	また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。	また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。
1467	2	9	5予	3	(1)	3 一時滞在施設の確保	3 一時滞在施設の確保及び運営の支援
1468	2	9	5予	3	(1)	(新規)	また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。
1469	2	9	5予	3	(1)	○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請	○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施
1470	2	9	5予	3	(1)	(新規)	○ 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
1471	2	9	5予	3	(1)	○ 東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進	(削除)
1472	2	9	5予	3	(1)	(新規)	<p>都主税局</p> <p>○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施</p>
1473	2	9	5予	3	(1)	<p>都都市整備局</p> <p>○ 都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を促進</p>	<p>都総務局</p> <p>都都市整備局</p> <p>○ 都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を促進</p>

No	部	章	節	項	目	旧	新
1474	2	9	5予	3	(1)	○ ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化	○ ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進
1475	2	9	5予	3	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーへの登録
1476	2	9	5予	3	(2)	○ 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約8万人確保）。	○ 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約9万人確保）。
1477	2	9	5予	3	(2)	【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（H27.2改定）】に関する一切の記述	(削除)
1478	2	9	5予	3	(2)	○ 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。	○ 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。 このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めていく。
1479	2	9	5予	3	(2)	○ 都立の一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びWi-Fiアクセスポイントを整備する。	(削除)
1480	2	9	5予	3	(2)	（【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営（H27.2改定）】に関する一切の記述）	(削除)
1481	2	9	5予	3	(2)	・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する。	・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。
1482	2	9	5予	3	(2)	(新規)	・ 民間一時滞在施設も含めた運営マニュアルの整備 都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルをもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。
1483	2	9	5予	3	(2)	(新規)	・ 民間事業者向け防災コンテンツ・アドバイス提供 これまで一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。
1484	2	9	5予	3	(2)	○ 都下水道局は、帰宅困難者のトイレ機能を確保するため、ターミナル駅や一時滞在施設等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。	○ 都下水道局は、下水道機能を確保するため、ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施する。
1485	2	9	5予	4	(1)	4 徒歩帰宅支援のための体制整備	4 帰宅支援のための体制整備

No	部	章	節	項	目	旧	新
1486	2	9	5予	4	(1)	(新規)	国 都総務局 区市町村 ○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知
1487	2	9	5予	4	(1)	(新規)	○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備
1488	2	9	5予	4	(1)	○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
1489	2	9	5予	4	(1)	(新規)	○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定
1490	2	9	5予	4	(2)	(新規)	ア 混乱収拾後の帰宅方法の周知 ○ 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。
1491	2	9	5予	4	(2)	(新規)	○ 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
1492	2	9	5予	4	(2)	(新規)	○ 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。 （ア）帰宅時間が集中しないための対応 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 （イ）帰宅状況の把握 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。
1493	2	9	5予	4	(2)	○ 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。	○ 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。
1494	2	9	5予	4	(2)	ア 災害時帰宅支援ステーションによる支援	イ 災害時帰宅支援ステーションによる支援
1495	2	9	5予	4	(2)	イ 徒歩帰宅訓練の実施	ウ 徒歩帰宅訓練の実施
1496	2	9	5予	4	(2)	ウ 帰宅支援対象道路	エ 帰宅支援対象道路
1497	2	9	5応			1 駅周辺での混乱防止	1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応
1498	2	9	5応			(新規)	3 駅周辺での混乱防止

No	部	章	節	項	目	旧	新
1499	2	9	5応	1		1 駅周辺での混乱防止	1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応
1500	2	9	5応	1		発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。	(削除)
1501	2	9	5応	1-1	(1)	1-1 駅周辺の混乱防止	1-1 情報収集と判断
1502	2	9	5応	1-1	(1)	(新規)	都総務局 ○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
1503	2	9	5応	1-1	(1)	(新規)	区市町村 ○ 区市町村内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区市町村内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
1504	2	9	5応	1-1	(1)	(新規)	国 交通事業者 ○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有
1505	2	9	5応	1-1	(1)	都総務局 ○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供	(削除)
1506	2	9	5応	1-1	(1)	区市町 ○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導	(削除)
1507	2	9	5応	1-1	(1)	警視庁 ○ 所轄の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施	(削除)
1508	2	9	5応	1-1	(1)	東京消防庁 ○ 所轄の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施	(削除)
1509	2	9	5応	1-1	(1)	通信事業者 ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板web171）、災害用伝言板等の利用を周知	(削除)
1510	2	9	5応	1-1	(1)	報道機関 ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供	(削除)
1511	2	9	5応	1-1	(1)	事業者等 ○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1512	2	9	5応	1-1	(2)	(新規)	○ 都及び区市町村は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
1513	2	9	5応	1-1	(2)	(新規)	○ 都及び区市町村は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。 また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
1514	2	9	5応	1-1	(2)	(新規)	○ 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。
1515	2	9	5応	1-1	(2)	○ 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。 また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。	(削除)
1516	2	9	5応	1-1	(2)	○ 現地本部は、大型ビジョン、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。	(削除)
1517	2	9	5応	1-1	(2)	○ 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。	(削除)
1518	2	9	5応			(「1-2 集約施設及び駅等における利用者保護」に関する一切の記述)	(削除)
1519	2	9	5応	1-2	(1)	1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
1520	2	9	5応	1-2	(1)	(新規)	都総務局 ○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
1521	2	9	5応	1-2	(1)	(新規)	区市町村 ○ 区市町村立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
1522	2	9	5応	1-2	(3)	(新規)	ア 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区市町村に対し、所管の民間一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
1523	2	9	5応	1-2	(3)	(新規)	イ 区市町村は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1524	2	9	5応	1-2	(3)	(新規)	ウ 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区市町村が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
1525	2	9	5応	1-2	(3)	ア 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区市町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。 また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。	エ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区市町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。 また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
1526	2	9	5応	1-2	(3)	イ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。	オ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。
1527	2	9	5応	1-2	(3)	(新規)	・ 従業員の安否確認
1528	2	9	5応	1-2	(3)	・ 施設利用案内の掲示等 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等	・ 施設利用案内の掲示等
1529	2	9	5応	1-3	(1)	(新規)	1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供 (1) 対策内容と役割分担
1530	2	9	5応	1-3	(1)	(新規)	都総務局 ○ 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災twitter、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ○ 一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ○ 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
1531	2	9	5応	1-3	(1)	(新規)	区市町村 ○ 帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
1532	2	9	5応	1-3	(1)	(新規)	報道機関 ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者へ提供
1533	2	9	5応	1-3	(2)	(新規)	○ 都や区市町村は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1534	2	9	5応	1-3	(2)	(新規)	○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。 情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
1535	2	9	5応	1-3	(2)	(新規)	○ 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。
1536	2	9	5応	1-3	(2)	(新規)	(【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】(完成イメージ)の図)
1537	2	9	5応	2	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供
1538	2	9	5応	2	(3)	(新規)	ア 事業所防災リーダーの活用 ○ 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。 ○ 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。
1539	2	9	5応	2	(3)	ア 事業所による従業員等の施設内待機	イ 事業所による従業員等の施設内待機
1540	2	9	5応	2	(3)	イ 施設内に待機できない場合の対応	ウ 施設内に待機できない場合の対応
1541	2	9	5応	2	(3)	ウ 防災活動への参加	エ 防災活動への参加
1542	2	9	5応	2	(3)	エ 情報提供体制の確保	オ 情報提供体制の確保
1543	2	9	5応	2	(3)	(新規)	○ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。
1544	2	9	5応	2	(3)	オ 学校等の対応	カ 学校等の対応
1545	2	9	5応	2	(3)	(新規)	(【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】(イメージ)の表)
1546	2	9	5応	3		(新規)	3 駅周辺での混乱防止 発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
1547	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	3-1 駅周辺の混乱防止 (1) 対策内容と役割分担

No	部	章	節	項	目	旧	新
1548	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	都総務局 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
1549	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	区市町村 ○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
1550	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	警視庁 ○ 所轄の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
1551	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	東京消防庁 ○ 所轄の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
1552	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	通信事業者 ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知
1553	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	報道機関 ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供
1554	2	9	5応	3-1	(1)	(新規)	事業者等 ○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施
1555	2	9	5応	3-1	(2)	(新規)	(2) 詳細な取組内容 ○ 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。 また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。 ○ 現地本部は、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。 ○ 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。
1556	2	9	5応	3-2	(1)	(新規)	3-2 集客施設及び駅等における利用者保護 (1) 対策内容と役割分担
1557	2	9	5応	3-2	(1)	(新規)	集客施設及び駅等の事業者 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
1558	2	9	5応	3-2	(1)	(新規)	鉄道事業者 ○ 駅利用者に必要な情報を提供

No	部	章	節	項	目	旧	新
1559	2	9	5応	3-2	(1)	(新規)	国 都総務局 区市町村 ○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築
1560	2	9	5応	3-2	(2)	(新規)	(2) 業務手順 (大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー図の図)
1561	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	(3) 詳細な取組内容 «国、都、区市町村» ○ あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
1562	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようシステムを構築していく。
1563	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	«集客施設及び駅等の事業者» ○ 施設の安全性の確認 ・ 施設の安全の確認 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。 ・ 施設の周囲の安全の確認 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。 ・ 利用者の保護 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。 なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
1564	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	○ 一時滞在施設への誘導等 ・ 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、区市町村や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 ・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区市町村や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。 さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。 ・ 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。
1565	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	○ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区市町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
1566	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	○ 要配慮者への対応 利用者保護に当たって、事業者は、区市町村や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1567	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	○ 利用者に対する情報提供 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。 例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特長や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。
1568	2	9	5応	3-2	(3)	(新規)	«鉄道事業者» ○ 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。 ○ 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。
1569	2	9	5復			1 徒歩帰宅者の代替輸送	1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進
1570	2	9	5復	1	(1)	1 徒歩帰宅者の代替輸送 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。 ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。	1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 (1) 対策内容と役割分担 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。 こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。
1571	2	9	5復	1	(1)	(新規)	ア 帰宅ルールの周知・運用
1572	2	9	5復	1	(1)	(新規)	事業者等 ○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
1573	2	9	5復	1	(1)	(新規)	国 都総務局 区市町村 ○ 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知 ○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知
1574	2	9	5復	1	(1)	ア 鉄道運行情報等の提供	イ 鉄道運行情報等の提供
1575	2	9	5復	1	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供
1576	2	9	5復	1	(1)	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供
1577	2	9	5復	1	(1)	イ 代替輸送手段の確保	ウ 代替輸送手段の確保

No	部	章	節	項	目	旧	新
1578	2	9	5復	1	(3)	(新規)	ア 帰宅ルールの周知・運用 ○ 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。 ○ 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。 ○ 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。
1579	2	9	5復	1	(3)	ア 鉄道運行情報等の提供 ○ 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。	イ 鉄道運行情報等の提供 ○ 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
1580	2	9	5復	1	(3)	イ 代替輸送手段の確保	ウ 代替輸送手段の確保
1581	2	9	5復	2	(1)	(新規)	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供
1582	2	9	5復	2	(3)	○ 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。	○ 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
1583	2	9	5復	2	(3)	【災害時帰宅支援ステーション】 指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。（別冊資料②協定等参照） （資料第127「災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数」別冊①資料P319） 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。 ※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。	(削除)
1584	2	10	0			住民の避難に備え、災害対策基本法に基づき、区市町村長が事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。	住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。
1585	2	10	0			避難所・避難場所等	避難場所・避難所等
1586	2	10	0			(新規)	避難場所について、都は、東京都震災対策条例に基づき、区部において、避難場所221か所、地区内残留地区40か所、避難道路49kmを指定している。 一方、区市町村は、災害対策基本法に基づき、地震に対する指定緊急避難場所を指定しており、都内で1,154か所が指定されている（区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所と重複している場合あり。）。
1587	2	10	0			避難所については、都内で避難所2,964か所（避難所が使用できない場合や収容可能人数等を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。）、福祉避難所1,397か所が確保されており、避難所の収容人数は約317万人である。	避難所について、都内で避難所3,140か所、福祉避難所1,584か所（避難所が使用できない場合や収容可能人数等を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。）が確保されており、避難所の収容人数は約323万人である。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1588	2	10	0			しかし、自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導の在り方についての検討及び避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要がある。	しかし、自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導の在り方についての検討及び避難所における女性・要配慮者等、災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要がある。
1589	2	10	0			避難場所の指定・整備や	(削除)
1590	2	10	0			避難勧告・	(削除)
1591	2	10	0		(新規)		・区部における、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化 → <到達目標> 全避難場所で避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保、避難距離が3km以上となる避難圏域の解消、避難場所の安全性や利便性の向上
1592	2	10	0			避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性や要配慮者にも配慮した避難所管理運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進 → <到達目標> 女性や要配慮者等の視点も踏まえた安全・安心な避難所運営体制の確立	避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進 → <到達目標> 女性・要配慮者等の視点も踏まえた安全・安心な避難所運営体制の確立
1593	2	10	0			区部においては、平成30年6月現在、避難場所213か所、地区内残留地区37か所、避難道路58路線を指定	区部においては、令和4年7月現在、避難場所221か所、地区内残留地区40か所、避難道路49kmを指定
1594	2	10	0			平成30年4月1日現在、避難所2,964か所、福祉避難所1,397か所が確保されている。	令和3年4月1日現在、避難所3,140か所、福祉避難所1,584か所を確保
1595	2	10	0			○ 区部において、避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合やその避難距離が長くなる場合がある。	○ 区部において、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合があるため、避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要がある。
1596	2	10	0			○ 避難所における安全・安心の確保や女性や要配慮者のニーズに応える必要がある。	○ 避難所における安全・安心の確保や、女性・要配慮者のニーズに応える必要がある。
1597	2	10	0			○ 的確な避難勧告・避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進	○ 的確な避難指示等、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
1598	2	10	0			○ 避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化を図る。	○ 区部において、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。
1599	2	10	0			○ 避難場所の確保や安全性等の確保	○ 避難場所の確保や安全性等の向上
1600	2	10	0			○ 避難所・避難場所等の指定・安全化 避難場所・避難道路・避難所の確保 避難場所・避難道路の安全化	○ 避難場所・避難所等の指定・安全化 避難場所・避難所の確保 避難場所・避難所等の安全化
1601	2	10	0			・ 避難勧告・指示から避難誘導までの流れ	・ 避難指示等から避難誘導までの流れ
1602	2	10	1	2		2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	2 避難場所等の指定

No	部	章	節	項	目	旧	新
1603	2	10	1	2		区部においては、平成30年6月現在、避難場所213か所、地区内残留地区37か所、避難道路58路線を指定している。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保することを原則としている。	令和4年7月現在、都は、東京都震災対策条例に基づき、区部において、避難場所221か所、地区内残留地区40か所、避難道路49kmを指定している。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保することを原則としている。 一方、区市町村は、災害対策基本法に基づき、地震に対する指定緊急避難場所を指定しており、令和3年4月現在、都内で1,554か所が指定されている（区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所と重複している場合あり。）。
1604	2	10	1	3		平成30年4月1日現在、都内で避難所2,964か所、福祉避難所1,397か所が確保されている。避難所の収容人数は約317万人となっている。	令和3年4月現在、都内で避難所3,140か所、福祉避難所（※）1,584か所が確保されている。避難所の収容人数は約323万人となっている。
1605	2	10	1	3		なお、都内公立小中学校の耐震化率は平成30年4月現在、99.9%である。	なお、都内公立小中学校の耐震化率は令和4年4月現在、99.8%である。
1606	2	10	1	3		また、「避難所管理運営の指針」を平成29年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援している。	また、「避難所管理運営の指針」を平成29年度に改訂し、令和2年度には「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を策定し、区市町村の避難所運営を支援している。
1607	2	10	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1608	2	10	2	0		3,385,489人	2,993,713人
1609	2	10	2	0		2,200,568人	1,995,809人
1610	2	10	2	0		1,184,921人	997,904人
1611	2	10	2	0		17.6%	11.9%
1612	2	10	2	0		7.6%	4.0%
1613	2	10	2	0		74.2%	24.3%
1614	2	10	2	0		45.2%	26.4%
1615	2	10	2	0		27.1%	4.0% （多摩東部直下地震の場合 4.3%）
1616	2	10	2	2		2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	2 避難場所の指定
1617	2	10	2	2		区部において、避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合やその避難距離が長くなる場合がある。	区部において、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合があるため、避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要がある。
1618	2	10	2	3		女性や要配慮者	女性・要配慮者等

No	部	章	節	項	目	旧	新
1619	2	10	3	1		避難勧告・避難指示	避難指示等の発令
1620	2	10	3	2		2 避難場所・避難道路の指定及び安全化	2 避難場所の指定及び安全化
1621	2	10	3	2		避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化を図る。	区部において、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。
1622	2	10	3	3		女性や要配慮者	女性・要配慮者等
1623	2	10	4	1		自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築していく。また、避難支援プランの策定の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備する他、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。	自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築していく。また、個別避難計画の策定の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。
1624	2	10	4	2		2 避難場所の確保や安全性等の確保 「防災都市づくり推進計画」（平成28年3月）に基づき、避難場所の整備を進めていく。 ・ 2020（令和2）年度までに避難距離が3 km以上となる避難圏域を解消 避難場所の量的確保や安全性等の確保	2 避難場所の確保や安全性等の向上 「防災都市づくり推進計画〈基本方針〉」（令和2年3月）に基づき、区部において、避難場所の確保を進めていく。 ・ 全避難場所で避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保 ・ 2025（令和7）年度までに避難距離が3 km以上となる避難圏域を解消 ・ 避難場所の安全性や利便性の向上
1625	2	10	4	3		3 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立 安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。	3 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立 安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。
1626	2	10	5予			避難所・避難場所等	避難場所・避難所等
1627	2	10	5予			（新規）	4 車中泊
1628	2	10	5予	1	(1)	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援	○ 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援
1629	2	10	5予	1	(1)	（新規）	○ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る市町村への情報提供
1630	2	10	5予			第5章「津波等対策」	第2部第5章「津波等対策」
1631	2	10	5予	1	(1)	○ 緊急通報システム等の活用	○ 救急直接通報等の活用
1632	2	10	5予	1	(1)	○ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応を検討	○ 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討
1633	2	10	5予	1	(1)	○ 避難勧告等発令基準の整備	○ 避難指示等の発令基準の整備
1634	2	10	5予	1	(1)	○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 ○ 避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定	○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成

No	部	章	節	項	目	旧	新
1635	2	10	5予	1	(2)	(第2部第2章「外国人支援対策」P77 参照)	(第2部第2章「都民と地域の防災力向上」P77 参照)
1636	2	10	5予	1	(2)	○ 要配慮者対策に係る指針を改訂し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。	○ 要配慮者対策に係る指針や個別避難計画の作成・活用に向けたガイドラインを整備し、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。
1637	2	10	5予	1	(2)	○ 災害の発生に備えて、災害福祉広域支援ネットワーク構成団体がネットワークを構成し、日頃からの関係構築、広域訓練の実施等を通じ、災害時の活動体制構築に向けた取り組みを推進する。	○ 災害の発生に備えて、災害福祉広域支援ネットワークや災害派遣福祉チーム（DWAT）を整備し、平時からの研修・広域訓練の実施等を通じ、災害時の活動体制構築に向けた取り組みを推進する。
1638	2	10	5予	1	(2)	(新規)	○ 災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していく。
1639	2	10	5予	1	(2)	(新規)	○ 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、耐震化・業務継続計画（BCP）の策定、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進する。
1640	2	10	5予	1	(2)	(新規)	(キ) 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた対応 <<都福祉保健局> ○ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえ、市町村に対し自宅療養者等の情報を提供する。
1641	2	10	5予	1	(2)	緊急通報システム等を活用	救急直接通報等を活用
1642	2	10	5予	1	(2)	防火防災診断	防火診断及び住まいの防火防災診断
1643	2	10	5予	1	(2)	○ 区市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	○ 区市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
1644	2	10	5予	1	(2)	○ 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。	○ 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
1645	2	10	5予	1	(2)	○ 内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（P495）（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	○ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
1646	2	10	5予	1	(2)	○ 区市町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由 キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項	○ 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。合わせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1647	2	10	5予	1	(2)	○ 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。	○ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。
1648	2	10	5予	1	(2)	(新規)	○ 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
1649	2	10	5予	1	(2)	○ 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。	○ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供にあたっては、区市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。
1650	2	10	5予	1	(2)	○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。 また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。	○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。 また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
1651	2	10	5予	1	(2)	○ 区市町村は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。	○ 区市町村は、安否確認や避難支援、情報提供について、社会福祉施設や障害者団体等と連携して取り組む。
1652	2	10	5予	1	(2)	(新規)	○ 区市町村は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。
1653	2	10	5予	2	(1)	避難所・避難場所等	避難場所・避難所等
1654	2	10	5予	2	(1)	○ 指定管理者等の役割の明確化	○ 公共施設の基本的な役割の明確化
1655	2	10	5予	2	(1)	(新規)	○ 状況に応じた多様な避難行動の推進 ○ 避難所等における通信環境等の確保の促進
1656	2	10	5予	2	(1)	○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定	○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、地区内残留地区、避難道路の指定
1657	2	10	5予	2	(1)	○ 避難所への供給ルートの耐震継手化を推進	○ 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施
1658	2	10	5予	2	(1)	○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化	○ 避難場所・避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進 ○ 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進
1659	2	10	5予	2	(1)	(新規)	都デジタルサービス局 ○ 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進
1660	2	10	5予	2	(1)	(新規)	都各局 ○ 都立施設の避難先としての活用にかかる区市町村への協力 ○ 指定管理者等の役割の明確化

No	部	章	節	項	目	旧	新
1661	2	10	5予	2	(1)	○ 災害対策基本法に基づき避難場所・避難所の指定	○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所（指定一般避難所と指定福祉避難所の別を含む）の指定
1662	2	10	5予	2	(1)	東京ガス	東京ガスグループ
1663	2	10	5予	2	(2)	○ 都立施設を管理する施設管理者や指定管理者については、各施設の特性を踏まえた上で発災時の役割を明確化するなど、公共施設における円滑な受入体制を整えていく。	○ 発災時における公共施設の基本的な役割を明確化する。
1664	2	10	5予	2	(2)	○ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所（※1）や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知していく。	○ 効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知していく。
1665	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○ 避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動の実践について、区市町村と連携を図りながら推進していく。 ○ 可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村における都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用を支援する。 ○ 避難所等における通信環境の確保やトイレ環境の確保について、区市町村を支援する。
1666	2	10	5予	2	(2)	「都都市整備局」 ○ 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、区部の必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを東京都震災対策条例第47条第1項に基づき、避難場所に指定する。火災の拡大するおそれのない地域については、地区内残留地区を定める。	「都都市整備局」 ○ 大地震時に発生する延焼火災から避難者の生命を保護するため、区部の必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを東京都震災対策条例に基づき、避難場所に指定する。大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない地区については、地区内残留地区を定める。
1667	2	10	5予	2	(2)	また、地区割当計画による避難場所への距離が3 km以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、東京都震災対策条例第48条に基づき避難道路（※2）を指定する。	また、地区割当による避難場所への距離が3 km以上ある地域や、火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、避難道路を指定する。
1668	2	10	5予	2	(2)	※1 避難場所 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。 ※2 避難道路 避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。	(削除)
1669	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○ 避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積1㎡以上を確保することを原則とする。
1670	2	10	5予	2	(2)	(新規)	「都デジタルサービス局」 ○ 避難所として指定されている都立施設等に対して、Wi-Fiアクセスポイントを設置することにより情報インフラの整備を推進する。
1671	2	10	5予	2	(2)	(新規)	「都各局」 ○ 都立施設の活用について、活動庁舎や一時滞在施設など、発災時に求められる他の役割や機能等を踏まえつつ、区市町村の避難先の確保に可能な限り協力する。 ○ 都立施設を管理する施設管理者や指定管理者については、各施設の特性を踏まえた上で発災時の役割を明確化するなど、公共施設における円滑な受入体制を整えていく。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1672	2	10	5予	2	(2)	○避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。（第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」p197参照）	○避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を実施している。
1673	2	10	5予	2	(2)	○避難所等のトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。	○避難場所・避難所等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施している。 ○震災時の交通機能を確保するため、避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施している。 ○地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施している。
1674	2	10	5予	2	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
1675	2	10	5予	2	(2)	○区市町村長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。	○区市町村長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。
1676	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所等を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努める。
1677	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
1678	2	10	5予	2	(2)	○各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難場所及び避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 （資料第131「避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表」別冊①資料P325）	○各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難場所、避難所及び福祉避難所を指定し、住民に周知しておく。 （資料第131「避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表」別冊①資料P325） （資料第132「指定緊急避難場所一覧」別冊①資料P326）
1679	2	10	5予	2	(2)	○指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。	○指定避難場所等を指定した場合、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。
1680	2	10	5予	2	(2)	・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。	・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。 ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするなど、指定避難所等が過密にならないよう努めるものとする。
1681	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
1682	2	10	5予	2	(2)	○避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。	○避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。
1683	2	10	5予	2	(2)	(新規)	○新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1684	2	10	5予	2	(2)	○ 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所・避難道路の指定については、津波等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 (資料第132「多摩・島しょ地域の避難場所」別冊①資料P326)	○ 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所の指定については、津波等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難場所を近隣区市町村に設けるものとする。
1685	2	10	5予	2	(2)	○ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。	○ 避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
1686	2	10	5予	3	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1687	2	10	5予	3	(1)	第2部第2章「ボランティアとの連携」	第2部第2章「都民と地域の防災力向上」
1688	2	10	5予	3	(1)	○ 避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援	○ 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援
1689	2	10	5予	3	(1)	(新規)	日赤東京都支部 ○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備
1690	2	10	5予	3	(2)	○ 「避難所管理運営の指針」、要配慮者対策に係る指針を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。	○ 「避難所管理運営の指針」、「要配慮者対策に係る指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、引き続き新たな感染症対策、女性の参画推進、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。
1691	2	10	5予	3	(2)	(新規)	○ 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。
1692	2	10	5予	3	(2)	都教育庁は、都立高校体育館の空調設備の整備を推進し、避難所となった際の良好な環境の確保に資する。	都教育庁は、都立高校体育館等の空調設備の整備を推進し、避難所となった際の良好な環境の確保に資する。
1693	2	10	5予	3	(2)	(新規)	○ 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
1694	2	10	5予	3	(2)	第2部第2章「ボランティアとの連携」	第2部第2章「都民と地域の防災力向上」
1695	2	10	5予	3	(2)	(新規)	○ 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
1696	2	10	5予	3	(2)	(新規)	○ 区市町村は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 ○ 区市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
1697	2	10	5予	3	(2)	(新規)	○ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1698	2	10	5応			3 動物救護 4 ボランティアの受入れ 5 被災者の他地区への移送	3 車中泊 4 動物救護 5 ボランティアの受入れ 6 被災者の他地区への移送
1699	2	10	5応			第5章「津波等対策」	第2部第5章「津波等対策」
1700	2	10	5応	1	(1)	勧告	指示
1701	2	10	5応	1	(1)	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく避難指示	○ 地すべり等防止法に基づく立退き指示 ○ 水防法に基づく立退き指示
1702	2	10	5応	1	(1)	○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報	○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区市町村への通報
1703	2	10	5応	1	(1)	○ 避難勧告又は指示	○ 避難指示等
1704	2	10	5応	1	(1)	○ 避難勧告・避難指示	○ 避難指示等
1705	2	10	5応	1	(1)	(新規)	○ 警戒区域の設定
1706	2	10	5応	1	(1)	○ 水防法に基づく避難指示	○ 水防法に基づく立退き指示
1707	2	10	5応	1	(2)	避難勧告・避難指示	避難指示等
1708	2	10	5応	1	(2)	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	【高齢者等避難】 危険な場所から高齢者等は避難
1709	2	10	5応	1	(2)	避難勧告 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	(削除)
1710	2	10	5応	1	(2)	避難指示（緊急） 災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	【避難指示】 危険な場所から全員避難
1711	2	10	5応	1	(2)	避難勧告・避難指示の伝達	避難指示等の伝達
1712	2	10	5応	1	(3)	避難勧告等	避難指示・危険区域等の設定等
1713	2	10	5応	1	(3)	○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区市町村長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
1714	2	10	5応	1	(3)	○ 区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告または指示するとともに、速やかに都本部に報告する。	○ 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
1715	2	10	5応	1	(3)	○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。 これは、災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。	○ 避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市町村長は、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
1716	2	10	5応	1	(3)	○ また、区市町村長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならぬと規定された。（災害対策基本法第61条の2）	○ また、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
1717	2	10	5応	1	(3)	(新規)	○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区市町村長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
1718	2	10	5応	1	(3)	避難の勧告又は避難指示が出された	避難指示等を発令した
1719	2	10	5応	1	(3)	(新規)	○ 区部における避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる自由避難(任意の経路を利用して避難すること)とする。
1720	2	10	5応	1	(3)	避難の勧告や避難指示を行う	避難指示等を発令する
1721	2	10	5応	1	(3)	○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。	○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
1722	2	10	5応	1	(3)	(水防法に基づく避難指示) ○ 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をする。	(水防法に基づく立ち退き指示) ○ 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
1723	2	10	5応	1	(3)	勧告	指示
1724	2	10	5応	1	(3)	○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の <u>関係機関と連携した避難の勧告又は指示及び区市町村へのその内容の通報</u>	○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における <u>避難の指示等及びその後の区市町村への通報</u>
1725	2	10	5応	1	(3)	避難の勧告又は指示がなされた	避難指示等が発令された
1726	2	10	5応	1	(3)	避難の勧告又は指示がなされた	避難指示等が発令された
1727	2	10	5応	1	(3)	避難の勧告又は指示が出された	避難指示等が発令された

No	部	章	節	項	目	旧	新
1728	2	10	5応	1	(3)	(水防法に基づく避難指示) ○ 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をする。	(水防法に基づく立退き指示) ○ 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
1729	2	10	5応	1	(3)	(地すべり等防止法に基づく避難指示) ○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示する。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	(地すべり等防止法に基づく立退き指示) ○ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
1730	2	10	5応	1	(3)	【避難場所の考え方】 ○ 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。 ○ 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。	(削除)
1731	2	10	5応	1	(3)	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	避難情報等と居住者等がとるべき行動
1732	2	10	5応	1	(3)	避難勧告等に関するガイドライン	避難情報に関するガイドライン
1733	2	10	5応	1	(3)	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	居住者等がとるべき行動等
1734	2	10	5応	1	(3)	避難準備・高齢者等避難開始 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	高齢者等避難 ○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
1735	2	10	5応	1	(3)	避難勧告 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。	(削除)
1736	2	10	5応	1	(3)	避難指示（緊急） ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、いまだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。	避難指示 ○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
1737	2	10	5応	1	(3)	(新規)	緊急安全確保 ○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

No	部	章	節	項	目	旧	新
1738	2	10	5応	1	(3)	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。	(削除)
1739	2	10	5応	2	(1)	必要な避難所確保のための区市町村支援	必要な避難所等の確保のための区市町村支援
1740	2	10	5応	2	(1)	○ 福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援	○ 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援
1741	2	10	5応	2	(1)	○ 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。	○ 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。
1742	2	10	5応	2	(1)	救護ボランティア	東京都赤十字救護ボランティア
1743	2	10	5応	2	(1)	(新規)	日赤東京都支部 ○ 日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 ○ 避難住民に対するこころのケアを実施
1744	2	10	5応	2	(1)	(新規)	(資料第 「災害救援物資等の支給」別冊①資料P)
1745	2	10	5応	2	(2)	都としても避難所確保のための支援策を実施する。	都としても都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保のための支援策を実施する。
1746	2	10	5応	2	(2)	○ 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。 また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村または他道府県からの福祉応援職員の総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所等へ応援職員を派遣する。	(削除)
1747	2	10	5応	2	(2)	(新規)	(災害派遣福祉チームの派遣調整) ○ 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。 また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災した区市町村・社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域または他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉チームを派遣する。
1748	2	10	5応	2	(2)	○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、区市町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。	○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。
1749	2	10	5応	2	(2)	○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。	○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。
1750	2	10	5応	2	(2)	○ 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。	○ 管理責任者は、管理運営に際して、女性・要配慮者等の視点に配慮する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1751	2	10	5	2	(2)	○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。	○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
1752	2	10	5	2	(2)	(新規)	○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
1753	2	10	5	3	(3)	第2部第2章「ボランティアとの連携」	第2部第2章「 <u>都民と地域の防災力向上</u> 」
1754	2	10	5	4	(2)	一般財団法人 ペット災害対策推進協会 (公社) 日本獣医師会	ペット災害支援協議会
1755	2	10	5	5	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1756	2	10	5	5	(1)	(新規)	○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携
1757	2	10	5	5	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1758	2	10	5	5	(2)	(新規)	○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る
1759	2	10	5	5	(3)	第2部第2章「ボランティアとの連携」	第2部第2章「 <u>都民と地域の防災力向上</u> 」
1760	2	10	5	6	(3)	○ 九都県市、21大都市、 <u>全国知事会</u> との連携は、第2部第6章P281参照。	○ 全国知事会、九都県市、21大都市との連携は、第2部第6章P281参照。
1761	2	11	0			都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等と協定を締結している。	都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等と協定を締結している。
1762	2	11	0			「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約220万人の避難所生活者が見込まれており、避難者に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。	「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約200万人の避難所生活者が見込まれており、避難者（一定数の避難所外避難者を含む。）に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。
1763	2	11	0			・ <u>3日分の備蓄の継続</u> とニーズに応じた物資の確保	・ <u>備蓄及び調達による</u> ニーズに応じた物資の確保
1764	2	11	0			輸送拠点	物資拠点
1765	2	11	0			輸送拠点	物資拠点
1766	2	11	0			輸送拠点	物資拠点
1767	2	11	0			輸送拠点	物資拠点

No	部	章	節	項	目	旧	新
1768	2	11	1	1		都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。	都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。
1769	2	11	1	1		・災害時給水ステーション（給水拠点）215か所整備（25mプール約2,100杯に相当する約106万㎡の水を確保）（平成31年4月1日現在）	・災害時給水ステーション（給水拠点） <u>213</u> か所整備（25mプール約 <u>2,150</u> 杯に相当する約 <u>108</u> 万㎡の水を確保）（令和4年7月1日現在）
1770	2	11	1	2		輸送拠点	物資拠点
1771	2	11	1	2		都と区市町村は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備している。	都と区市町村は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備・保全している。
1772	2	11	1	2		また、都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協定を締結し、発災時には、都備蓄倉庫からの物資の搬出作業やトラックターミナルにおける荷さばき作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。	また、都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び民間物流事業者と協定を締結し、発災時には、都備蓄倉庫からの物資の搬出作業やトラックターミナルにおける荷さばき作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。
1773	2	11	1	2		輸送拠点	物資拠点
1774	2	11	1	2		<u>21</u> か所（陸上 <u>6</u> 、海上 <u>12</u> 、航空 <u>3</u> ）	<u>25</u> 箇所（陸上 <u>6</u> 、海上 <u>16</u> 、航空 <u>3</u> ）
1775	2	11	1	3		都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運、東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。	都トラック協会、民間物流事業者、日本通運、東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。
1776	2	11	2	0		東京湾北部地震	都心南部直下地震
1777	2	11	2	0		<u>3,385,489</u> 人	<u>2,993,713</u> 人
1778	2	11	2	0		<u>2,200,568</u> 人	<u>1,995,809</u> 人
1779	2	11	2	0		<u>1,184,921</u> 人	<u>997,904</u> 人
1780	2	11	2	1		また、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。	また、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。
1781	2	11	2	2		輸送拠点	物資拠点
1782	2	11	2	2		（新規）	また、既存の広域輸送基地が活用できない場合も想定した代替拠点の検討が必要である。
1783	2	11	2	2		また、	さらに、
1784	2	11	2	2		輸送拠点	物資拠点

No	部	章	節	項	目	旧	新
1785	2	11	3	1		都は、区市町村と連携し、発災後3日分の物資を継続して備蓄する。	都は、区市町村と連携し、発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む。）を寄託制度（※）のより一層の活用等により継続して備蓄する。
1786	2	11	3	1		(新設)	※ 寄託制度 都が区市町村と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区市町村の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度
1787	2	11	3	1		多面的な飲料水の確保に向けて	多面的な飲料水及び生活水の確保に向けて
1788	2	11	3	2		輸送拠点	物資拠点
1789	2	11	3	2		また、倉庫事業者と連携し、広域輸送基地に集積した支援物資を保管する場所を確保する。	また、倉庫事業者や輸送事業者等と連携し、広域輸送基地の補完拠点（広域輸送基地で滞留する可能性がある物資の一時保管及び仕分けを行う拠点）や代替拠点（広域輸送基地が損壊等により使用できない場合の拠点）を確保する。
1790	2	11	3	2		(新規)	加えて、広域輸送基地等の運営の円滑化を図るため、物資輸送車両の待機場所の確保を進める。
1791	2	11	4	1		発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。	発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村が連携し、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を備蓄などにより確保する。
1792	2	11	4	3		備蓄倉庫における保管方法等について改善・推進する。	備蓄倉庫における保管方法等について、毛布の洗浄・リパック、カーペットの梱包替等を実施することにより改善・推進する。
1793	2	11	5予			輸送拠点	物資拠点
1794	2	11	5予	1	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1795	2	11	5予	1	(2)	(新規)	○ ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な段ボール製の簡易ベッドや屋内テントを都としても備蓄をする。
1796	2	11	5予	1	(2)	(新規)	なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
1797	2	11	5予	1	(2)	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を実施する。	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保を図る。
1798	2	11	5予	1	(2)	○ 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携し、発災後3日分の備蓄の継続に努める。	○ 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携し、発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
1799	2	11	5予	1	(2)	必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の最大避難者数等を基準とする。	必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
1800	2	11	5予	1	(2)	(新規)	物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1801	2	11	5予	1	(2)	(新規)	○ 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ器具などを確保する。
1802	2	11	5予	1	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1803	2	11	5予	1	(2)	(新規)	○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボール製の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
1804	2	11	5予	1	(2)	○ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の最大避難者数等を基準とする。	○ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の物資需要量等を基準とする。
1805	2	11	5予	1	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。
1806	2	11	5予	1	(2)	○ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。	○ 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
1807	2	11	5予	2	(1)	○ 雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。	○ 雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、生活用水の確保に努める。
1808	2	11	5予	2	(2)	215か所	213か所
1809	2	11	5予	2	(2)	多面的な飲料水等の確保に向けて、	多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、
1810	2	11	5予	2	(2)	(表更新)	(表更新)
1811	2	11	5予	3		輸送拠点	物資拠点
1812	2	11	5予	3	(2)	○ 円滑に他の者の応援を受け入れるため、あらかじめ、応援部隊の活動拠点、緊急物資の輸送経路、広域輸送基地での物資受入等について明らかにした受援体制を整備する。	○ 円滑に他の者の応援を受け入れるため、あらかじめ、応援部隊の活動拠点、緊急物資の輸送経路、広域輸送基地での物資受入や輸送車両の待機場所等について明らかにした受援体制を整備する。
1813	2	11	5予	3	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録をする。
1814	2	11	5予	3	(2)	○ 広域輸送基地で滞留する可能性がある物資の一時保管及び仕分けを行う場所として、民間倉庫を活用した体制を構築する。	○ 広域輸送基地の補完拠点や代替拠点として、民間倉庫を活用した広域的な体制を構築する。
1815	2	11	5予	3	(2)	(新規)	○ 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
1816	2	11	5予	3	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録をする。
1817	2	11	5予	3	(2)	福祉保健局	総務局
1818	2	11	5予	3	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1819	2	11	5予	3	(2)	輸送拠点	物資拠点
1820	2	11	5予	3	(2)	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫 ※、トラックターミナル、ふ頭、空港など ※令和元年度末に全面活用開始予定	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港、 <u>民間倉庫</u> など
1821	2	11	5予	3	(2)	受入	受入れ
1822	2	11	5予	3	(2)	輸送拠点	物資拠点
1823	2	11	5予	5	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1824	2	11	5応	1		都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1825	2	11	5応	1	(3)	都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している <u>物流事業者</u> 、都福祉保健局職員等を配置し、搬出作業を行う。	都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している <u>東京都トラック協会</u> 等、都福祉保健局職員等を配置し、搬出作業を行う。
1826	2	11	5応	1	(3)	○ 被災した区市町村において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。	○ 被災した区市町村において給(貸)与の実施が困難な場合、 <u>都本部</u> に応援を要請する。
1827	2	11	5応	1	(3)	災害情報システム（DIS）	物資調達・輸送調整等支援システム
1828	2	11	5応	2	(3)	飲料水の確保に努める。	飲料水及び生活水の確保に努める。
1829	2	11	5応	3	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1830	2	11	5応	3	(1)	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省農産局貿易業務課
1831	2	11	5応	3	(2)	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省農産局貿易業務課
1832	2	11	5応	3	(3)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1833	2	11	5応	3	(3)	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省農産局貿易業務課
1834	2	11	5応	3	(3)	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省農産局貿易業務課
1835	2	11	5応	3	(3)	・ 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。	・ 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
1836	2	11	5応	3	(3)	農林水産省政策統括官付貿易業務課	農林水産省農産局貿易業務課

No	部	章	節	項	目	旧	新
1837	2	11	5応	4	(2)	輸送拠点	物資拠点
1838	2	11	5応	6	(1)	都財務局	都本部
1839	2	11	5応	6	(1)	都財務局	都本部
1840	2	11	5応	6	(1)	都財務局	都本部
1841	2	11	5応	6	(2)	○ 都各局において車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、都財務局に要請する。 ○ 都財務局は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。	○ 都各局において車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、都本部に要請する。 ○ 都本部は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。
1842	2	11	5応	6	(3)	«都財務局»	«都本部»
1843	2	11	5応	6	(3)	○ 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。	○ 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都本部（物資・輸送調整チーム）が集中的に調達する。
1844	2	11	5応	6	(3)	都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用し、必要に応じレンタカー会社、タクシー会社等から調達する。	都各局の不足分は、都本部（物資・輸送調整チーム）がレンタカー会社から調達する。
1845	2	11	5応	6	(3)	都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運等	都トラック協会、日本通運等
1846	2	11	5応	6	(3)	・四輪駆動車 悪路走行に対応できる車両レンタカー会社から調達する。	(削除)
1847	2	11	5応	8	(3)	当該空港に所在する東京航空局(東京空港事務所又は大島空港出張所)	東京航空局
1848	2	11	5復	1		区市町村は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。	区市町村は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。
1849	2	11	5復	2	(3)	(新規)	○ ボランティア・市民活動団体等と連携して、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。
1850	2	11	5復	2	(3)	(新規)	○ なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
1851	2	11	5応	5	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1852	2	11	5応	5	(3)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1853	2	11	5復	6	(1)	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点等

No	部	章	節	項	目	旧	新
1854	2	11	5応	6	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1855	2	11	5復	6	(2)	地域内輸送拠点	地域内輸送拠点等
1856	2	11	5復	6	(2)	・ 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、多摩広域防災倉庫やトラックターミナル等で引き継ぎ、都総務局や都福祉保健局が区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。	・ 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、 <u>広域輸送基地又は区市町村が指定する地域内輸送拠点等</u> へ、他道府県等の協力を得て輸送する。
1857	2	11	5復	6	(2)	(図の差し替え)	(図の差し替え)
1858	2	11	5復	6	(3)	(新規)	○ 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
1859	2	11	5復	6	(3)	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫、トラックターミナル等を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点等に輸送する。
1860	2	11	5復	6	(3)	○ 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。	○ 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点等まで輸送し、引き渡す。
1861	2	11	5復	6	(3)	(新規)	○ 交通途絶のために孤立した被災者に対しては、必要に応じて船舶等による水上、海上輸送、ヘリ、無人航空機等による空中輸送を実施する。
1862	2	11	5復	6	(3)	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、トラックターミナル等（集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、トラックターミナル等（ <u>トラックターミナルに置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等</u> ）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
1863	2	11	5復	6	(3)	○ 調達した物資は、トラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。	○ 調達した物資は、トラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者、民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
1864	2	11	5復	6	(3)	トラックターミナル等に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。	トラックターミナル等に置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
1865	2	11	5応	6	(3)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
1866	2	11	5復	6	(3)	福祉保健局	総務局
1867	2	11	5復	6	(3)	輸送拠点	物資拠点
1868	2	12	0			迅速・的確な情報提供	迅速・正確な情報提供
1869	2	12	0			対処している。	対処した。
1870	2	12	1	1		高さ1メートルの空間放射線測定	高さ1 mの空間放射線測定
1871	2	12	4	2		的確な情報提供	正確な情報提供

No	部	章	節	項	目	旧	新
1872	2	12	5予			応急対策	本章「 <u>応急対策</u> 」P●●
1873	2	12	5予	2	(1)	(新規)	・緊急時に住民が取るべき行動に関すること
1874	2	12	5予	2	(1)	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人	高齢者、障害者、 <u>難病患者</u> 、乳幼児、妊産婦、外国人
1875	2	12	5予	2	(1)	その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める	その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。
1876	2	12	5予	3	(1)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射線同位元素等の規制に関する法律
1877	2	12	5予	3	(2)	放射線障害防止法の対象事業所数	RI規制法対象の事業所数
1878	2	12	5応	1	(2)	(構成メンバー) 都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、 <u>都病院経営本部</u> 、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか	(構成メンバー) 都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか
1879	2	12	5応	2	(1)	<u>生活文化局</u>	<u>政策企画局</u>
1880	2	12	5応	2	(1)	的確な情報提供	正確な情報提供
1881	2	12	5応	2	(2)	« <u>生活文化局</u> »	« <u>政策企画局</u> »
1882	2	12	5応	2	(2)	都民に対する <u>的確な情報提供</u> ・広報を迅速かつ <u>的確</u> に行う。	都民に対する情報提供・広報を迅速かつ <u>正確</u> に行う。
1883	2	12	5応	2	(2)	大規模事故編	<u>東京都地域防災計画大規模事故編</u>
1884	2	12	5応	3	(1)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射線同位元素等の規制に関する法律
1885	2	12	5応	3	(1)	原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。	原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。
1886	2	12	5応	3	(1)	放射線障害防止法の対象事業所数	RI規制法対象の事業所数
1887	2	12	5応	3	(1)	住民に対する避難の勧告等の措置	住民に対する避難指示等の措置
1888	2	12	5応	3	(2)	住民に対する避難の勧告又は指示	住民に対する避難の指示等
1889	2	12	5応	4	(1)	住民に対する避難の勧告等の措置	住民に対する避難指示等の措置

No	部	章	節	項	目	旧	新
1890	2	12	5応	4	(3)	住民に対する避難の勧告又は指示	住民に対する避難の指示等
1891	2	12	5復	1	(1)	都福祉保健局 都病院経営本部 ○健康相談に関する窓口の設置等 ○保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	都福祉保健局 東京都立病院機構 ○健康相談に関する窓口の設置等 ○行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
1892	2	12	5復	1	(2)	«都福祉保健局»«都病院経営本部»	«都福祉保健局»«東京都立病院機構»
1893	2	13	0			本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、がれき処理等の都民の生活再建についての対策を示す。	本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理等の都民の生活再建についての対策を示す。
1894	2	13	0			区市町村への被災者生活再建支援システムの導入	区市町村への被災者生活再建支援業務に係るシステムの導入
1895	2	13	0			さらに、発災時のトイレ機能の確保に向け、施設の耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた。がれき処理については、東京都震災がれき処理マニュアルを策定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている。	さらに、発災時の下水道機能の確保に向け、施設の耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた。災害廃棄物の処理については、東京都災害廃棄物処理計画を策定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている。
1896	2	13	0			「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約12万棟の建物が全壊し、約33万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、300万人を超える避難者が想定されている。また、がれきについては4,289万トンが発生するとされている。こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、応急仮設住宅供与等の体制整備や、トイレ機能の確保、がれき処理体制の構築に取り組む必要がある。	「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」では、約8万棟の建物が全壊し、約20万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、約300万人の避難者が想定されている。また、災害廃棄物については3,164万トンが発生するとされている。こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、応急仮設住宅供与等の体制整備や、下水道機能の確保、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要がある。
1897	2	13	0			・生活再建対策の早急な実施 → <到達目標> 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化 ・応急仮設住宅供与等の体制の整備 → <到達目標> 応急仮設住宅供与等体制の構築	・生活再建対策の早急な実施 → <到達目標> 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化、応急仮設住宅供与等体制の構築
1898	2	13	0			・下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え	・災害用トイレの確保、し尿処理への備え
1899	2	13	0			・ごみ、がれきの集積場所と最終処分場の確保 → <到達目標> ごみ、がれきの広域処理体制の構築	・ごみの集積場所及び災害廃棄物の仮置場と最終処分場の確保 → <到達目標> ごみ、災害廃棄物の広域処理体制の構築
1900	2	13	1			54区市町村	55区市町村
1901	2	13	1			平成31年4月時点	令和5年4月時点
1902	2	13	1			第1節 現在の到達状況 ○ごみ処理、がれき処理 ：一般廃棄物の焼却処理能力：年間520万トン	第1節 現在の到達状況 ○ごみ処理、災害廃棄物処理 ：災害廃棄物の処理可能量（2年間）：年間134万トン
1903	2	13	2			・トイレ機能の確保が必要	・下水道機能の確保が必要

No	部	章	節	項	目	旧	新
1904	2	13	2			第2節 課題 ○ がれき処理に一時的な集積場所や最終処分場が必要	第2節 課題 ○ 災害廃棄物処理の一時的な仮置場や最終処分場が必要
1905	2	13	3			・下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え	○災害用トイレの確保、し尿処理への備え
1906	2	13	3			ごみ、がれきの集積場所と最終処分場の確保	ごみ、災害廃棄物の仮置場と最終処分場の確保
1907	2	13	4			○ごみ、がれきの広域処理体制の構築	○ごみ、災害廃棄物の広域処理体制の構築
1908	2	13	5			○ ごみ処理、がれき処理事前対策 迅速な処理体制の整備 ○ ごみ処理、がれき処理 広域処理体制を確保し、迅速に処理を実施 ○ ごみ処理、がれき処理 ごみ・がれき広域処理の調整、最終処分	○ ごみ処理、災害廃棄物処理事前対策 迅速な処理体制の整備 ○ ごみ処理、災害廃棄物処理 広域処理体制を確保し、迅速に処理を実施 ○ ごみ処理、災害廃棄物処理 ごみ・災害廃棄物の広域処理の調整、最終処分
1909	2	13	5			(新規)	被災者の生活相談等の支援
1910	2	13	1	1		[被災者生活再建支援システム]	被災者生活再建支援業務に係るシステム
1911	2	13	1	1		民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅	民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅
1912	2	13	1	2		2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理 避難所から排水を受ける下水道管の耐震化を推進し、九都県市や全国知事会等との災害用トイレの広域応援の協定の締結。 区市町村においては、災害用トイレを備蓄するとともに、し尿収集車を保有している。	2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理 全国知事会や九都県市等との災害用トイレの広域応援の協定を締結している。 区市町村においては、災害用トイレを備蓄している。
1913	2	13	1	3		3 ごみ処理、がれき処理 非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。 また、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。	3 ごみ処理、災害廃棄物処理 非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。 また、計画の実効性を高めるため、マニュアルを策定するとともに、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。
1914	2	13	2	0		【被害想定（東京湾北部地震）】	【被害想定（都心南部直下地震）】
1915	2	13	2	0		建物被害棟数： 約116,200棟（全壊）、約329,400棟（半壊） 約188,100棟（焼失）	建物被害想定： 約82,000棟（全壊）、約207,300棟（半壊） 約118,800棟（焼失）
1916	2	13	2	0		がれきの推定発生量	災害廃棄物の推定発生量
1917	2	13	2	0		約4,289万トン、約5,125万㎡	約3,164万トン、約3,550万㎡
1918	2	13	2	0		約339万人（避難生活者数は約220万人）	約300万人（避難生活者数は約200万人）

No	部	章	節	項	目	旧	新
1919	2	13	2	0		最大45.2%(元禄型関東地震)	最大26.4%
1920	2	13	2	0		最大23.2%(多摩直下地震)	最大4.3%(多摩東部直下地震)
1921	2	13	2	1		罹災証明書の発行対象となる家屋は、約75万棟と	建物被害棟数が膨大になることが
1922	2	13	2	1		約25万戸から37万戸の応急仮設住宅が必要となると想定されることなどから、	過去の震災時には、住家被害（全壊・半壊・全焼戸数）の2、3割分の応急仮設住宅が提供されており、同様に想定する場合、
1923	2	13	2	2		発災時には、45.2%の上水道の被害と、23.2%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。	下水道は4.3%の被害が想定されている。復旧までの間を乗り切るため、被災後の災害用トイレの確保に向けた手続きを講じる必要がある。
1924	2	13	2	3		3 大量のがれき等の処理に向けた課題 最大で約4,289万トンが発生するがれきを処理するためには、東京都災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。	3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題 最大で約3,164万トンが発生する災害廃棄物を処理するためには、東京都災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。
1925	2	13	3	1		区市町村で導入が進捗する「被災者生活再建支援システム」による、	被災者生活再建支援業務に係るシステムによる、
1926	2	13	3	1		借上げ型仮設住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速な業務システムを構築する必要がある。	賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居まで適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要がある。
1927	2	13	3	2		避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、被害が発生した被災自治体に対して、災害用トイレを融通すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を行っていく。	下水道機能を確保するため、避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを進めるとともに、被害が発生した被災自治体に対して、災害用トイレを融通すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を行っていく。
1928	2	13	4	1		平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築する。	平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と区市町村で連携しながら検討を進めていく。
1929	2	13	4	1		借上げ型仮設住宅を迅速に供与できるよう業務システムを構築し、	賃貸型応急住宅を迅速に供与できるようマニュアル等を整備し、
1930	2	13	4	3		3 災害廃棄物処理体制の構築 広域自治体として調整機能を果たす東京都が、国、都外自治体、民間業者等と平常時から連携を密にしていくことにより、非常時においても迅速に処理できる体制を構築する。	3 災害廃棄物処理体制の構築 広域自治体として調整機能を果たす都が、国、都外自治体、民間業者等と平常時から連携を密にしていくことにより、非常時においても迅速に処理できる体制を構築する。
1931	2	13	5予			4 がれき処理	4 災害廃棄物処理
1932	2	13	5予	1	(1)	火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立	罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立
1933	2	13	5予	1	(1)	○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立	○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立
1934	2	13	5予	1	(1)	(新規)	工 建設型応急住宅に関する計画の策定

No	部	章	節	項	目	旧	新
1935	2	13	5予	1	(2)	全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。	被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。
1936	2	13	5予	1	(2)	(新規)	○ 発災時に備え、事前に罹災証明書発行における必要人員数等の把握及び体制整備に向けた情報発信に努める。
1937	2	13	5予	1	(2)	○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い <u>火災</u> の罹災証明書交付に係る、連携体制を確立する。	○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
1938	2	13	5予	1	(2)	(新規)	工 建設型応急住宅に関する計画の策定
1939	2	13	5予	2	(1)	(新規)	都総務局 ○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進 都福祉保健局 ○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。
1940	2	13	5予	2	(1)	(新規)	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施
1941	2	13	5予	2	(1)	○ 下水道管の耐震化	○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進
1942	2	13	5予	2	(1)	○ トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）	○ <u>災害用</u> トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）
1943	2	13	5予	2	(1)	(新規)	都教育庁 ○ 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援
1944	2	13	5予	2	(2)	ア 災害用トイレの確保 ○ 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。	ア 災害用トイレの確保 ○ 避難50人(※)当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 ※ 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照） «東京都» ○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策の推進
1945	2	13	5予	2	(2)	<<区市町村>> ○ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保 ○ <u>要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮</u> ○ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保 ○ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。	<<区市町村>> ○ 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ等を計画的に備蓄 ○ 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮 ○ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 ○ 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進
1946	2	13	5予	3	(2)	(2) 詳細な取組内容 ○ 都は、区市町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材について、区市町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。 ○ 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体勢の構築により、迅速な処理体制を実現する。	(2) 詳細な取組内容 ○ 都は、区市町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材について、区市町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。 ○ 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
1947	2	13	5予	4	(1)	<p>4 がれき処理 (1) 対策内容と役割分担 大量に発生するがれきの処理は、区市町村を実施主体として、必要に応じて都が支援して集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <p>都環境局 ○ 区市町村を通して、都内全域のがれき処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を策定 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施</p> <p>都総務局 ○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的ながれき処理体制につき、連携体制の構築を推進</p> <p>区市町村 ○ あらかじめ、集積場所候補地を指定 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 各区市町村がれき処理マニュアルを策定すると共に国や都の動向等を踏まえ随時修正</p>	<p>4 災害廃棄物処理 (1) 対策内容と役割分担 大量に発生する災害廃棄物の処理は、区市町村を実施主体として、必要に応じて都が支援して仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <p>都環境局 ○ 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を策定 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施</p> <p>都総務局 ○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な災害廃棄物処理体制につき、連携体制の構築を推進</p> <p>区市町村 ○ あらかじめ、仮置場候補地を指定 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 各区市町村災害廃棄物処理計画及びマニュアルを策定すると共に国や都の動向等を踏まえ随時修正</p>
1948	2	13	5予	5	(2)	(新規)	(ア) 災害が発生した段階の適用
1949	2	13	5予	5	(2)	施設の耐震化の促進や不足が想定される	施設の耐震化を促進するとともに不足が想定される
1950	2	13	5予	5	(2)	(新規)	(イ) 災害が発生するおそれ段階の適用 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。
1951	2	13	5予	5	(2)	被災世帯	滅失世帯
1952	2	13	5予	5	(2)	住家が滅失したもの	住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）
1953	2	13	5予	5	(2)	(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの	(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。） 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
1954	2	13	5予	5	(2)	(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの (エ) 上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。） 損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。 (エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの 上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

No	部	章	節	項	目	旧	新
1955	2	13	5予	5	(2)	○ 世帯及び住家の単位 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。	○ 世帯及び住家の単位 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 住家とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。
1956	2	13	5応			8 がれき処理	8 災害廃棄物処理
1957	2	13	5応	1	(2)	○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。	○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請
1958	2	13	5応	4	(1)	○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整	○ 火災による被害状況調査の実施に向けた、区市町村との調整
1959	2	13	5応	4	(1)	(新規)	○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
1960	2	13	5応	4	(1)	(新規)	○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
1961	2	13	5応	4	(3)	調整を行なう。	調整を行う。
1962	2	13	5応	4	(3)	全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水
1963	2	13	5応	4	(3)	(新規)	○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に係る区市町村向け説明会を実施する。
1964	2	13	5応	4	(3)	(新規)	○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために区市町村と必要な情報の共有を図る。
1965	2	13	5応	4	(3)	(新規)	○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために東京消防庁と必要な情報の共有を図る。
1966	2	13	5応	4	(3)	必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。	必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。
1967	2	13	5応	6	(2)	○ 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。	○ 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
1968	2	13	5応	6	(2)	○ 雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。	○ 雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保 ○ 下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
1969	2	13	5応	6	(2)	(新規)	○ 下水道機能を確保するため、避難所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
1970	2	13	5応	7	(1)	○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整	○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整

No	部	章	節	項	目	旧	新
1971	2	13	5応	7	(3)	<p>(3) 詳細な取組内容 «都環境局» ○ 区市町村から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。 ○ 区市町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に要請に対処する。</p>	<p>(3) 詳細な取組内容 «都環境局» ○ 区市町村から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。 ○ 区市町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、区市町村が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、区市町村の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。</p>
1972	2	13	5応	8	(1)	<p>8 がれき処理 (1) 対策内容と役割分担 がれき処理は、区市町村の被災状況や委託要請を踏まえ、都も集積場所や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。 (中略) 都建設局 ○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告 都総務局 ○ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議 区市町村 ○ 各区市町村のがれき処理マニュアルに沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定</p>	<p>8 災害廃棄物処理 (1) 対策内容と役割分担 災害廃棄物処理は、区市町村の被災状況や委託要請を踏まえ、都も仮置場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。 (中略) 都建設局 ○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告 都総務局 ○ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議 区市町村 ○ 各区市町村の災害廃棄物処理計画及びマニュアルに沿って対応 ○ 円滑ながれき処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定</p>
1973	2	13	5応	8	(2)	<p>図 資料第150「がれき処理の基本的流れ」別冊①資料P346)</p>	<p>図の差し替え 資料第150「災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ」別冊①資料P346</p>
1974	2	13	5応	8	(2)	<p>【がれき処理のタイムスケジュール】</p>	<p>(削除)</p>
1975	2	13	5応	8	(2)	<p>【発災直後から2週間までの作業行程】 下図。</p>	<p>(削除)</p>
1976	2	13	5応	8	(3)	<p>(3) 詳細な取組内容 ア がれき処理の基本方針 最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。 (資料第151「がれきの推定発生量」別冊①資料P347) イ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関との連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、次の業務を所管する。</p>	<p>(3) 詳細な取組内容 ア 災害廃棄物処理の基本方針 最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。 (資料第151「災害廃棄物の推定発生量」別冊①資料P347) イ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関との連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、次の業務を所管する。</p>

No	部	章	節	項	目	旧	新
1977	2	13	5応	8	(3)	<p>【東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成局 都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局・都住宅政策本部 ○ 業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 ・ 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・ 区市町村との連絡調整、情報提供 ・ 災害廃棄物の処理に関する広報 ・ 集積場所の確保に関する支援 ・ 国との連絡調整・協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ・ 最終処分に関する調整 <p>（資料第152「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務」別冊①資料P348）</p>	<p>【東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成局 都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局・都住宅政策本部 ○ 業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 ・ 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・ 区市町村との連絡調整、情報提供 ・ 災害廃棄物の処理に関する広報 ・ 仮置場の確保に関する支援 ・ 国との連絡調整・協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ・ 最終処分に関する調整 <p>（資料第152「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務」別冊①資料P348）</p>
1978	2	13	5復			15 がれき処理の実施	15 災害廃棄物処理の実施
1979	2	13	5復	1	(1)	○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施	○ 区市町村と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の発行手続の支援を実施
1980	2	13	5復	1	(1)	（新規）	○ 火災被害の罹災証明書発行について東京消防庁と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図る。
1981	2	13	5復	1	(2)	調整を行なう。	調整を行う。
1982	2	13	5復	1	(2)	調整を行なう。	調整を行う。
1983	2	13	5復	1	(2)	○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。	○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図り、必要に応じて発行手続きの支援を行う。
1984	2	13	5復	2	(2)	「住宅政策本部」	「都住宅政策本部」
1985	2	13	5復	2	(2)	緊急起工に係る事務手続・調整を行う。	（削除）
1986	2	13	5復	2	(2)	震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。	震災により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。
1987	2	13	5復	2	(2)	災害のため住家が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
1988	2	13	5復	2	(2)	都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会のあつせんする建設業者により応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。	都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
1989	2	13	5復	2	(2)	原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。	原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）

No	部	章	節	項	目	旧	新
1990	2	13	5復	3	(1)	借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅	賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅
1991	2	13	5復	3	(2)	○借上型仮設住宅の確保に向け、	○賃貸型応急住宅の確保に向け
1992	2	13	5復	3	(2)	○建設型仮設住宅の計画・建設を開始する。	○建設型応急住宅の計画・建設を開始する。
1993	2	13	5復	3	(2)	(ア) 建設型仮設住宅 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。	(ア) 公的住宅の活用による一時提供型住宅 都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
1994	2	13	5復	3	(2)	(イ) 民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅	(イ) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅
1995	2	13	5復	3	(2)	(ウ) 公的住宅の活用による一時提供型住宅 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村などに空き家の提供を求め、被災者に供給する。	(ウ) 建設型応急住宅 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
1996	2	13	5復	3	(2)	建設型仮設住宅	建設型応急住宅
1997	2	13	5復	3	(2)	建設候補地の確保	(削除) (予防対策に移動)
1998	2	13	5復	3	(2)	○ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮	○ 都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮
1999	2	13	5復	3	(2)	○ 必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯等に配慮した設備・構造の住宅とする。
2000	2	13	5復	3	(2)	東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施	東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施
2001	2	13	5復	3	(2)	○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注	○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注
2002	2	13	5復	3	(2)	ウ 入居者の募集・選定 ○ 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。 ○ 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。 ○ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する区市町村が入居者の選定を行う。	ウ 入居者の募集・選定 ○ 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。 ○ 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。 ○ 住宅の割り当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。
2003	2	13	5復	3	(2)	エ 応急仮設住宅の管理及び入居期間 ○ 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。 ○ 区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。 ○ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。	エ 応急仮設住宅等の管理及び入居期間 ○ 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。 ○ 区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。 ○ 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2004	2	13	5復	4	(2)	ア 応急仮設住宅資材等の調達 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。	ア 応急仮設住宅資材等の調達 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。
2005	2	13	5復	6	(1)	都 ○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施	都 ○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施
2006	2	13	5復	6	(1)	○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
2007	2	13	5復	6	(1)	(新規)	都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本文 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施
2008	2	13	5復	6	(1)	(新規)	被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施
2009	2	13	5復	6	(2)	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。
2010	2	13	5復	6	(3)	<都生活文化局>	<都>
2011	2	13	5復	6	(3)	(新規)	「都福祉保健局」「都都市整備局」「都住宅政策本部」区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
2012	2	13	5復	6	(3)	(新規)	避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
2013	2	13	5復	8	(2)	日赤東京本部 ○ 災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分	(削除)
2014	2	13	5復	8	(2)	資料第157「災害救援物資等の支給」	(削除)
2015	2	13	5復	6	(1)	かかる	係る
2016	2	13	5復	6	(3)	問合わせ	問合わせ
2017	2	13	5復	7	(1)	保管	保管する。
2018	2	13	5復	9	(1)	○ 災害による離職者の把握に努め、そのあっせんを図る ○ 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る	○ 災害による離職者の把握に努め、そのあっせんを図る。 ○ 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2019	2	13	5復	13	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 特別対策資金の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導
2020	2	13	5復	13	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。
2021	2	13	5復	7	(3)	「第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に記載している。	「第2部第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進」（P●●参照）に記載している。
2022	2	13	5復	13	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。
2023	2	13	5復	13	(2)	（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。
2024	2	13	5復	13	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。
2025	2	13	5復	15	(1)	<p>15 がれき処理の実施 （1）対策内容と役割分担 がれき処理は、処理施設の被災状況や区市町村での一次集積の状況を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、速やかに処理を実施する。</p> <p>都環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質対策や集積場所、最終処分場の衛生管理を指導 ○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○ 集積場所、最終処分場の確保に関する支援 <p>都総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請 <p>区市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域内の集積場所の集積や運搬状況等を把握 ○ 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告 ○ 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保 	<p>15 災害廃棄物処理の実施 （1）対策内容と役割分担 災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や区市町村での一次仮置場の状況を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。</p> <p>都環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援 <p>都総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請 <p>区市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握 ○ 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告 ○ 災害廃棄物の最終処分受入場所を確保
2026	2	13	5復	15	(2)	<p>2）詳細な取組内容</p> <p>「都」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。 <p>「区市町村」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。 	<p>2）詳細な取組内容</p> <p>「都」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。 <p>「区市町村」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
2027	2	13	5復	16	(3)	平成〇年	〇年
2028	2	13	5復	16	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2029	2	13	5復	16	(3)	(新規)	なお、基準額については、都規則により適宜改訂を行う。
2030	2	13	5復	16	(3)	平成30年度費用（日当）の限度額	令和4年度費用（日当）の限度額
2031	2	13	5復	16	(3)	（【従事命令を受けた者の実費弁償】表更新）	（【従事命令を受けた者の実費弁償】表更新）
2032	2	13	5復	14	(2)	営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、	営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、
2033	2	13	5復	16	(3)	災害救助基金の積立額（平成31年3月31日現在） 災害救助基金の法定必要額（平成30年度）	災害救助基金の積立額（令和4年3月31日現在） 災害救助基金の法定必要額（令和3年度）
2034	2	13	5復	16	(3)	（【災害救助基金の積立額】表更新）	（【災害救助基金の積立額】表更新）
2035	2	13	5復	16	(3)	2 平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円である。	2 令和3年度法定必要額は、152億9,870万4,442円である。
2036	2	13	5復	16	(1)	そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。	そのため都は、災害対策本部の組織を、救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。
2037	3	1	1			(新規)	女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、
2038	3	1	1		(1)	(新規)	様々な媒体による
2039	3	1	1		(2)	合せて	合わせて
2040	3	2	1			震災復興基本方針	震災復興方針
2041	3	2	3			本庁の局、都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場	本庁の局、室並びに住宅政策本部及び中央卸売市場
2042	3	2	4			1 本部会議の運営に関すること。 2 震災復興基本方針の策定に関すること。 3 震災復興計画の策定に関すること。 4 震災復興事業の総合調整に関すること。 5 震災復興に係る企画調査に関すること。 6 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 7 震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること。	1 本部会議の運営に関すること。 2 震災復興方針の策定に関すること。 3 震災復興計画の策定に関すること。 4 震災復興事業の総合調整に関すること。 5 震災復興に係る企画調査に関すること。 6 震災復興に係る広報広聴に関すること。 7 震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 8 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。
2043	3	2	4			都都民安全推進本部	都子供政策連携室
2044	3	2	4			1 震災復興に係る治安・交通安全及び若年支援に関すること	1 震災復興に係る子供政策に関すること（他の局に属するものを除く。）。
2045	3	2	4			都戦略政策情報推進本部	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2046	3	2	4			1 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること。	(削除)
2047	3	2	4			(新規)	都デジタルサービス局
2048	3	2	4			(新規)	1 震災復興に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 震災復興に係る島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧、及び調整に関すること。 3 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること。
2049	3	2	4			都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2050	3	2	4			4 文化施設等の再開に関すること(他の局に属するものを除く。) 5 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都民文化、男女平等参画、私立学校、消費生活その他都民生活に関する こと。	4 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること。 5 文化施設及びスポーツ施設の再開に関すること(他の局に属するものを除く。) 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る男女平等参画、消費生活、私立学校、文化、スポーツその他都民生活に関 すること。
2051	3	2	4			都オリンピック・パラリンピック事務局	(削除)
2052	3	2	4			1 スポーツ施設の再開に関すること(他の局に属するものを除く)。 2 前号に掲げるもののほか、震災復興に係るスポーツに関すること。	(削除)
2053	3	2	4			震災復興計画	都市復興計画
2054	3	2	4			1 震災復興に係る地域医療体制及び地域福祉体制の整備に関すること。 2 医療機関及び社会福祉施設等の再建に関すること(他の局に属するものを除く。) 3 震災復興に係る保健対策に関すること(他の局に属するものを除く。) 4 震災復興に係る生活環境の整備に関すること。 5 震災復興に係る生活支援対策に関すること(他の局に属するものを除く。) 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健衛生、医療、社会福祉及び社会保障に関すること(他の局に属するもの を除く。)	1 震災復興に係る地域医療体制及び地域福祉体制の整備に関すること。 2 医療機関及び社会福祉施設等の再建に関すること(他の局に属するものを除く。) 3 震災復興に係る保健対策に関すること(他の局に属するものを除く。) 4 震災復興に係る生活環境の整備に関すること。 5 震災復興に係る生活支援対策に関すること(他の局に属するものを除く。) 6 地方独立行政法人東京都立病院機構における病院の機能回復に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健衛生、医療、社会福祉及び社会保障に関すること(他の局に属するもの を除く。)
2055	3	2	4			都病院経営本部	(削除)
2056	3	2	4			1 所管する病院の機能回復に関すること。	(削除)
2057	3	2	4			3 震災復興に係る農林漁業施策に関すること。 4 震災復興に係る雇用就業施策に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る産業及び雇用就業に関すること。	3 震災復興に係る産業・エネルギー施策に関すること。 4 震災復興に係る農林漁業施策に関すること。 5 震災復興に係る雇用就業施策に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る産業及び雇用就業に関すること。
2058	3	2	4			警戒及び防備ならびに救急に関すること。	警戒及び防備並びに救急に関すること。
2059	3	2	6			方針ならびに事業	方針並びに事業

No	部	章	節	項	目	旧	新
2060	3	2	6			震災復興計画	都市復興計画
2061	3	3				東京都都市復興基本方針	震災復興方針
2062	3	3				東京都都市復興基本計画	震災復興計画
2063	3	3	1			1 震災復興基本方針の策定	1 震災復興方針の策定
2064	3	3	1			及び	や
2065	3	3	1			「震災復興基本方針」	「震災復興方針」
2066	3	3	1			震災復興基本方針の策定に当たっては、	震災復興方針の策定に当たっては、
2067	3	3	1			<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのいち早い再建と安定 ・誰もが快適に暮らせる生活環境づくり ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造 ・我が国政治及び経済の中核機能の速やかな回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の暮らしのいち早い再建と安定 ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり ・誰もが快適に暮らせる生活環境づくり ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造 ・わが国の政治、経済、情報通信等の中核機能の速やかな回復
2068	3	3	2			震災復興基本方針	震災復興方針
2069	3	3	2			都市復興計画の策定手続	震災復興計画の策定手続
2070	3	3	2			この会議は平常時（震災前）においては、震災復興に係る基本方針及び個別施策についての検討を行っている。	この会議は平常時（震災前）においては、震災復興マニュアルに関することや個別の震災復興施策に関することについての検討を行っている。
2071	3	3	2			震災が発生すると、本部長の私的な諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。	本部設置時（震災後）においては、震災復興計画の理念等を検討する。
2072	3	3	3		(1)	東京都都市復興基本方針	東京都復興方針〈都市の復興〉
2073	3	3	3		(1)	東京都都市復興基本計画	東京都復興計画〈都市の復興〉
2074	3	3	3		(1)	「東京都都市復興基本計画(骨子案)」を被災後およそ2か月で公表	「東京都復興計画(原案)〈都市の復興〉」を被災後およそ2か月で作成
2075	3	3	3		(1)	東京都都市復興基本計画	東京都復興計画〈都市の復興〉
2076	3	3	3		(4)	○ 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。	○ 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、産業・エネルギー施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2077	3	4	1		(2) 5 区市町村が作成する被災者台帳情報の収集		5 被災者生活再建支援業務の推進 6 区市町村が作成する被災者台帳情報の収集
2078	3	4	1		(2) 社会公共施設等の被害状況把握等		社会公共施設等の被害状況把握
2079	3	4	1		(4) 1 公益財団法人の設立		1 公益財団法人の設立 2 復興基金条例の制定に基づく復興基金の設立
2080	3	4	1		(5) 2 派遣職員の受入れ		2 人的受援応援に係る総合調整 3 派遣職員の受入れ
2081	3	4	1		(7) (7) がれき等の処理		(7) 災害廃棄物等の処理
2082	3	4	1		(7) がれき等の処理		災害廃棄物等の処理
2083	3	4	1		(7) 1 東京都震災がれき処理基本計画の策定等		1 東京都災害廃棄物処理推進計画の策定等
2084	3	4	1		(9) (新規)		教育活動の取組 1 教育活動の取組
2085	3	4	1		(11) 1 外国人に対する情報連絡等		1 外国人に対する情報提供等
2086	3	4	2		(1) ※行動プログラム全体を見直し		家屋被害状況調査（優先調査地区） 家屋被害状況調査（その他） 東京都復興方針＜都市の復興＞ 第一次建築制限 時限的市街地 協働復興区 東京都復興計画（原案）＜都市の復興＞ 第二次建築制限 復興まちづくり計画等 東京都復興基本計画＜都市の復興＞ 復興事業 (発災～10日間以内) (10日間～1か月以内) (2週間以内) (2週間～1か月) ※最大2か月まで (発災～) (発災～) (発災～2か月以内) (2か月～2年以内) (発災～6か月以内) (発災～6か月以内) (6か月～)
2087	3	4	3		(1) 項目：住宅対策本部の設置 具体的行動名：1 住宅対策本部の設置		項目：局災害対策本部の設置 具体的行動名：1 局災害対策本部の設置

No	部	章	節	項	目	旧	新
2088	3	4	3		(1)	項目：応急的な住宅の供給可能量の算定 具体的行動名：4 民間賃貸住宅の確保	項目：応急的な住宅の供給可能量の算定 具体的行動名：4 賃貸型応急住宅の確保
2089	3	4	3		(2)	項目：応急的な住宅の整備 具体的行動名： 1 応急仮設住宅の建設 2 公的住宅等の空き住戸の活用 3 民間賃貸住宅の提供 4 都道府県での応急仮設住宅等の確保	項目：応急的な住宅の整備 具体的行動名： 1 応急仮設住宅の建設等 2 公的住宅等の空き住戸の活用 3 賃貸型応急住宅の提供 4 道府県での応急仮設住宅等の確保
2090	3	4	3		(5)	項目：住宅資産活用等による住宅再建支援 具体的行動名：2 土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援	項目：住宅資産活用等による住宅再建支援 具体的行動名：2 住宅資産を活用した民間賃貸住宅供給支援
2091	3	4	3		(5)	民間賃貸住入居者	民間賃貸住宅入居者
2092	3	4	3		(6)	がれき等の処分及び発生の抑制等	災害廃棄物等の処分及び発生の抑制等
2093	3	4	4		(1)	(新規)	3 福祉避難所等へ避難した要配慮者支援体制の整備
2094	3	4	4		(1)	(新規)	6 租税の減免等
2095	3	4	4		(2)	1 火葬場の復旧支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援	1 火葬体制の支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）の営業状況に関する情報提供と再開支援
2096	3	4	5		(1)	(新規)	復興体制の整備 1 復興体制の整備
2097	3	4	5		(1)	1 被害・復旧状況の把握 2 緊急対応事項の選定 3 産業復興計画の策定 4 新たな産業構造の創出	1 被害状況・復旧状況の把握 2 緊急対応事項の選定 3 産業復興のために取り組むべき重点課題の検討 4 新たな支援制度の検討・創設 5 産業復興計画の策定
2098	3	4	5		(1)	産業復興計画の策定	産業復興計画の策定 (各施策共通)
2099	3	4	5		(1)	産業復興のために取り組むべき重点課題の検討	項目ごと(削除)
2100	3	4	5		(1)	相談・指導体制の整備	相談・指導体制の整備 (各施策共通)
2101	3	4	5		(1)	(新規)	その他 (各施策共通)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2102	3	4	5		(1)	(新規)	1 物流ルートに関する情報提供、港湾機能の確保等 2 港湾機能の確保及び水上物的・人的輸送ルートの確保 3 国への激甚災害指定等の申請
2103	3	4	5		(2)	2 被害状況の把握と国への激甚災害指定等の申請	2 被害状況の把握と国への <u>セーフティネット保証4号の要請</u>
2104	3	4	5		(2)	項目名：物流の安定	(削除)
2105	3	4	5		(2)	項目名：新たな支援制度の検討・創設	(削除)
2106	3	4	5		(3)	項目名：被害状況等の把握	(削除)
2107	3	4	5		(3)	都市イメージの回復	<u>観光地としての都市イメージの回復</u>
2108	3	4	5		(3)	項目名：新たな支援制度の検討・創設	(削除)
2109	3	4	5		(4)	項目名：被害状況等の把握	(削除)
2110	3	4	5		(4)	項目名：生産力の回復	(削除)
2111	3	4	5		(5)	項目名：雇用状況の把握	(削除)
2112	3	4	5		(5)	項目名：新たな支援制度の検討・創設	(削除)
2113	4	1	1			「東京都南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「都推進計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定めるものである。	<u>第4部では、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。</u>
2114	4	1	1	1		南海トラフ地震等防災対策	<u>南海トラフ地震等防災対策（第1～4章）</u>
2115	4	1	1	1		平成25年5月公表の「 <u>南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定</u> 」	<u>令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」</u>
2116	4	1	1	1		(新規)	(2) 第4部第1章から第4章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に関して、同法第5条の規定に基づく推進計画として定める。
2117	4	1	1	1		(2) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。	(3) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
2118	4	1	1	1		(3) 島しょ町村、各防災機関等は、都推進計画に記載されている対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。	(4) 島しょ町村、各防災機関等は、ここでの対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2119	4	1	1	1		(4) この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。	(削除)
2120	4	1	1	2		2 東海地震事前対策 東海地震の事前対策については、「東京都地域防災計画（震災編）」（以下「都震災編」という。）第4部第5章に定められている。	2 東海地震事前対策（第5章） 第5章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第5章第1節「事前対策の目的等」で定める。
2121	4	1	2	1		「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に最大30mを超える大津波が襲来し、	「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ部で最大約28mの大津波が襲来し、
2122	4	1	2	2		都推進計画では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、都推進計画に記載のない事項については、都震災編第1部から第3部までに基づき実施する。	第4部第1章から第4章では、「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、第4部に記載のない事項については、東京都地域防災計画震災編第1部から第3部までに基づき実施する。
2123	4	1	2	3		南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。	南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の想定は都心南部直下地震等より震度が小さく、最大津波高等は大正関東地震と同程度と想定されるため、区部、多摩地域における津波対策については、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。 なお、島しょ部における最大津波高の想定は南海トラフ巨大地震となるため、津波対策については第4部第1章から第4章までの対策を講じるものとする。
2124	4	1	2	3		南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波など等の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」都心南部直下地震等よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、都震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。 なお、南海トラフ地震臨時情報については、区部、多摩地域においても住民等への伝達が必要となるため、南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達に係る対応については、島しょ町村の対応を準用する。 また、元禄型関東地震については、都震災編第1部から第3部までに記載されている対策を基本とするが、一部島しょ（三宅島、御蔵島）については、津波高が高いことが想定されることから、これらの区部や多摩地域、島しょ部における最大津波高の想定は南海トラフ巨大地震となるため、津波対策については、都推進計画に記載されている対策を講じるものとする。	(削除)
2125	4	2	1	1	(1)	そのため、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施した。	そのため、平成24,25年度、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施し、「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」として公表した。 令和4年度には、その内容の更新を図った。
2126	4	2	1	1	(1)	内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、地域によっては「東側ケース」単独で計算した場合よりも大きな震度分布を示す箇所があった「東側ケース+経験的手法」の2つのパターンについて地震動予測を実施した。	内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、経験的手法の震度分布を重ね合わせた各地点での大きな震度を採用した場合（東側ケース+経験的手法）により地震動予測を実施した。
2127	4	2	1	1	(2)	(2) 元禄関東地震の震源・波源モデル 平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京都の被害想定」の中で、海溝地震として検討した元禄型関東地震の震源・波源モデルを用いて、島しょ部の地震予測や津波浸水シミュレーションを実施した。 津波断層モデルとしては、関東直下に沈み込むフィリピン海プレートの上面深度が浅くなったことを加味し、1703年の元禄関東地震における地殻変動量から推定された、行谷ほか（2011）の一樣滑りモデルに房総沖の小断層11を加えたモデルを用いている。	(削除)
2128	4	2	1	1	(2)	(3) 想定するシーン	(2) 想定するシーン
2129	4	2	1	1	(2)	昼間と深夜の2つのシーン設定とする。	昼と早朝の2つのシーン設定とする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2130	4	2	1	1	(2)	①冬・昼間	①冬・昼
2131	4	2	1	1	(2)	他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。	沿岸部の労働者が多い時間帯であり、津波から避難すべき人が最も多くなる。
2132	4	2	1	1	(2)	②冬・深夜	②冬・早朝
2133	4	2	1	2	(1)	最大津波高はT.P. + 30.16m、到達時間は15分程度（新島）	最大津波高はT.P. + 27.83m、到達時間は14分程度（式根島）
2134	4	2	1	2	(1)	建物の全壊棟数は約1,300棟、うち津波による全壊棟数は約1,200棟	建物の全壊棟数は1,258棟、うち津波による全壊棟数は1,235棟
2135	4	2	1	2	(1)	深夜の人的被害は、最大で約1,800人（早期避難率が低い場合）	早朝の人的被害は、最大で953人
2136	4	2	1	2	(1)	東京湾岸の区部における津波高及び浸水域は、水門閉鎖の場合で最大津波高T.P. + 2.48m（浸水なし）となる。また、水門開放の場合、堤防や護岸が低い場所からの浸水が見られるが、元禄型関東地震の場合を下回る。	東京湾岸の区部における津波高及び浸水域は、最大津波高T.P. + 2.63mで、河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない想定となる。
2137	4	2	1	2	(1)	建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定される。	建物被害・人的被害・ライフラインの被害は限定的と想定される。
2138	4	2	1	2	(2)	(ア) 伊豆大島（大島町）～（サ）母島（小笠原村）	(ア) 伊豆大島（大島町）～（サ）母島（小笠原村） ➤津波高等の情報を更新 別紙「港ごとのケース（P5～6）（0817時点）」
2139	4	2	1	2	(2)	津波ケース⑥が建物被害、人的被害ともに最大となる。	津波ケース⑥が建物被害が最大に、津波ケース①が人的被害が最大となる。
2140	4	2	1	2	(2)	冬・昼間 冬・深夜	冬・昼 冬・早朝
2141	4	2	1	2	(2)	1,175棟	1,198棟
2142	4	2	1	2	(2)	263棟	131棟
2143	4	2	1	2	(2)	372棟	257棟
2144	4	2	1	2	(2)	1,282棟	1,258棟
2145	4	2	1	2	(2)	1,157棟	1,184棟
2146	4	2	1	2	(2)	1,302人 1,714人	678人 953人
2147	4	2	1	2	(2)	78人 96人	7人 7人
2148	4	2	1	2	(2)	109人 172人	9人 11人

No	部	章	節	項	目	旧	新
2149	4	2	1	2	(2)	1,332人 1,774人	663人 937人
2150	4	2	1	2	(2)	1,192人 1,749人	585人 927人
2151	4	2	1	2	(3)	(3) 元禄型関東地震 ア 震度分布 イ 最大津波高及び最大津波高到達時間 ウ 建物被害及び人的被害	(削除)
2152	4	2	1	2	(3)	(4) 島しょ部における共通被害様相	(3) 島しょ部における共通被害様相
2153	4	2	1	2	(3)	ア ライフライン施設被害	ア ライフライン被害
2154	4	2	1	2	(3)	・ 発電所又は送配電線の被災により、一定期間電力供給が停止する可能性 ・ 発電所が健全であっても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する可能性 ・ 港湾施設又は燃料受入設備の被災により本州からのガス・燃料の搬入が途絶する可能性 ・ 通信設備（ケーブル・アンテナ・機材等）の被災等により島内外の通信が困難となる可能性 ・ ごみ処理施設又はし尿処理施設の被災により、処理が困難な状態が継続する可能性	(削除)
2155	4	2	1	2	(3)	(新規)	項目 被害様相 上下水道 ○ 津波浸水域に立地する水源施設や浄水施設等が被害を受けることで中長期にわたり上水道が使用できなくなる可能性がある。 ○ 式根島は新島からの海底導水管が津波により破断した場合、中長期に渡り供給停止となる可能性がある。 ○ 新島及び神津島では津波浸水域に下水処理施設が立地しており、水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が発生する可能性がある。
2156	4	2	1	2	(3)	(新規)	電力 ○ 内燃力（ディーゼル）発電所や配電設備等の被災により、島内の電力供給が停止する可能性がある。 ・ 新島、神津島、三宅島、父島の発電所は津波浸水域に立地しているため津波の被害を受ける恐れがあり、また、発電所の建物及び配電設備に被害が発生した場合は運転停止により停電が発生する可能性がある。 ・ 新島から送電を受ける式根島は海底ケーブルの切断等により島内の電力供給が停止する可能性がある。 ・ 津波浸水域に配電設備があり津波の被害を受けた場合、電力供給が停止する可能性がある。 ○ 内燃力（ディーゼル）発電所において被害が発生しない場合であっても、島外からの燃料供給が途絶え停電する可能性がある。
2157	4	2	1	2	(3)	(新規)	通信 ○ 海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性がある。 ○ 島内の電話線等が複数断線し、通信や通話が困難となる可能性がある。 ○ 停電により、通信設備が停止して通信が途絶する可能性がある。 ○ 携帯電話は伝線路を海底通信ケーブルに依存しているため、海底通信ケーブルの被災により、音声通信もパケット通信も利用が困難になる可能性がある。
2158	4	2	1	2	(3)	(新規)	ガス等 ○ 各住戸のガス設備に損傷が生じない限りは使用できる可能性が高い。 ○ 港湾施設の被災や航路の閉鎖により、内地からプロパンガスの搬入が途絶する可能性がある。この場合、ガスがなくなり使用できない家庭や施設がでてくる可能性がある。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2159	4	2	1	2	(3)	イ 交通施設、主要施設の被害	イ 交通インフラ被害
2160	4	2	1	2	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波又は停電により港湾施設若しくは空港が平常どおり利用できず、中長期にわたり本州との往復交通手段が制限される可能性 ・ 津波又はがけ崩れにより、島内の道路で通行できなくなる区間が発生する可能性 ・ 被災又は燃料不足により車、バス等が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性 ・ 港湾施設の被災、航路障害物等により、海運による生活物資の搬入が途絶する可能性 ・ 多数の負傷者の発生により、島内診療所の受入能力を超える可能性に加えて、診療所が被災した場合に更に深刻化する可能性 ・ 空港の被災（停電を含む。）により、重傷者等の本土への搬送が平常時よりも遅れる可能性 	(削除)
2161	4	2	1	2	(3)	(新規)	項目 被害様相 道路・島内交通 <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波や急傾斜地崩壊によって通行不能となる箇所が発生する可能性がある。 ○ 車両の被災により車やバスが利用できず、生活に支障をきたす可能性がある。 ○ 発災により航路等が利用できず物流が途絶え、燃料不足が発生し車やバスが利用できない期間が中長期に渡る可能性がある。
2162	4	2	1	2	(3)	(新規)	港湾・漁港 <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波による貨物の海洋への流失、引き波により転覆・沈没・破損した船舶が港湾施設にぶつかることで、航路障害や倉庫、荷役施設や防波堤の損壊などの被害が発生し、航路の閉鎖や港湾施設の機能停止等が発生する可能性がある。 ○ 航路の閉鎖や港湾施設の被災等により、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。
2163	4	2	1	2	(3)	(新規)	空港等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港やヘリポートは高台に設置されているため津波による浸水リスクは低く、被害は限定的と想定される。 ○ 停電等の影響により通常通り利用できない場合は、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。
2164	4	2	2			○ 南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、津波浸水域における人的被害、建物被害が想定される。	○ 南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、到達時間も数十分以内と早いため、津波浸水域において、大きな人的被害が想定される。
2165	4	2	2			島しょ部全体で、人的被害、建物被害が最大となるケースは、津波ケース⑥である。	島しょ部全体で、津波ケース①が人的被害が最大となる。
2166	4	2	2			そこで、津波による人的被害ゼロを目標に、都は、目標達成に向けて、国、関係機関、島しょ町村、住民及び事業者と協力して、対策を推進していく。	そこで、都は、目標達成に向けて、国、関係機関、島しょ町村、住民及び事業者と協力して、段階的に対策を推進し、最終的には、津波による人的被害ゼロを目指していく。
2167	4	2	2			南海トラフ巨大地震（津波ケース⑥）	南海トラフ巨大地震（津波ケース①、冬・早朝）
2168	4	2	2			南海トラフ巨大地震（津波ケース⑥）の図等差替え	南海トラフ巨大地震（津波ケース①）図等差替え
2169	4	2	2			歩行速度　：昼2.65km/時、深夜　昼の8割（2.12km/時）	歩行速度　：健常者中心の場合で2.72km/時（平野部）、1.72km/時（傾斜部）、避難行動要支援者の場合で1.89km/時（平野部）、1.20km/時（傾斜部）
2170	4	2	2			早期避難率低の意識：地震発生後、早期に避難開始（地震発生後、昼5分、深夜10分で避難開始）する人の割合が2割	現状の意識：地震発生後、早期に避難開始（地震発生後、10分で避難開始）する人の割合が38.7%

No	部	章	節	項	目	旧	新
2171	4	2	2			早期避難率高：地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割	(削除)
2172	4	2	2			早期避難率高+呼び掛け避難意識向上：地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼び掛け	避難意識向上：地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼び掛け
2173	4	2	2			避難開始迅速化発災直後に避難：地震発生後全員が早期に避難開始する場合	発災直後に避難：地震発生後全員が早期に避難開始する場合
2174	4	2	2			更に避難迅速化：深夜発災ケースであるが、全員が昼と同様に地震発生後5分で避難開始し、時速2.65kmで避難する場合	更に避難迅速化：全員が発災直後に避難し、さらに早朝の避難開始までの時間を昼間と同水準の5分に短縮し、避難速度を1.5倍に上げた場合
2175	4	2	2			(新規)	・個別避難計画の作成及び情報共有
2176	4	2	2			津波避難施設の整備	(削除)
2177	4	2	2			(新規)	・津波避難意識向上に向けた普及啓発
2178	4	3	1	(1)		都、島しょ町村及び防災機関の役割は、都震災編第2部第1章第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。	都、島しょ町村及び防災機関の役割は、第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」の第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、第4部第4章「南海トラフ地震等防災対策」において定める。
2179	4	3	2			自助又は共助による地域の防災力向上については、都震災編第2部第2章「都民と地域の防災力向上」に定めるところによるが、本節では、島しょにおける南海トラフ地震等の対策として必要な取組について定める。	自助又は共助による地域の防災力向上については、第2部第2章「都民と地域の防災力向上」に定めるところによるが、本節では、島しょにおける南海トラフ地震等の対策として必要な取組について定める。
2180	4	3	2	1		都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な備えを推進する。 短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は以下の取組に努める。	短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は第2部第2章第5節予防対策「1-1 都民による自助の備え」P●●に定める取組に加え、以下の取組に努める。
2181	4	3	2	1		・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保	(削除)
2182	4	3	2	1		・日頃からの出火の防止	(削除)
2183	4	3	2	1		・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置、維持管理	(削除)
2184	4	3	2	1		・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止	(削除)
2185	4	3	2	1		・ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策	(削除)
2186	4	3	2	1		・水（1日一人3ℓ目安）・食料・衣料品・携帯ラジオ・簡易トイレ・モバイルバッテリーなど非常時持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく	(削除)
2187	4	3	2	1		・都・町村、防災市民組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2188	4	3	2	1		・避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えない限り、町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。	(削除)
2189	4	3	2	1		また、遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。	・遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。
2190	4	3	2	1		「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町村等からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。また、事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。	・「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町村等からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。 ・事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。
2191	4	3	2	3		(詳細は、第4章第1節「5 事業所に対する指導等」P666参照)	(詳細は、第4部第4章第1節「5 事業所に対する指導等」参照)
2192	4	4	1	1	(2)	するため	するために
2193	4	4	1	2	(1)	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
2194	4	4	1	2	(1)	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
2195	4	4	1	2	(1)	(新規)	○ 南海トラフ地震対処要領の策定
2196	4	4	1	2	(1)	(新規)	デジタルサービス局 ○ 海底光ケーブルのループ化によるバックアップ体制を確保 ○ 常時通信状況を監視するとともに、ケーブル損傷発生時に復旧作業に向かう体制を整備 ○ 波浪によるケーブルの切断損傷を防ぐ強靱化対策工事を実施
2197	4	4	1	2	(1)	都環境局	都環境局 都産業労働局
2198	4	4	1	2	(1)	○ 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。	○ 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援
2199	4	4	1	2	(1)	○津波第一波到達までに高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備	(削除)
2200	4	4	1	2	(1)	(新規)	○南海トラフ地震対処要領において、島しょ町村、救出救助機関等との連携体制を踏まえた発災後対応をタイムライン等で整理する。
2201	4	4	1	2	(1)	(新規)	«デジタルサービス局» ○ 都所有海底光ケーブルのループ化により、通信のバックアップ体制を確保する。 ○ 常時通信状況を監視するとともに、ケーブル損傷発生時に迅速に復旧作業に向かう体制を整備する。 ○ 利島、御蔵島では海底光ケーブルが陸上に揚がる箇所において、波浪によるケーブルの切断損傷を防ぐ強靱化対策工事を実施する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2202	4	4	1	2	(1)	「都環境局」	「都環境局」「都産業労働局」
2203	4	4	1	2	(1)	(新規)	○ 島しょ地域における都有施設等に、非常用電源としても有効な太陽光発電設備と蓄電池を設置する。
2204	4	4	1	2	(1)	「都環境局」	(削除)
2205	4	4	1	2	(1)	○ 島しょ地域での再生可能エネルギー導入促進に向けた技術的助言等を行うとともに、島の全ての電力を再生可能エネルギーで賄うための調査・検討を行う。	○ 島しょ地域での再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、技術的助言等を行うとともに、島の全ての電力を再生可能エネルギーで賄うための調査・検討を行う。
2206	4	4	1	2	(1)	○ 最大クラスの津波に対して、最低限人命を守ることを目的に、大島岡田港など9港に避難施設等を整備していく	(削除)
2207	4	4	1	3		(1)津波避難計画の策定等 ア 対策内容と役割分担 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体は津波避難計画及びハザードマップの作成を行う。	(削除)
2208	4	4	1	3		都総務局 ○ 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、島しょ町村のハザードマップ作成を支援 ○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供	(削除)
2209	4	4	1	3		都各局 ○ 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定	(削除)
2210	4	4	1	3		島しょ町村 ○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。 ○ 推進計画に基づき、避難対象地域、指定緊急避難場所等、避難経路等を記載した津波避難計画を策定 ○ 住民による地域の津波避難計画作成を促し、住民等への理解を深める。 ○ 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定	(削除)
2211	4	4	1	3		イ 詳細な取組内容	(削除)
2212	4	4	1	3		「都総務局」 ○ 各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として島しょ町村に提供するなど、島しょ町村の津波防災対策を支援する。	(削除)
2213	4	4	1	3		○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに推進していく。	(削除)
2214	4	4	1	3		○ 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供する。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2215	4	4	1	3		<p>「都各局」</p> <p>○ 事業所や学校などの施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波避難計画の作成等を行う。</p>	(削除)
2216	4	4	1	3		<p>「島しょ町村」</p> <p>○ 地域ごとの浸水域を住民、観光客等に示し、迅速かつ確実な避難により人命を守るため、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。</p>	(削除)
2217	4	4	1	3		<p>○ 避難対象地域、指定緊急避難場所等・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示※の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</p>	(削除)
2218	4	4	1	3		<p>○ 津波避難計画の策定に当たっては、住民による地域ごとの津波避難計画の作成を支援し、津波避難に関して住民等の理解を深める。</p>	(削除)
2219	4	4	1	3		<p>○ 最大クラスの津波に対応できる指定緊急避難場所等として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。</p>	(削除)
2220	4	4	1	3		<p>○ 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。</p>	(削除)
2221	4	4	1	3		<p>○ 地震発生後の海面状況の監視、避難の指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、指定緊急避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。</p>	(削除)
2222	4	4	1	3		<p>※ 内閣府における避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえ、従来の「避難勧告、避難指示（緊急）」を「避難指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」とした。災害対策基本法の改正等が成立し、避難情報等の表現が異なる場合には、法の表現に読み替えるものとする。</p>	(削除)
2223	4	4	1	3		【津波避難計画で検討する内容（例）】	(削除)
2224	4	4	1	3		<p>① 津波浸水想定区域 想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき定める。</p>	(削除)
2225	4	4	1	3		<p>② 避難対象地域 津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定</p>	(削除)
2226	4	4	1	3		<p>③ 避難迅速化重点地域 津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域</p>	(削除)
2227	4	4	1	3		<p>④ 避難(場)所 区市町村で設定した場所(施設)で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所(施設)を選定</p>	(削除)
2228	4	4	1	3		<p>⑤ 避難目標地点 避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定</p>	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2229	4	4	1	3		⑥ 避難経路等 避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を定める。	(削除)
2230	4	4	1	3		⑦ 初動体制 津波警報、注意報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。	(削除)
2231	4	4	1	3		⑧ 津波警報、注意報等の収集及び伝達 津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。	(削除)
2232	4	4	1	3		⑨ 避難指示の発令 津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。	(削除)
2233	4	4	1	3		⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策 避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援	(削除)
2234	4	4	1	3		⑪ 防災事務に従事する者の安全確保 避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務の従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等の確立	(削除)
2235	4	4	1	3		⑫ 津波対策の教育・啓発 津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施	(削除)
2236	4	4	1	3		⑬ 津波避難訓練の実施 地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施	(削除)
2237	4	4	1	3		大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実強化	(削除)
2238	4	4	1	3		ア 対策内容と役割分担 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、島しょ町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報を迅速・的確に収集し、住民、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。	(削除)
2239	4	4	1	3		都総務局 ○ 津波警報等の情報を迅速・的確に収集し、島しょ町村や避難が必要な者に、いち早く伝達する体制を構築	(削除)
2240	4	4	1	3		島しょ町村 ○ 津波警報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都、島しょ町村、港湾管理者等とともに検討し、体制を構築 ○ 防災行政無線の整備・充実	(削除)
2241	4	4	1	3		イ 詳細な取組内容	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2242	4	4	1	3		«都総務局» ○ 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報等の情報を迅速・的確に収集する。	(削除)
2243	4	4	1	3		«都総務局及び島しょ町村» ○ 津波警報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。 ○ 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。	(削除)
2244	4	4	1	3		«島しょ町村» ○ 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。	(削除)
2245	4	4	1	3		(3) 事前避難対象地域の指定	(2) 事前避難対象地域の指定
2246	4	4	1	3		(新規)	津波避難計画の策定等については、第2部第5章第5節 予防対策「5 津波避難計画の策定等」P●●に定めるところによるが、島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として事前避難対象地域をあらかじめ定める。 また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として住民事前避難対象地域を、事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域をあらかじめ定める。
2247	4	4	1	3		(4) 津波予測等に対する避難誘導	(削除)
2248	4	4	1	3		ア 対策内容と役割分担	(削除)
2249	4	4	1	3		都総務局 ○ 津波警報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備	(削除)
2250	4	4	1	3		島しょ町村 ○ 住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。	(削除)
2251	4	4	1	3		イ 詳細な取組内容	(削除)
2252	4	4	1	3		«都総務局» ○ 津波警報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、住民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。	(削除)
2253	4	4	1	3		«島しょ町村» ○ 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波警報等の伝達及び避難指示を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2254	4	4	1	3		<p>○ 島しょ町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。島しょ町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由 キ 避難支援等の実施に関し島しょ町村長が必要と認める事項</p>	(削除)
2255	4	4	1	3		<p>○ 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、島しょ町村地域防災計画の定めるところにより、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。</p>	(削除)
2256	4	4	1	3		<p>○ 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。</p>	(削除)
2257	4	4	1	3	(2)	(5) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等	(2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等
2258	4	4	1	3	(2)	(新規)	<p>«島しょ町村» ○ 指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」p に定めるところによるが、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策に当たって、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。</p>
2259	4	4	1	3	(2)	○ 島しょ町村の地域防災計画において、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民に周知する。	(削除)
2260	4	4	1	3	(2)	○ 指定した指定緊急避難場所、指定避難所等の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、支庁及び都福祉保健局に報告する。	(削除)
2261	4	4	1	3	(2)	<p>○ 指定避難所等の指定基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所等は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。 ・ 指定避難所等は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。 ・ 指定避難所等に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にし、指定避難所等が過密にならないよう努めるものとする。 	(削除)
2262	4	4	1	3	(2)	○ 指定避難所等に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。	(削除)
2263	4	4	1	3	(2)	○ 指定避難所等に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より機能の強化を図る。	(削除)
2264	4	4	1	3	(2)	○ 指定避難所等に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2265	4	4	1	3	(2)	○ 指定避難所等に設置した災害時用公衆電話については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、動作確認を行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。	(削除)
2266	4	4	1	3	(2)	○ 指定避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。	(削除)
2267	4	4	1	4	(1)	(新規)	○ 津波避難意識向上を図る内容
2268	4	4	1	4	(1)	東京防災アプリ	東京都防災アプリ
2269	4	4	1	4	(1)	(新規)	○ 通信事業者は、以下の取り組みを実施する。 ・ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ・ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ・ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
2270	4	4	1	4	(1)	○ 通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。	(削除)
2271	4	4	1	4	(2)	児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。	児童・生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。
2272	4	4	2	1	(2)	3 都生活文化局 は、上記 2 のほか、私立学校に伝達	3 都生活文化スポーツ局 は、上記 2 のほか、私立学校に伝達
2273	4	4	2	1	(2)	通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するするとともに、関係事業者に周知する。 なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。	情報を受けたときは、船舶に対する伝達（航行警報、安全通報等による）及び関係事業者への周知を行う。 「災害時における放送要請に関する覚書」を締結している放送機関に対し、速やかな放送を依頼する。
2274	4	4	2	1	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
2275	4	4	2	1	(2)	(新規)	指定公共機関に「楽天モバイル」の追加をお願い致します。
2276	4	4	2	2	(1)	高齢者、障害者、外国人等	高齢者、障害者、 <u>難病患者</u> 、 <u>乳幼児</u> 、 <u>妊産婦</u> 、外国人等
2277	4	4	2	2	(2)	○ 島しょ町村から指定避難所等の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告	(削除)
2278	4	4	2	2	(2)	○ 食料・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。	○ 食料・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
2279	4	4	2	2	(2)	(新規)	○指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」p●●に定めるところによるが、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策に当たって、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2280	4	4	2	2	(2)	○ 指定避難所等（福祉避難所を含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等に連絡する。	(削除)
2281	4	4	2	2	(2)	○ 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。	(削除)
2282	4	4	2	2	(2)	○ 指定避難所等を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。	(削除)
2283	4	4	2	2	(2)	○ 指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とする。	(削除)
2284	4	4	2	2	(2)	○ 自宅や指定避難所等で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。	(削除)
2285	4	4	2	2	(2)	○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。	(削除)
2286	4	4	2	2	(2)	○ 指定避難所等に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話、インターネット（Wi-Fi）、公衆無線LAN、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。	(削除)
2287	4	4	2	2	(2)	○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(削除)
2288	4	4	2	3	(1)	○ その他必要な対策に関すること。	○ その他必要な応急対策に関すること
2289	4	4	2	5		このため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応する	このため、少なくとも発災後1週間程度は地域内で対応する
2290	4	4	2	5		生活必需品等を確保	生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を確保
2291	4	4	2	5		生活必需品等を確実に確保	生活必需品や感染症対策に必要な物資等を確実に確保
2292	4	4	2	5	(1)	○ 支庁の要請を取りまとめ	○ 島しょ町村の要請を取りまとめ
2293	4	4	2	5	(1)	○ 管内町村の要請に応じ、物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整	○ 管内町村から支援要請があった場合物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整
2294	4	4	2	5	(1)	必要に応じて支庁に対して要請	必要に応じて物資調達・輸送調整等支援システムにより都へ要請
2295	4	4	2	5	(1)	○ 都総務局は、支庁からの要請を取りまとめ	○ 都総務局は、物資調達・輸送調整等支援システムによる島しょ町村からの要請を取りまとめ
2296	4	4	2	5	(1)	○ 都支庁は、管内町村から要請を取りまとめ、必要に応じ都総務局に要請する。	○ 都支庁は、都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2297	4	4	2	5	(1)	(新規)	○ 都支庁は、管内町村から支援要請があった場合、物資の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整をする。（なお、支庁では、コンテナ等を活用して、ブルーシートと土のう袋を確保している）
2298	4	4	2	5	(1)	島しょ町村と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保	島しょ町村と連携して、分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保
2299	4	4	2	5	(1)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
2300	4	4	2	5	(1)	分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。	分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
2301	4	4	2	5	(1)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
2302	4	4	2	5	(1)	物資確保が困難な場合には、都に対して要請する。	物資確保が困難な場合には、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> により、都に対して要請する。
2303	4	4	2	5	(2)	(新規)	○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握
2304	4	4	2	5	(2)	○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握	(削除)
2305	4	4	2	5	(2)	<u>支庁</u> に報告	<u>都総務局</u> に報告
2306	4	4	2	5	(2)	日本通運 ヤマト運輸 福山通運 佐川急便 西濃運輸 東海汽船 都トラック協会	日本通運 ヤマト運輸 福山通運 佐川急便 西濃運輸 東海汽船 都トラック協会 <u>協定民間物流事業者</u>
2307	4	4	2	5	(2)	協定民間事業者	協定民間 <u>物流事業者</u>
2308	4	4	3	1	(1)	(新規)	なお、気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知し、その後の国内外の潮位変化に応じて、津波警報や津波注意報を発表することとしている。
2309	4	4	3	1	(4)	津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となるため島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン、緊急速報メール等により住民、観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。	津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となる。 <u>そのため</u> 島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災 <u>行政無線</u> 、サイレン、緊急速報メール等により住民、観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。
2310	4	4	3	1	(4)	東京管区气象台	東京管区气象台 (<u>気象庁</u>)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2311	4	4	3	1	(4)	○ 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、島しょ町村及び緊急放送を行う放送局に通知 (資料第13「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図」) (注)NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。	○ 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、警察庁、警視庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、島しょ町村及び緊急放送を行う放送局に通知 (資料第13「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達系統図」) (注)NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
2312	4	4	3	1	(4)	(図削除)	(図削除)
2313	4	4	3	1	(4)	第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センター等から、国際VHF(16ch)156.8Mhzで船舶向けに周知	第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センター(ほか各海岸局)から、国際VHF(16ch)156.8Mhzで船舶向けに周知
2314	4	4	3	2	(1)	【高齢者等避難】 避難指示を発令することが予想される場合 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	(削除)
2315	4	4	3	2	(1)	【避難指示】 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	【避難指示】 危険な場所から全員避難
2316	4	4	3	2	(1)	○ 島しょ町村長は、立入り規制、避難のための立ち退きの勧告又は指示の措置をとった場合、直ちに、支庁長を経由の上、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。	○ 島しょ町村長は、立入り規制、避難のための立ち退きの指示を行った場合、直ちに、支庁長を経由の上、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。
2317	4	4	3	2	(2)	高齢者、障害者、外国人等	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等
2318	4	4	3	2	(3)	ア 対策内容と役割分担	ア 対策内容と役割分担については、第2節南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策「2（2）指定避難所等の開設・管理運営」に定めるところによる。
2319	4	4	3	2	(3)	都支庁	(削除)
2320	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力	(削除)
2321	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村から指定避難所等の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告	(削除)
2322	4	4	3	2	(3)	都福祉保健局 (島しょ保健所)	(削除)
2323	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握	(削除)
2324	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握	(削除)
2325	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援	(削除)
2326	4	4	3	2	(3)	○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2327	4	4	3	2	(3)	○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保	(削除)
2328	4	4	3	2	(3)	○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導	(削除)
2329	4	4	3	2	(3)	○ 島しょ町村の衛生管理対策支援	(削除)
2330	4	4	3	2	(3)	○ 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。	(削除)
2331	4	4	3	2	(3)	都教育庁	(削除)
2332	4	4	3	2	(3)	○ 都立学校に指定避難所等を開設する場合の運営協力	(削除)
2333	4	4	3	2	(3)	島しょ町村	(削除)
2334	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等（福祉避難所含む）の開設	(削除)
2335	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等の運営等対策	(削除)
2336	4	4	3	2	(3)	○ 食料・生活必需品等の供給	(削除)
2337	4	4	3	2	(3)	○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要	(削除)
2338	4	4	3	2	(3)	○ 避難住民に対する健康相談	(削除)
2339	4	4	3	2	(3)	○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導	(削除)
2340	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等におけるトイレ機能の確保	(削除)
2341	4	4	3	2	(3)	○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供	(削除)
2342	4	4	3	2	(3)	○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策	(削除)
2343	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等における防火安全性の確保	(削除)
2344	4	4	3	2	(3)	(新規)	○指定避難所等の開設・管理運営については、第2部第10章第5節応急対策「2 避難所の開設・管理運営」p●●に定めるところによるが、指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2345	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等（福祉避難所を含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。	(削除)
2346	4	4	3	2	(3)	○ 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。	(削除)
2347	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。	(削除)
2348	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。	(削除)
2349	4	4	3	2	(3)	○ 自宅や指定避難所等で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。	(削除)
2350	4	4	3	2	(3)	○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。	(削除)
2351	4	4	3	2	(3)	○ 指定避難所等に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話、インターネット（Wi-Fi）、公衆無線LAN、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。	(削除)
2352	4	4	3	2	(3)	○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(削除)
2353	4	4	3	2	(4)	九都県市、21大都市、全国知事会との連携は、	全国知事会、九都県市、21大都市との連携は、
2354	4	4	3	3	(1)	都本部	都本部（都総務局）
2355	4	4	3	3	(1)	○ 本部長の所管事務	○ 本部長の所掌事務
2356	4	4	3	4	(1)	第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	第三管区海上保安本部
2357	4	4	3	4	(1)	○ 遭難船舶、遭難者の救助は、巡視船艇、航空機等により行う。 ○ 被災者の救出活動は、被災者の乗下船の場所、運送方法等について、都本部と協議の上実施	○ 救出活動は、被災者の乗下船場所や運送方法等について、都本部と協議の上、巡視船又は航空機により実施
2358	4	4	3	4	(1)	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療及び助産救護活動を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施。
2359	4	4	3	4		(2) - 1 医療救護活動	(2) 医療救護活動

No	部	章	節	項	目	旧	新
2360	4	4	3	4		(2) - 2 負傷者等の取扱い	(3) 負傷者等の取扱い
2361	4	4	3	4		(2) - 3 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制	(4) 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制
2362	4	4	3	5		(新規)	相互応援協力・派遣要請については、第2部第6章第5節応急対策「3 応援協力・派遣要請」p●●に定めるところによるが、島しょにおいては、以下のとおり相互応援協力のための協定を締結している。
2363	4	4	3	5		地震に伴う津波により被害を受け又は受けるおそれがある場合、国による支援のほか、地方公共団体間の広域的な相互応援協力又は各防災機関との連携により災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。 ここでは、相互応援協力・派遣要請について必要な事項を定める。	(削除)
2364	4	4	3	5	(1)	(1) 応援協力・派遣要請 ア 対策内容と役割分担	(削除)
2365	4	4	3	5	(1)	都総務局	(削除)
2366	4	4	3	5	(1)	○ 区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。	(削除)
2367	4	4	3	5	(1)	○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施	(削除)
2368	4	4	3	5	(1)	○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要であると認めた場合、又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請	(削除)
2369	4	4	3	5	(1)	島しょ町村	(削除)
2370	4	4	3	5	(1)	○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。	(削除)
2371	4	4	3	5	(1)	○ 島しょ町村間相互の応援協力について実施	(削除)
2372	4	4	3	5	(1)	○ 島しょ町村域内の応援協力について実施	(削除)
2373	4	4	3	5	(1)	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要であると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求	(削除)
2374	4	4	3	5	(1)	○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知	(削除)
2375	4	4	3	5	(1)	自衛隊	(削除)
2376	4	4	3	5	(1)	○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2377	4	4	3	5	(1)	防災機関	(削除)
2378	4	4	3	5	(1)	○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。	(削除)
2379	4	4	3	5	(1)	○ 防災機関相互の応援協力について実施	(削除)
2380	4	4	3	5	(1)	○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼	(削除)
2381	4	4	3	5	(1)	○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。	(削除)
2382	4	4	3	5	(1)	【業務手順】図一式	(削除)
2383	4	4	3	5	(2)	(2) 自衛隊への災害派遣要請	(削除)
2384	4	4	3	5	(2)	○ 知事は、地震により災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。	(削除)
2385	4	4	3	5	(2)	○ 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。	(削除)
2386	4	4	3	5	(2)	ア 災害派遣の範囲 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。	(削除)
2387	4	4	3	5	(2)	○ 知事の要請による災害派遣 ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、島しょ町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合	(削除)
2388	4	4	3	5	(2)	○ 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣 ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ・ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合	(削除)
2389	4	4	3	5	(2)	イ 災害派遣要請の手続等	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2390	4	4	3	5	(2)	○ 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。 ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ その他参考となるべき事項	(削除)
2391	4	4	3	5	(2)	○ 町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。	(削除)
2392	4	4	3	5	(2)	○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。	(削除)
2393	4	4	3	5	(2)	○ 緊急避難及び人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。(資料第15「災害派遣要請の手続等」)	(削除)
2394	4	4	3	5	(2)	○ 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を通知する。	(削除)
2395	4	4	3	5	(2)	ウ 自衛隊との連絡	(削除)
2396	4	4	3	5	(2)	○ 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。	(削除)
2397	4	4	3	5	(2)	○ 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。	(削除)
2398	4	4	3	5	(2)	○ 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。	(削除)
2399	4	4	3	5	(2)	○ 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所(東部方面総監部)を設置する。	(削除)
2400	4	4	3	5	(2)	○ 東京地域において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに都本部に第一師団直轄の連絡班を派遣する。	(削除)
2401	4	4	3	5	(2)	エ 災害派遣部隊の受入体制	(削除)
2402	4	4	3	5	(2)	○ 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。	(削除)
2403	4	4	3	5	(2)	○ 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2404	4	4	3	5	(2)	○ 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。	(削除)
2405	4	4	3	5	(2)	○ 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況及び使用の可否を確認し、島しょ町村と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。	(削除)
2406	4	4	3	5	(2)	オ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議	(削除)
2407	4	4	3	5	(2)	○ 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。	(削除)
2408	4	4	3	5	(2)	カ 経費の負担	(削除)
2409	4	4	3	5	(2)	○ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。	(削除)
2410	4	4	3	5	(2)	○ これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊長等と協定を締結する。 ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費 ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料 ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 ・ 天幕等の管理換に伴う修理費 ・ 島しょ部に係る輸送料等 ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。	(削除)
2411	4	4	3	5	(2)	【災害派遣部隊の活動内容】	(削除)
2412	4	4	3	5	(2)	都の域内を担当する組織	(削除)
2413	4	4	3	5	(2)	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部	(削除)
2414	4	4	3	5	(2)	被害状況の把握	(削除)
2415	4	4	3	5	(2)	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握	(削除)
2416	4	4	3	5	(2)	避難の援助	(削除)
2417	4	4	3	5	(2)	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2418	4	4	3	5	(2)	避難者等の搜索援助	(削除)
2419	4	4	3	5	(2)	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。	(削除)
2420	4	4	3	5	(2)	水防活動	(削除)
2421	4	4	3	5	(2)	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	(削除)
2422	4	4	3	5	(2)	消防活動	(削除)
2423	4	4	3	5	(2)	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。	(削除)
2424	4	4	3	5	(2)	道路又は水路の障害物除去	(削除)
2425	4	4	3	5	(2)	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。	(削除)
2426	4	4	3	5	(2)	応急医療、救護及び防疫	(削除)
2427	4	4	3	5	(2)	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。	(削除)
2428	4	4	3	5	(2)	人員及び物資の緊急輸送	(削除)
2429	4	4	3	5	(2)	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	(削除)
2430	4	4	3	5	(2)	被災者生活支援	(削除)
2431	4	4	3	5	(2)	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施	(削除)
2432	4	4	3	5	(2)	救援物資の無償貸付又は譲与	(削除)
2433	4	4	3	5	(2)	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与	(削除)
2434	4	4	3	5	(2)	危険物の保安及び除去	(削除)
2435	4	4	3	5	(2)	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施	(削除)
2436	4	4	3	5	(2)	その他臨機の措置等	(削除)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2437	4	4	3	5	(2)	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。	(削除)
2438	4	4	3	5	(2)	(資料第16「陸上・航空自衛隊航空機能力基準」) (資料第17「陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準」) (資料第18「海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準等」) (資料第19「ヘリコプター発着場基準及び表示要領」) (資料第20「震災時の即時救援主要部隊の態勢図」)	(削除)
2439	4	4	3	7		発災後1週間程度は原則として地域内で対応できることを目標	少なくとも発災後1週間程度は地域内で対応できることを目標
2440	4	4	3	7		生活必需品等を確保	生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を確保
2441	4	4	3	7		都及び島しょ町村の役割分担等を整理した上で、	都及び島しょ町村が連携し、
2442	4	4	3	7		生活必需品等を確実に確保	生活必需品や感染症対策に必要な物資等を確実に確保
2443	4	4	3	7	(2)	生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じて	生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等を調達しうる措置を講じて
2444	4	4	3	7	(2)	生活必需品等を調達する。	生活必需品や感染症対策に必要な物資等を調達する。
2445	4	4	3	7	(2)	○ 支庁の要請を取りまとめ	○ 島しょ町村の要請を取りまとめ
2446	4	4	3	7	(2)	(新規)	○ 島しょ町村から、物資調達・輸送調整等支援システムにより、食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。
2447	4	4	3	7	(2)	分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。	分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
2448	4	4	3	7	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
2449	4	4	3	7	(2)	分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。	分散備蓄等により少なくとも発災後1週間程度の物資の確保に努める。
2450	4	4	3	7	(2)	(新規)	○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
2451	4	4	3	7	(2)	○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。	○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
2452	4	4	3	7	(2)	(新規)	○ 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2453	4	4	3	7	(3)	都本部	都本部 (都総務局)
2454	4	4	3	7	(3)	(新規)	○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握
2455	4	4	3	7	(3)	○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握	(削除)
2456	4	4	3	7	(3)	支庁に報告	都総務局に報告
2457	4	4	3	7	(3)	日本通運 ヤマト運輸 福山通運 佐川急便 西濃運輸 東海汽船 都トラック協会	日本通運 ヤマト運輸 福山通運 佐川急便 西濃運輸 東海汽船 都トラック協会 協定民間物流事業者
2458	4	4	3	7	(3)	都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾まで輸送を、協定団体に要請する。	都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾までの輸送を、協定団体に要請する。
2459	4	4	3	7	(3)	協定民間事業者	協定民間物流事業者
2460	4	4	3	8	(3)	各島嶼事務所	各島しょ事務所
2461	4	4	3	8	(5)	「各通信事業者」 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策を実施する。	「各通信事業者」 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
2462	4	4	3	8	(5)	・ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況	・ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
2463	4	4	3	8	(5)	(新規)	・ 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
2464	4	5	1	1	(1)	この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし都、区市町村及び防災機関等とのべき事前対策の基本的事項を定める。	この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし、都、区市町村及び防災機関等とのべき事前対策の基本的事項を定める。
2465	4	5	2			第2部第1章第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」	第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」
2466	4	5	3	1	(1)	ク 避難行動要支援者がいる家庭では、区市町村の定める要件に従い、差し支えない限り、区市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。	ク 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
2467	4	5	3	3	(1)	強化地域における第5章第4節3（（1））記載の地震防災応急計画の作成義務のある事業所については、当該計画を作成	強化地域における第2部第5章「津波等対策」第4節3（（1））記載の地震防災応急計画の作成義務のある事業所については、当該計画を作成

No	部	章	節	項	目	旧	新
2468	4	5	4	2	(2)	児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。	児童・生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。
2469	4	5	4	4		1 予知情報の収集、伝達 （1）局内事業所、都立・公社病院等及び関係機関（都医師会等）に対する情報伝達 （2）入院患者等に対する広報 2 医療救護班等の編成 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、都立・公社病院、 日赤東京都支部等：医療救護班等の編成準備要請	1 予知情報の収集、伝達 （1）局内事業所、都立病院等及び関係機関（都医師会等）に対する情報伝達 （2）入院患者等に対する広報 2 医療救護班等の編成 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、都立病院、 日赤東京都支部等：医療救護班等の編成準備要請
2470	4	5	4	4		監理団体	東京都政策連携団体
2471	4	5	4	4		東京電力	東京電力グループ
2472	4	5	4	4		東京ガス	東京ガスグループ
2473	4	5	4	4		地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 国又は東京都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
2474	4	5	4	4		大規模地震を想定し、地震防災対策の実施上必要な次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 国、都等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
2475	4	5	4	4		大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難所等への支援 6 その他必要とするもの 国又は東京都及び市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
2476	4	5	4	4		市町村	区市町村

No	部	章	節	項	目	旧	新
2477	4	5	4	4		ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
2478	4	5	4	4		(新規)	楽天モバイル 防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を年1回以上実施する。 1 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 2 地震災害対策警戒組織の設置訓練 3 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 4 その他必要な訓練
2479	4	5	5	1	(2)	都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、	都総合防災部は「情報監視態勢」をとり、
2480	4	5	5	1	(2)	(新規)	指定公共機関に「楽天モバイル」の追加をお願い致します。
2481	4	5	5	1	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
2482	4	5	5	2	(4)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2483	4	5	5	2	(4)	(一財)東京私立中学高等学校協会	一般財団法人東京私立中学高等学校協会
2484	4	5	5	2	(4)	注意情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。	注意情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。
2485	4	5	5	2	(6)	震災警戒態勢	震災態勢又は震災非常配備態勢
2486	4	5	5	2	(6)	(新規)	(1) 震災態勢 ア 情報収集体制を強化 イ 震災対策資器材等の準備
2487	4	5	5	2	(6)	(新規)	(2) 震災非常配備態勢

No	部	章	節	項	目	旧	新
2488	4	5	5	2	(6)	(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 航空隊運航体制の確保 (6) 救助・救急資器材の準備 (7) 情報受信体制の強化 (8) 高所見張員の派遣 (9) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (10) その他消防活動上必要な情報の収集	ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集 イ 震災消防活動部隊の編成 ウ 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣 エ 救急医療情報の収集体制の強化 オ 航空隊運航体制の確保 カ 救助・救急資器材の準備 キ 情報受信体制の強化 ク 高所見張員の派遣 ケ 出火防止、初期消火等の広報の準備 コ その他消防活動上必要な情報の収集
2489	4	5	5	2	(6)	1 地震災害対策本部の設置準備に入る。	1 事故・災害対策本部の設置準備に入る。
2490	4	5	5	2	(6)	注意情報を受けた場合、直ちに対策会議を招集して、災害対策本部の設置及び社員を非常招集	注意情報を受けた場合、直ちに災害・事故等対策会議を招集して、災害・事故等対策本部の設置及び社員を非常招集
2491	4	5	5	2	(6)	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
2492	4	5	5	2	(6)	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 1 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 3 社員の確保及び避難の状況 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。
2493	4	5	5	2	(6)	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
2494	4	5	5	2	(6)	(新規)	楽天モバイル 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、状況の把握に努め、場合によっては必要要員を確保、派遣し通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
2495	4	5	5	2	(7)	-	各放送局の順序変更 (第2部第1章第2節7記載のものに準じる)
2496	4	5	5	2	(7)	TBSラジオ&コミュニケーションズ	TBSラジオ
2497	4	5	5	2	(7)	1 放送態勢 注意情報を気象庁の同報装置で受信した場合、編成部デスク（夜間、休日は当直者）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に沿って、この旨を伝達	1 放送態勢 注意情報を気象庁の同報装置で受信した場合は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に沿って、この旨を伝達

No	部	章	節	項	目	旧	新
2498	4	5	5	2	(7)	I n t e r F M	interfm
2499	4	5	5	2	(7)	注意情報の発表を受けて直ちに速報スーパーで情報内容を放送，態勢が整い次第、通常番組を中断、報道特別番組を放送	注意情報の発表を受けて直ちに速報スーパーで情報内容を放送、態勢が整い次第、通常番組を中断、報道特別番組を放送
2500	4	5	5	2	(8)	2 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。	2 各支社（首都圏本部・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。
2501	4	5	5	2	(8)	1 従業員は、冷静に旅客の対応に努めるとともに、状況に応じ、旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。	1 お知らせモニター、放送装置、ホームページ等を活用しお客さまに情報提供を行い、駅構内の混乱防止に努める。
2502	4	5	5	2	(8)	3 災害用伝言ダイヤルの提供準備	(削除)
2503	4	5	5	2	(8)	4 対策要員の確保 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保	3 対策要員の確保 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保
2504	4	5	5	2	(8)	1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保 8 医療施設及び研修施設等における対策	(削除)
2505	4	5	5	2	(8)	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
2506	4	5	5	2	(8)	(新規)	楽天モバイル
2507	4	5	5	2	(8)	(新規)	国、東京都、各自治体及び関係機関から発出される指示及び各種情報、または報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。
2508	4	5	6	1	(1)	○ 都警戒本部における所掌事務は以下のとおり	○ 都警戒本部における所掌事務は以下のとおり。
2509	4	5	6	1	(1)	避難の勧告又は指示に関すること。	避難指示に関すること。
2510	4	5	6	1	(1)	平成26年12月4日現在	令和5年4月1日現在

No	部	章	節	項	目	旧	新
2511	4	5	6	1	(1)	(新規)	子供政策連携室
2512	4	5	6	1	(1)	青少年・治安対策本部	(削除)
2513	4	5	6	1	(1)	生活文化局	生活文化スポーツ局
2514	4	5	6	1	(1)	オリンピック・パラリンピック準備局	(削除)
2515	4	5	6	1	(1)	(新規)	住宅政策本部
2516	4	5	6	1	(1)	病院経営本部	(削除)
2517	4	5	6	1	(1)	国他県市広域調整部門	国他県市等広域調整部門
2518	4	5	6	1	(1)	(新規)	人員調整部門
2519	4	5	6	1	(1)	設備部門	(削除)
2520	4	5	6	1	(1)	庶務部門	(削除)
2521	4	5	6	1	(1)	報道部門	(削除)
2522	4	5	6	1	(1)	広報広聴部門	(削除)
2523	4	5	6	1	(1)	(新規)	1 広報及び広聴に関すること
2524	4	5	6	1	(1)	1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 その他特命に関すること。	2 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 3 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 4 その他特命に関すること。
2525	4	5	6	1	(1)	(新規)	都子供政策連携室
2526	4	5	6	1	(1)	(新規)	1 災害時における他の局の応援に関すること。 2 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。
2527	4	5	6	1	(1)	都青少年・治安対策本部	(削除)
2528	4	5	6	1	(1)	本部長の特命に関すること	(削除)
2529	4	5	6	1	(1)	(新規)	都デジタルサービス局

No	部	章	節	項	目	旧	新
2530	4	5	6	1	(1)	(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関する事。 3 基盤システムの維持に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。 5 都所有海底通信ケーブル等の保全に関する事。
2531	4	5	6	1	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2532	4	5	6	1	(1)	1 広報及び広聴に関する事	(削除)
2533	4	5	6	1	(1)	<ol style="list-style-type: none"> 2 私立学校の東海地震対策の指導に関する事。 3 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 4 文化施設の保全に関する事。 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校の東海地震対策の指導に関する事。 2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 3 文化施設の保全に関する事。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関する事。
2534	4	5	6	1	(1)	都オリンピック・パラリンピック準備局	(削除)
2535	4	5	6	1	(1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 災害時における他の局の応援に関する事。 	(削除)
2536	4	5	6	1	(1)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供給準備に関する事。 2 都営住宅等の保全に関する事。 3 地震防災における他の局及び区市町村の応援に関する事。 	1 地震防災における他の局及び区市町村の応援に関する事。
2537	4	5	6	1	(1)	(新規)	都住宅政策本部
2538	4	5	6	1	(1)	(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅等の供給準備に関する事。 2 都営住宅等の保全に関する事。
2539	4	5	6	1	(1)	5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事（他に属するものを除く。）。	<ol style="list-style-type: none"> 5 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事（他に属するものを除く。）。
2540	4	5	6	1	(1)	病院経営本部	(削除)
2541	4	5	6	1	(1)	都立病院の医療救護活動に関する事。	(削除)
2542	4	5	6	1	(1)	○ 都警戒本部は、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎9階）に置かれる。	○ 都警戒本部は、原則として東京都防災センターに置かれる。
2543	4	5	6	1	(1)	○ 都警戒本部からの発表は、政策企画局長が都庁記者クラブ（第一本庁舎6階）、又は臨時記者室において行う。	○ 都警戒本部からの発表は、政策企画局長が都庁記者クラブ、又は臨時記者室において行う。
2544	4	5	6	1	(1)	(新規)	都警戒本部の運営を確保するに当たり、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第5節「具体的な取組」に定めるとおり、東京都防災センター及び東京都立川地域防災センターの機能を活用する。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2545	4	5	6	1	(1)	<p>(ア) 東京都防災センター</p> <p>○ 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。</p> <p>○ 東京都防災センターは、次の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、蓄積、分析、伝達機能 ・ 審議、決定、調整機能 ・ 指揮、命令、連絡機能 <p>○ 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。</p>	(削除)
2546	4	5	6	1	(1)	<p>(イ) 東京都立川地域防災センター</p> <p>○ 東京都立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集及び連絡調整等の機能を有している。</p> <p>○ 原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。</p> <p>○ 状況により本部長が必要と認めるときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。</p> <p>○ 立川基地には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との情報連絡、調整などを実施し、連携を図る。</p>	(削除)
2547	4	5	6	1	(1)	第5節「具体的な取り組み」	第5節「具体的な取組」
2548	4	5	6	1	(2)	避難指示・勧告、誘導等	避難指示、誘導等
2549	4	5	6	1	(2)	立川地域防災センター	東京都立川地域防災センター
2550	4	5	6	1	(2)	○ 東京都防災センター周辺及び立川地域防災センターに整備した災害対策職員住宅の入居者は、地震災害警戒時における情報の収集、都警戒本部設置準備等の事務に従事する。	○ 東京都防災センター及び東京都立川地域防災センター周辺に整備した災害対策職員住宅に入居している職員は、地震災害警戒時における情報の収集、都警戒本部設置準備等の事務に従事する。
2551	4	5	6	1	(2)	○ 上記職員は、夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢がとられた場合には、直ちに東京都防災センター若しくは立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。	○ 上記職員は、東海地震に関する情報が発表された場合には、必要に応じて直ちに東京都防災センター若しくは東京都立川地域防災センターに参集し、危機管理監の指揮の下、災害情報の収集・連絡や都本部の運営等に当たる。
2552	4	5	6	1	(2)	○ 災害対策職員住宅に入居している都総合防災部職員は、夜間防災室からの連絡又は東海地震に関する情報が発表された場合、速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。	(削除)
2553	4	5	6	1	(6)	<p>(ア) 派遣を要請する理由</p> <p>(イ) 派遣を要請する期間</p> <p>(ウ) 派遣を希望する区域</p> <p>(エ) その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣を要請する理由 ・ 派遣を要請する期間 ・ 派遣を希望する区域 ・ その他参考となるべき事項
2554	4	5	6	2	(1)	(新規)	楽天モバイル
2555	4	5	6	2	(1)	東京ガス	東京ガスグループ

No	部	章	節	項	目	旧	新
2556	4	5	6	2	(1)	4 都都市整備局は上記2のほか、東京都住宅供給公社、(一社)東京建設業協会、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に伝達	4 都住宅政策本部は上記2のほか、東京都住宅供給公社、(一社)東京建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)日本木造住宅産業協会に伝達
2557	4	5	6	2	(1)	都生活部文化局	都生活文化スポーツ局
2558	4	5	6	2	(1)	第5章第6節2「放送機関の対応措置」参照	第4部第5章第6節2_(3)「放送機関の対応措置」参照
2559	4	5	6	2	(1)	第5章第6節6(3)ア「情報伝達」参照	第4部第5章第6節6(3)ア「情報伝達」参照
2560	4	5	6	2	(1)	○ 警戒宣言の内容 ○ 東京での予想震度 ○ 防災対策の実施の徹底 ○ その他特に必要な事項	・ 警戒宣言の内容 ・ 東京での予想震度 ・ 防災対策の実施の徹底 ・ その他特に必要な事項
2561	4	5	6	2	(2)	○ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報 ①回線の輻輳状況 ②規制措置の実施状況 ③電話利用の自粛要請 ④災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等	○ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報 ①通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 ②電報の受付及び配達状況 ③加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況 ④営業窓口における業務実施状況 ⑤お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。） ⑥その他必要とする事項
2562	4	5	6	2	(2)	○ 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報 ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況 ②物資の流通状況 ③買い急ぎをする必要がないこと等	○ 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報 ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況 ②物資の流通状況 ③買い急ぎをする必要がないこと等
2563	4	5	6	2	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2564	4	5	6	2	(3)	-	各放送局の順序変更 (第2部第1章第2節7記載のものに準じる)
2565	4	5	6	2	(3)	TBSラジオ&コミュニケーションズ	TBSラジオ
2566	4	5	6	2	(3)	I n t e r F M	interfm
2567	4	5	6	2	(3)	社長を長とする	(削除)
2568	4	5	6	2	(3)	避難勧告	避難指示等
2569	4	5	6	2	(3)	2 放送内容における "例、" の記載	"例 "に修正
2570	4	5	6	3	(1)	第4部第4章第2節「1 津波情報の収集・伝達」	第4部第4章「南海トラフ地震等防災対策」第3節「1 津波情報の収集・伝達」

No	部	章	節	項	目	旧	新
2571	4	5	6	3	(2)	「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」	「首都直下地震等による東京の被害想定」
2572	4	5	6	3	(3)	○ 島しょ町村にあっては、地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、安全な避難地を定め、住民等に周知徹底を図る。	○ 島しょ町村にあっては、地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、安全な避難地を定め、住民等に周知徹底を図る。
2573	4	5	6	3	(3)	○ 地震発生から津波の到達まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。	○ 地震発生から津波の到達まで時間的余裕のない場合が多いので、避難指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
2574	4	5	6	3	(3)	1 避難の勧告、指示	1 避難の指示等
2575	4	5	6	3	(3)	関係機関と連携し住民に避難勧告、指示を行う。	避難の指示等を行う。
2576	4	5	6	3	(3)	避難勧告、指示が出された場合には、	避難指示が発令された場合には、
2577	4	5	6	3	(3)	・ 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の指示・勧告	・ 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令・勧告
2578	4	5	6	3	(5)	原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ区市町村長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。	原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ区市町村長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示等を行い、安全な場所へ避難させる。
2579	4	5	6	3	(5)	(ウ) 周知、伝達方法 避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法（有線放送、広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。	(ウ) 周知、伝達方法 避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示等の際の伝達方法（有線放送、広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。
2580	4	5	6	3	(5)	イ 警戒宣言時における対応 (ア) 避難勧告 区市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記ア（ウ）に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。	イ 警戒宣言時における対応 (ア) 避難指示等 区市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記ア（ウ）に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示等を実施する。
2581	4	5	6	3	(5)	イ 東京消防庁管内における活動態勢 ○ 東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、次の対策をとる。	イ 東京消防庁管内における活動態勢 (ア) 東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下であり、次の対策をとる。
2582	4	5	6	4	(1)	(新規)	○震災態勢 ・情報収集体制の強化 ・震災対策資器材の準備 ○震災非常配備態勢
2583	4	5	6	4	(2)	地震が発生したときに石油类等危険物、火薬類	地震が発生したときに石油コンビナート、火薬類

No	部	章	節	項	目	旧	新
2584	4	5	6	4	(4)	<p>3 港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な指示又は避難勧告等を実施 (1) 港内外にある巨大船（長さ200m以上の船舶）及び危険物積載船（海上交通安全法第22条に定める危険物積載船をいう。）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう指示又は勧告 (2) 港内にある又は入港しようとする次の船舶に対し、場所を特定して港外等安全な場所へ避難する又は入港しないよう指示・勧告 ア（1）に定める以外の危険物積載船（港則法第21条に定める危険物積載船をいう。） イ 地震により岸壁、臨海施設の損壊等によって被害を受けるおそれのある場所に係留している船舶 (3) 避難措置をとらなくてもよい船舶に対しては、荷役を中止し、発災後直ちに移動できる態勢をとるよう指示又は勧告</p>	<p>3 港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な指示又は避難勧告等を実施 (1) 港内外にある巨大船（長さ200m以上の船舶）及び危険物積載船（海上交通安全法第22条に定める危険物積載船をいう。）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう命令又は勧告 (2) 港内にある又は入港しようとする次の船舶に対し、場所を特定して港外等安全な場所へ避難する又は入港しないよう命令・勧告 ア（1）に定める以外の危険物積載船（港則法第21条に定める危険物積載船をいう。） イ 地震により岸壁、臨海施設の損壊等によって被害を受けるおそれのある場所に係留している船舶 (3) 避難措置をとらなくてもよい船舶に対しては、荷役を中止し、発災後直ちに移動できる態勢をとるよう命令又は勧告</p>
2585	4	5	6	5	(1)	都福祉保健局 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日赤東京都支部、	都福祉保健局 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、東京都立病院機構、日赤東京都支部
2586	4	5	6	5	(1)	関東信越厚生局	(削除)
2587	4	5	6	5	(1)	・ 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請	・ 都医師会、日赤東京都支部に対する受入体制確保の要請
2588	4	5	6	5	(1)	関東信越厚生局	(削除)
2589	4	5	6	5	(1)	○ 国立病院、国立療養所の広域災害救護班活動要綱により、救護班編成の準備、医療品等の確保を図り、傷病者の受入体制を整える。	(削除)
2590	4	5	6	5	(2)	都立病院 (都病院経営本部)	都立病院 (東京都立病院機構)
2591	4	5	6	5	(2)	国立病院 国立療養所 (関東信越厚生局)	国立病院 国立療養所
2592	4	5	6	6	(1)	(1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。	(1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
2593	4	5	6	6	(3)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は通常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。
2594	4	5	6	6	(3)	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。
2595	4	5	6	6	(5)	(新規)	調布飛行場管理事務所・各支庁港湾空港管理事務所－空港内航空会社等
2596	4	5	6	6	(5)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2597	4	5	6	6	(6)	(強化地域内を到着点とする者を除く)	(強化地域内を到着点とする者を除く。)

No	部	章	節	項	目	旧	新
2598	4	5	6	6	(6)	運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させる場合又は乗船させない場合であって、当該港について村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされる時の避難については、当該港の村と連絡を取り、実施するものとする。	運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させる場合又は乗船させない場合であって、当該港について村長等の居住者等に対する避難の指示がなされている等、旅客の避難が必要とされる時の避難については、当該港の村と連絡を取り、実施するものとする。
2599	4	5	6	7	(3)	都オリンピック・パラリンピック準備局	都生活文化スポーツ局
2600	4	5	6	7	(3)	2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険個所の応急補強、危険物の保安措置を実施	2 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。
2601	4	5	6	8	(1)	東京電力	東京電力グループ
2602	4	5	6	8	(2)	東京ガス	東京ガスグループ
2603	4	5	6	8	(5)	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 （1）防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 （2）街頭公衆電話からの通話 （3）非常、緊急扱い通話 （4）災害用伝言ダイヤル等の提供準備 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 （1）一般加入電話からのダイヤル通話 （2）100番通話 （3）防災関係機関等から緊急な要請への対応 （ア）故障修理 （イ）臨時電話、臨時専用回線等の開通 （注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 （1）防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 （2）街頭公衆電話からの通話 （3）非常・緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 （1）一般加入電話からのダイヤル通話 （2）一般電報の発信及び電話による配達 （3）営業窓口 （4）防災関係機関等から緊急な要請への対応 （ア）故障修理 （イ）臨時電話、臨時専用回線等の開通 （注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
2604	4	5	6	8	(5)	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 ○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳(ふくそう)したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
2605	4	5	6	8	(5)	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
2606	4	5	6	8	(5)	警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳(ふくそう)した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳(ふくそう)した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。
2607	4	5	6	8	(5)	(新規)	楽天モバイル
2608	4	5	6	8	(5)	(新規)	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通が著しく輻輳(ふくそう)した際は、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

No	部	章	節	項	目	旧	新
2609	4	5	6	8	(5)	<p>1 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>(2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)</p> <p>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>(4) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>	<p>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>(2) 電報の受付及び配達状況</p> <p>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況</p> <p>(4) 営業窓口における業務実施状況</p> <p>(5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）</p> <p>(6) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報を実施するに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>
2610	4	5	6	8	(5)	(災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む)	(削除)
2611	4	5	6	8	(5)	<p>○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>2 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。）</p> <p>業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>4 その他必要とする事項</p>	<p>○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>2 営業窓口における業務実施状況</p> <p>3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板の準備状況を含む。）</p> <p>業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>4 その他必要とする事項</p>
2612	4	5	6	8	(5)	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク
2613	4	5	6	8	(5)	2 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請	2 災害用伝言板等の協力要請
2614	4	5	6	8	(5)	(新規)	楽天モバイル
2615	4	5	6	8	(5)	(新規)	<p>○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳(ふくそう)した場合は、テレビ・ラジオ放送等を通じ利用者に以下の事項を広報する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</p> <p>2 通信サービスの輻輳(ふくそう)対策状況</p> <p>3 その他必要とする事項</p>
2616	4	5	6	8	(5)	<p>○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</p> <p>2 各対策組織の必要要員を招集</p> <p>3 社外機関との情報連携</p> <p>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</p> <p>5 電源、物資及び人員の確保</p> <p>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</p> <p>7 その他必要な事項</p>	<p>○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒宣言等情報の伝達と周知</p> <p>2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置</p> <p>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</p> <p>4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備</p> <p>5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）</p> <p>6 グループ会社等の応援に関する確認と手配</p> <p>7 電気通信設備等の巡視点検</p> <p>8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置</p> <p>9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</p>
2617	4	5	6	8	(5)	ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	ソフトバンク

No	部	章	節	項	目	旧	新
2618	4	5	6	8	(5)	(新規)	楽天モバイル
2619	4	5	6	8	(5)	(新規)	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言の伝達 2 社外機関との連携・協力 3 社員の安全確保 4 対策要員の確保 5 災害対策用設備・資機材の確保、配備 6 その他必要な事項
2620	4	5	6	9	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2621	4	5	6	9	(1)	○ 緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整	○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供
2622	4	5	6	9	(1)	■ 機関名 関東農政局東京地域センター ■ 対策内容 応急用食料の流通在庫に関する情報提供に協力	(削除)
2623	4	5	6	9	(1)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2624	4	5	6	9	(1)	«関東農政局» ○ 知事の要請を受け、応援食料品の円滑な調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整等を行う。	«関東農政局» ○ 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合は、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。
2625	4	5	6	9	(1)	«関東農政局東京地域センター» ○ 応急用食料（精米、即席めん、パン、レトルト食品等）の流通在庫に関する情報の提供等について、知事の要請に協力する。	(削除)
2626	4	5	6	9	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局
2627	4	5	6	9	(2)	農林水産省生産局に対して米穀の出庫準備を要請	農林水産省農産局に対して米穀の出庫準備を要請
2628	4	5	6	9	(2)	■ 機関名 農林水産省生産局 ■ 対策内容 ○ 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応	■ 機関名 農林水産省農産局 ■ 対策内容 ○ 都からの米穀の放出要請に対応
2629	4	5	6	9	(2)	■ 機関名 関東農政局東京地域センター ■ 対策内容 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。	(削除)
2630	4	5	6	9	(2)	都生活文化局	都生活文化スポーツ局

No	部	章	節	項	目	旧	新
2631	4	5	6	9	(2)	米穀販売事業者の在庫で不足が想定される場合は、農林水産省生産局と協議し、政府保有の玄米を米穀販売業者に委託して精米し調達する準備を要請する。	米穀販売事業者の在庫で不足が想定される場合は、農林水産省農産局と協議し、政府保有の玄米を米穀販売業者に委託して精米し調達する準備を要請する。
2632	4	5	6	9	(2)	«農林水産省生産局» ○都産業労働局から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)により処理する。	«農林水産省農産局» ○都から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例により処理する。
2633	4	5	6	9	(2)	«関東農政局東京地域センター» 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局と連絡調整を行う。	(削除)
2634	4	5	6	10	(1)	イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。	イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。